



第4次 人吉市

地域福祉計画
地域福祉活動計画
自殺対策計画



令和7年3月
人吉市・人吉市社会福祉協議会



はじめに

本市では、令和元年度に「第3次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域の皆様が住み慣れた地域で、健やかに安心して生活を送り、心豊かな人生を送ることができる地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



しかしながら、全国で人口減少、少子高齢化が進展する中で、本市におきましても地域社会の担い手の減少は地域活動の衰退に拍車をかけ、地域への関心が希薄化している状況下にあります。そのような中、甚大な被害を及ぼした令和2年7月豪雨災害の影響を受け、問題はますます深刻なものになっています。様々な分野の課題がいくつも絡み合い、複合化、複雑化しており、様々な場において、助け合い、支え合いの基盤が弱まっている状況にあります。

こうした課題の解決には、多くの人に地域や福祉に関心を持ってもらい、地域の皆様が協力し助け合う地域福祉の体制を整えていくことがとても重要です。

そこで、第3次計画の期間が令和6年度をもって満了することに伴い、「第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画」を策定しました。

人吉市の最上位計画である「人吉市総合計画」の視点も取り入れて、「お互いさまの心で 支え合うまち ずっと住み続けたいまち ひとよし」を新しい基本理念として掲げ、お互いに支え合いながら、誰もが自分らしく、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して、地域づくりに取り組んでまいります。

なお、今回も、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、人吉市社会福祉協議会が所管する「地域福祉活動計画」と併せて策定し、一体的な推進を図ってまいります。

また、これまで別計画としていた「人吉市自殺対策計画」についても今回一体的に策定したところです。自殺対策については福祉分野とも密接に関係しており、誰一人として自殺に追い込まれることのない人吉市の実現を目指して取組を進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、御尽力いただきました人吉市地域福祉計画推進委員会、及び、人吉市地域福祉活動計画検討委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をいただきました市民の皆様や関係団体・事業者の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年3月

人吉市長
人吉市社会福祉協議会会長
松岡 隼人

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制と市民参画	4
5. 地域福祉推進のための4つの視点	6
6. 地域福祉の対象者と担い手	8
7. 地域圏域の設定	8
第2章 統計から見える人吉市の現状	9
1. 人口ピラミッド	9
2. 人口の推移	10
3. 世帯の状況	13
4. 高齢者の状況	14
5. 障がい者の状況	16
6. 生活保護の状況	16
7. 成年後見制度の利用状況	17
8. 市民アンケート調査の結果概要	18
9. 専門職アンケート調査結果概要	22
第3章 第3次計画の振り返り	28
基本目標1 地域福祉の基盤づくり	28
基本目標2 孤立させないまちづくり	28
基本目標3 安全・安心なまちづくり	29
第4章 計画の基本的な考え方	31
1. 計画の基本理念	31
2. 計画の基本目標	32
3. 計画の体系	32
4. 本計画とSDGsの関連	33
第5章 取り組みと役割分担	34
基本目標1 地域福祉の基盤づくり	34
基本目標2 孤立させないまちづくり	44
基本目標3 安全・安心なまちづくり	57
第6章 地域福祉活動計画	63
1. 地域福祉活動計画とは	63
2. 計画の期間	63
3. 計画策定について	64
4. 取り組み方針	64
5. 取り組み内容と事業・活動	67

基本目標 1 地域福祉の基盤づくり	67
基本目標 2 孤立させないまちづくり	69
基本目標 3 安全・安心なまちづくり	72
6. 計画の推進、進行管理と評価	73
第7章 校区社会福祉協議会活動計画	74
1. 校区社会福祉協議会とは	74
2. 校区別活動計画	76
○東校区	77
○西校区	78
○東間校区	79
○大畑校区	80
○西瀬校区	81
○中原校区	82
第8章 第2期人吉市自殺対策計画	83
1. 計画の概要	83
2. 人吉市における自殺の現状	85
3. 自殺対策の方向性	88
4. 自殺対策の取り組み	93
5. 自殺対策の推進体制	103
第9章 計画の推進に向けて	104
1. 関係機関等との連携・協働	104
2. 計画の進行管理	104
資料編	105
1. 第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯	105
2. 人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例	106
3. 人吉市地域福祉計画推進委員会委員名簿	107

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国は、人口減少、少子高齢化の進行や経済活動の後退などにより、厳しい環境を迎えています。

このような様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

本市においても高齢化、核家族化の進行などにより、住民同士の社会的なつながりの希薄化が進んでいる地域もみられ、ひとり暮らしの高齢者や要介護・要支援者の増加、介護や子育てに悩む家庭の問題などが顕在化しています。

さらに、認知症の親や配偶者を高齢者が介護する老々介護、地域から孤立して子育てをする家族や、「8050問題」や「ヤングケアラー」など、深刻かつ複合的な課題を抱えている世帯も見られるようになりました。

これらの個人や家族で解決できない問題について、行政は様々な社会保障制度によってその生活を支援していますが、今後は地域の支え合い・助け合いの仕組みに地域の住民が自ら参加し、ともに支え合っていくことがより一層重要となっていきます。

さらに、これまで行政の分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対する包括的な対応力の強化について、住民によるボランティア活動、事業者によるサービスを含め、地域が一体となり暮らしやすいまちづくりを推進していくことで、持続可能な地域づくりを推進していくことが求められています。

令和2年3月に策定した「第3次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、前計画という。）では、「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」の基本理念のもと、住民主体の活動を軸に、地域一丸となって地域福祉を目指した取り組みを推進してきました。

前計画の策定後に発生した「令和2年7月豪雨」では、河川の氾濫等による被害のほか、高齢者や障がい者など、災害時に何らかの事情で支援が必要な要配慮者が抱える多様な課題が、様々な形で顕在化しました。こうした非常時においても、地域が一体となった支え合いの体制は非常に重要となってきます。

この度、前計画の期間が終了することを受け、これまでの取り組みを継承するとともに「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、「第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、本計画という。）を策定します。

地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画について

地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画です。本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために、必要となる施策の内容や量、体制について、庁内関係部局や支援関係機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉サービス事業者・NPOなどの主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら実施する地域福祉活動を具体的かつ明確化した計画です。

2. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を推進するための総括的な計画として、市町村が策定するものです。住民と行政、福祉関係事業者などが一体となって、地域福祉のあり方や現状をふまえながら、将来の展望や道筋を示していきます。

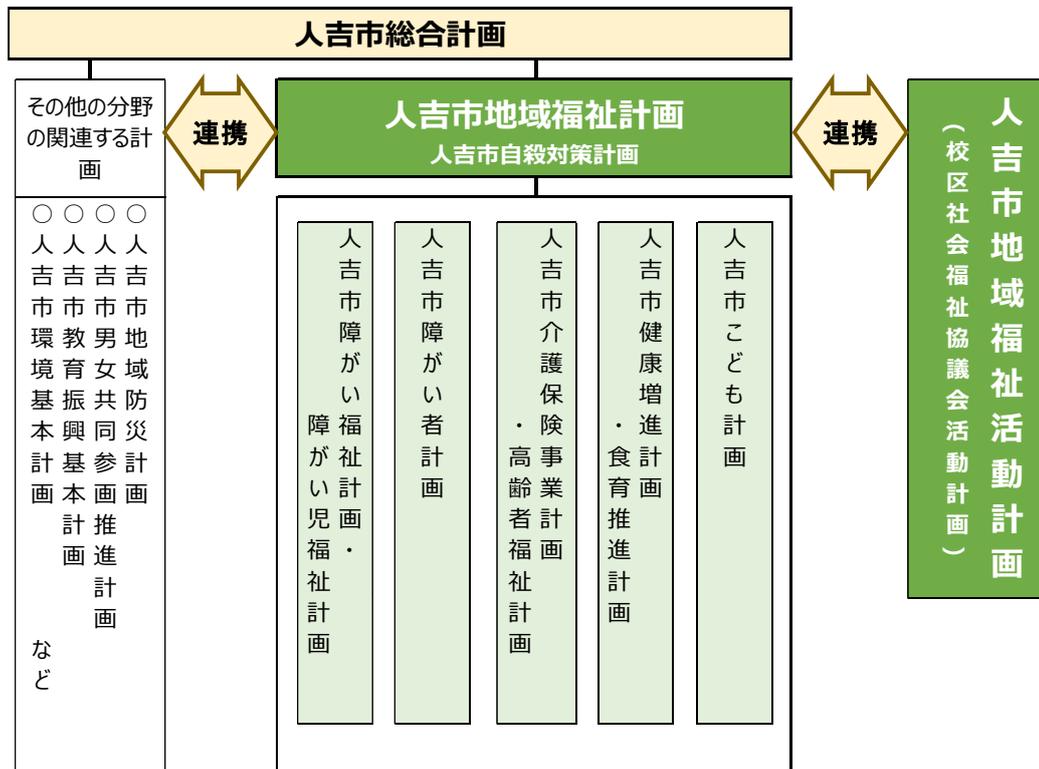
本市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、本市における各福祉分野における上位計画として位置づけられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画で、社会福祉法第109条の定める「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である人吉市社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

それぞれの計画は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら取り組みを展開するという共通の目的を持つものです。本計画においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定します。

なお、本計画は、「人吉市総合計画」を上位計画とし、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示すものです。

図表 1 計画の位置付け



3. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表2 計画の期間



4. 計画の策定体制と市民参画

(1) 住民アンケート調査

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握することによって、今後の地域福祉推進の参考にするとともに、「第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、「人吉市地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施しました。

■住民アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の20歳以上の2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年2月13日～令和6年3月8日

(2) 専門職アンケート調査

地域福祉の推進に関連し、地域の実情を把握するため、福祉関係に従事する専門職に対し「地域福祉に関する専門職アンケート調査」を実施し、現状と福祉活動に関する課題、今後の方策等の意見を聴取しました。

■専門職アンケート調査の実施概要

調査対象	市内の福祉関係従事者で地域住民の相談業務等に携わっている職員 104 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年4月15日～令和6年4月26日

(3) 庁内の策定体制

①作業部会

施策の審議・検討及び調整を行うため、地域福祉に関連する各課（所）で担当職にある職員、社会福祉協議会職員から構成される作業部会を設置し、計画の策定に関する具体的な事項について協議を行います。

②人吉市地域福祉推進会議

地域福祉に関連する各課（所）の担当課長で構成される推進会議にて、作業部会でまとめた計画内容の協議や意見の集約を行います。

(4) 人吉市地域福祉計画推進委員会

本計画を策定するにあたり専門的な見地から意見を聴取するため、地域関係者団体及び健康福祉関係団体の代表者、学識経験者から成る「人吉市地域福祉計画推進委員会」を設置し、住民の視点から計画案の策定に向けた協議、承認並びに計画の進捗状況管理及び評価、計画の推進に関する助言などを行います。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、令和6年12月にパブリックコメントを実施しました。

5. 地域福祉推進のための4つの視点

本計画では、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについてできるだけ明確にした上で、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの視点で整理しています。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い、支え合うこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みの中でそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）も大切です。

本市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

図表 3 地域福祉推進のための4つの視点

自助

個人や家族による助け合い・支え合い
（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助

身近な人間関係のなかでの自発的で制度化されていない助け合い・支え合い
（隣近所など身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う）

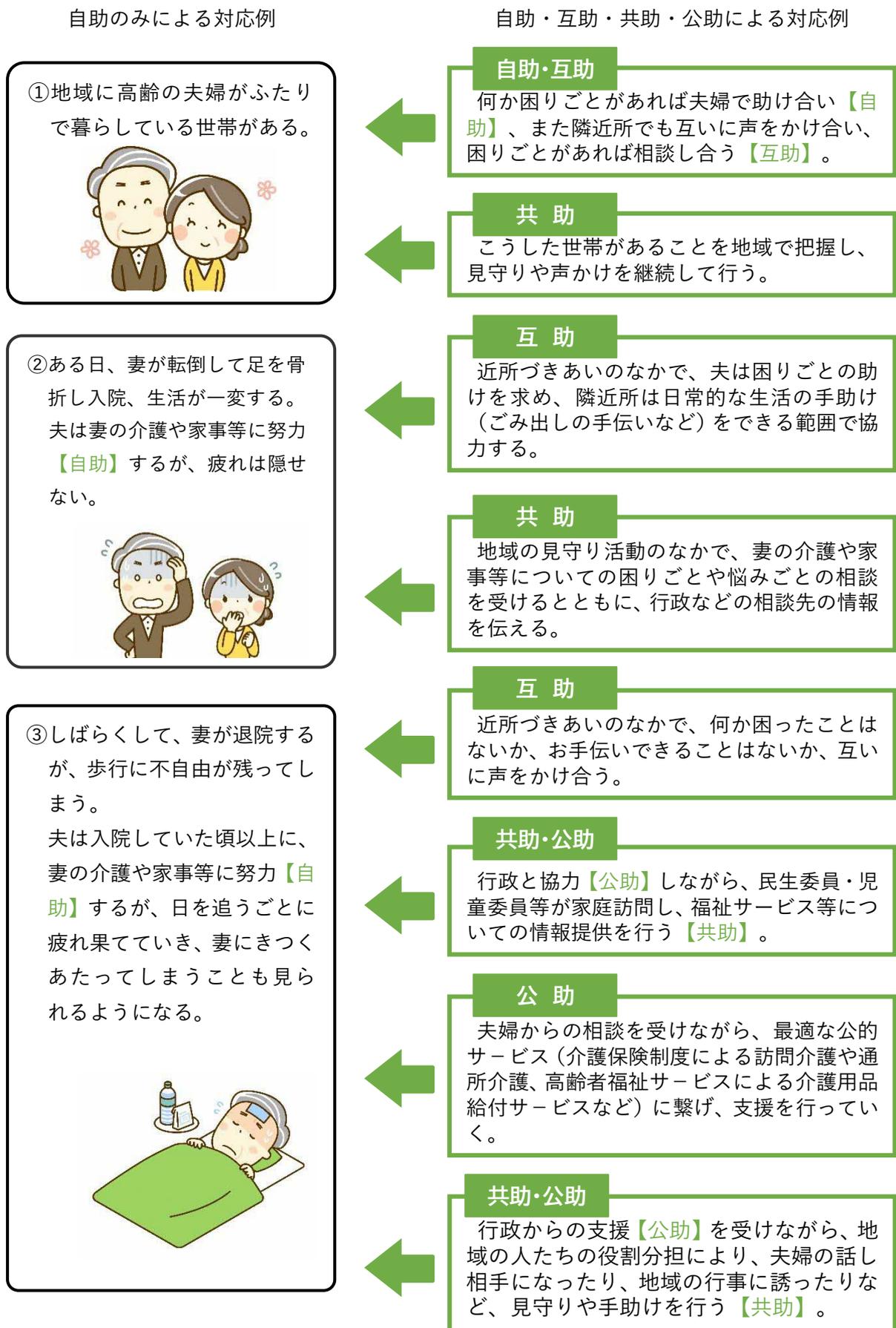
共助

地域で暮らす人たちや地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された助け合い・支え合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う）

公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供（行政が公的サービスとして行う）

図表 4 「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ



6. 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らすすべての人です。地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりの力（自助）、制度化された相互扶助を含めた地域ぐるみでの支え合い・助け合い（互助・共助）、公的機関による支援（公助）を、重層的かつ相互的に進めていくことが重要です。

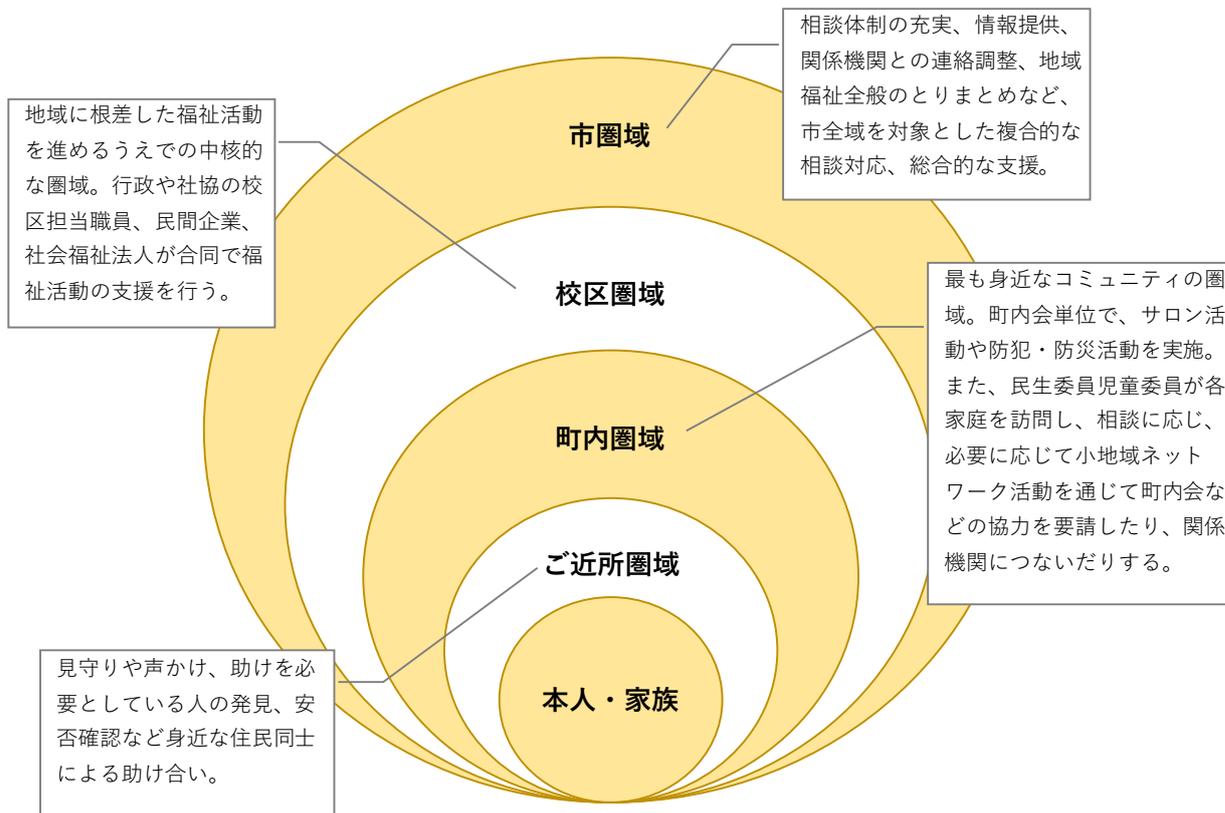
本計画における地域福祉の担い手とは、地域住民・町内会（自治会）・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・学校・NPO 等関係団体・民間事業者・ボランティア・社会福祉施設等の職員・福祉関係事業者・保健医療事業者・行政など、あらゆる関係者、関係団体を指します。

7. 地域圏域の設定

地域福祉推進のためには、地域を重層的に捉え、それぞれの圏域の役割を整理する必要があります。助けを必要とする本人の周囲には、まず家族がいます。その周りには「班」、「ご近所」があり、町内、小学校区、そして市となります。地理的条件などにより、班やご近所圏域の世帯数は、様々ですが、それぞれに地域福祉の担い手たちや地域福祉資源が存在します。これらの層の一つひとつをつないでいけば、福祉ニーズは各層をまたがって、助けを必要としている本人からご近所、町内、校区、市へ伝わっていきます。

本計画における基本となる地域圏域を、次のように設定します。

図表 5 基本の地域圏域



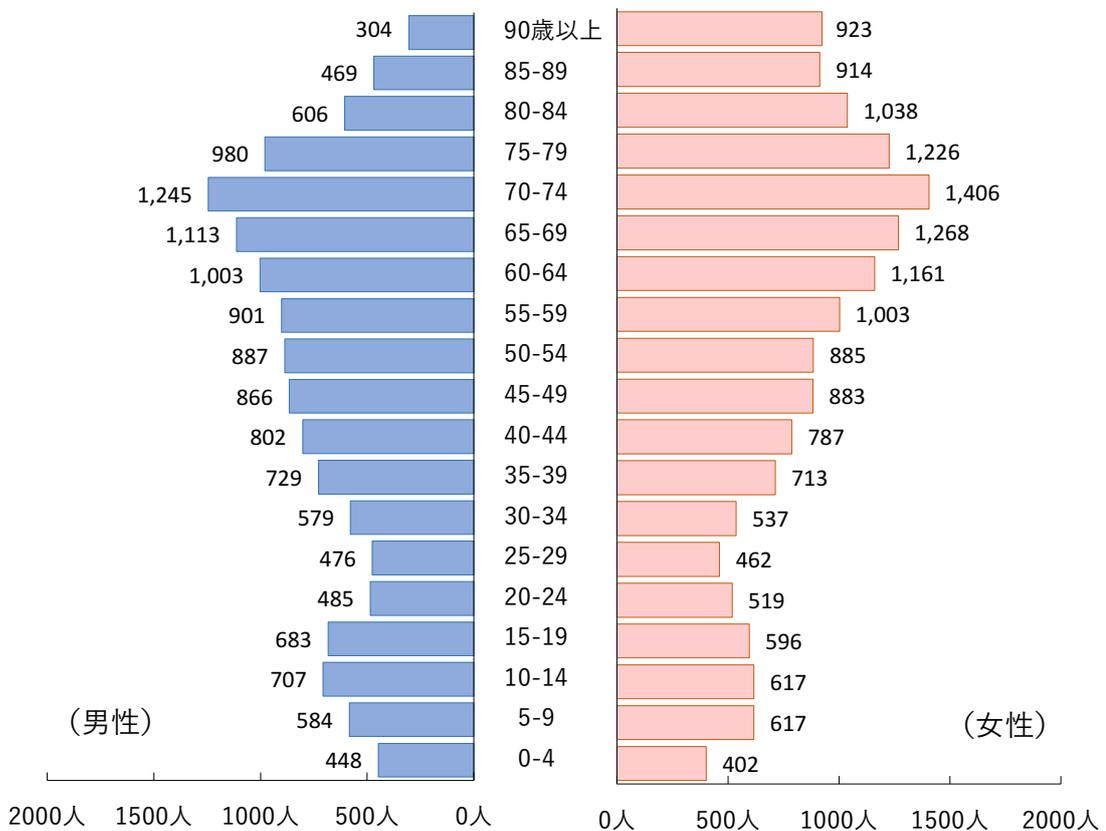
第2章 統計から見える人吉市の現状

1. 人口ピラミッド

本市の総人口は令和6年4月1日現在、29,824人で、そのうち65歳以上の高齢者が11,492人（高齢化率38.5%）となっています（図表6）。

年齢階層別にみると、男女ともに70～74歳の人口が最も多く、20歳から34歳までの若年層の人口が他の年齢階層と比較して相対的に少なくなっています。

図表6 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

2. 人口の推移

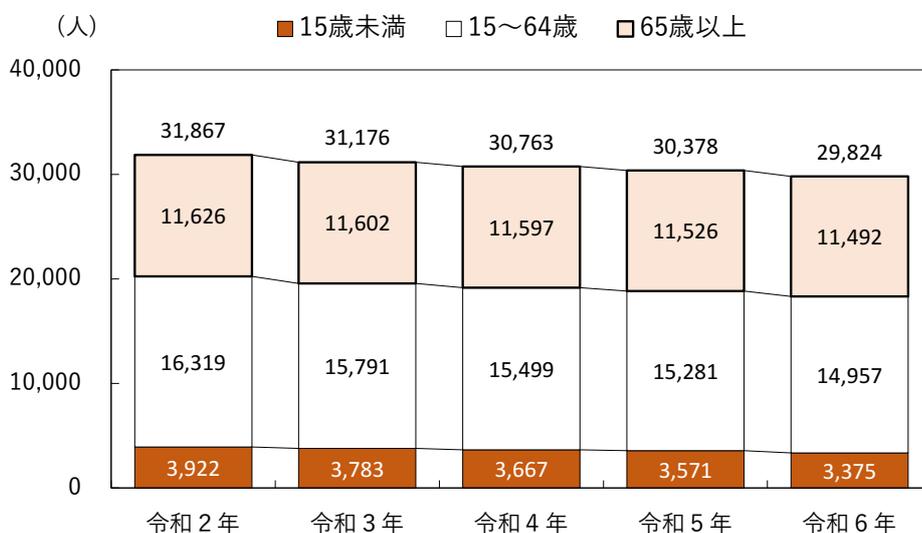
(1) 人吉市の人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向で推移しています（図表 7）。

内訳をみると、15歳未満である年少人口と15～64歳までの生産年齢人口、65歳以上の高齢人口は、若干の増減はあるものの、いずれもおおむね減少傾向で推移しています。

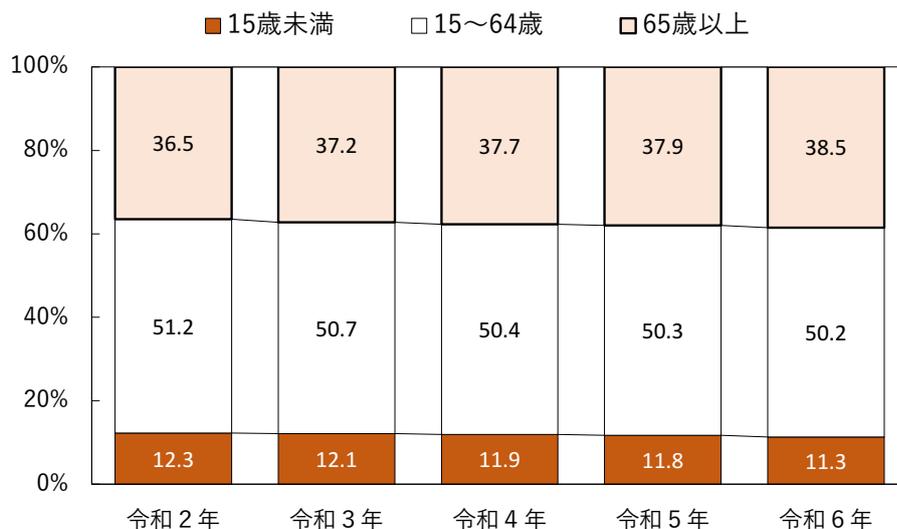
人口構成比の内訳をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が微減傾向となっているのに対し、高齢人口の割合は微増傾向となっています（図表 8）。

図表 7 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

図表 8 年齢3区分人口構成比の推移



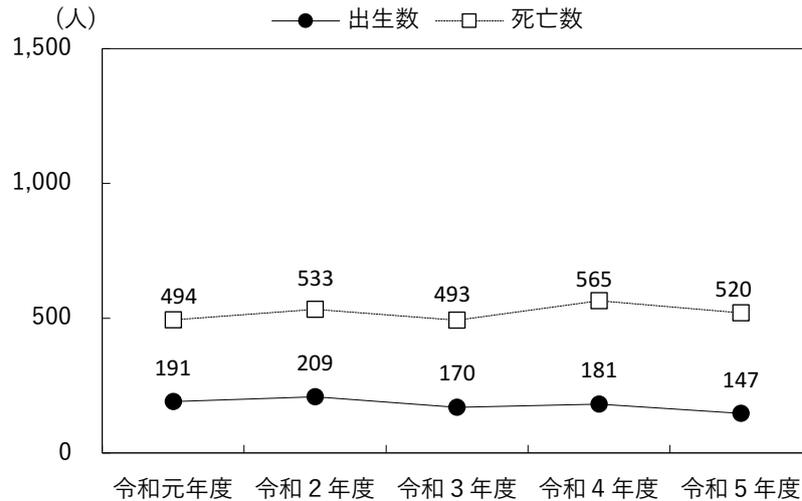
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 自然増減、社会増減

自然動態をみると、本市の出生数は死亡数を大幅に下回って推移しており、自然減の状況となっています（図表 9）。

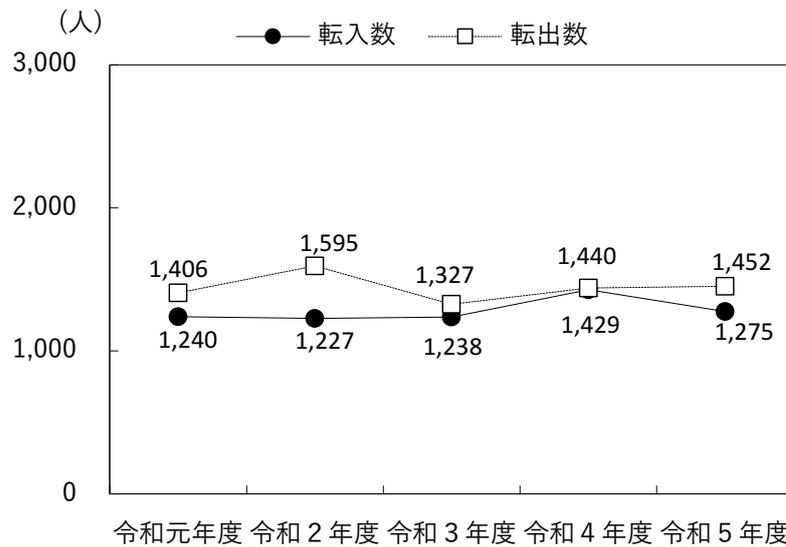
社会動態をみると、転入数を転出数が上回る状況が続いており、社会減の状況となっています（図表 10）。

図表 9 人口増減の推移（自然増減）



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

図表 10 人口増減の推移（社会増減）



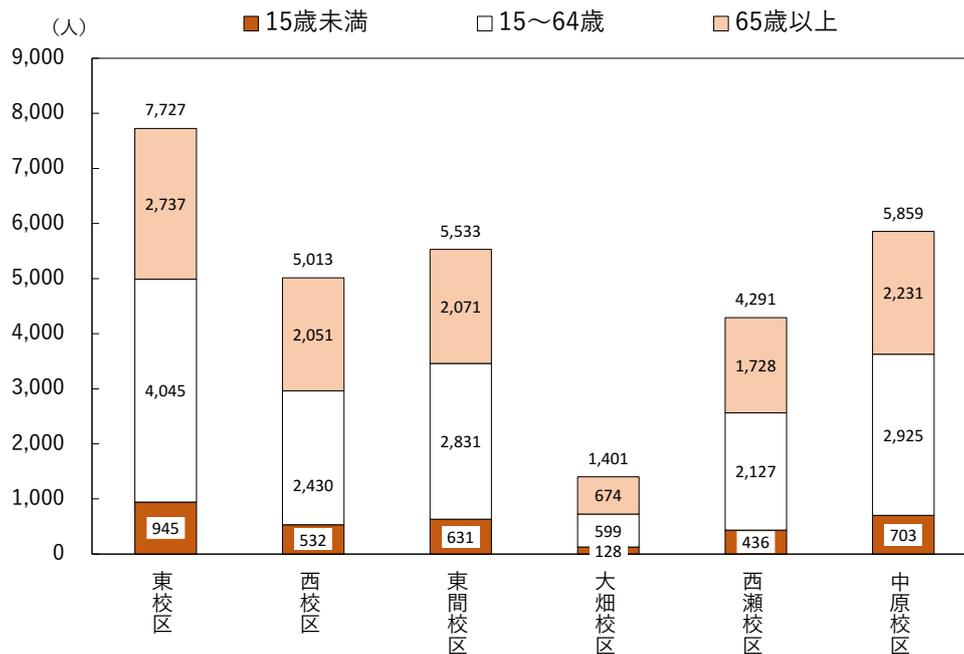
資料：住民基本台帳（各年度末時点）

(3) 地区別人口及び構成比

地区別に人口の状況を見ると、人口規模が最も大きいのは東校区で7,727人、最も小さいのは大畑校区で1,401人となっています(図表11)。

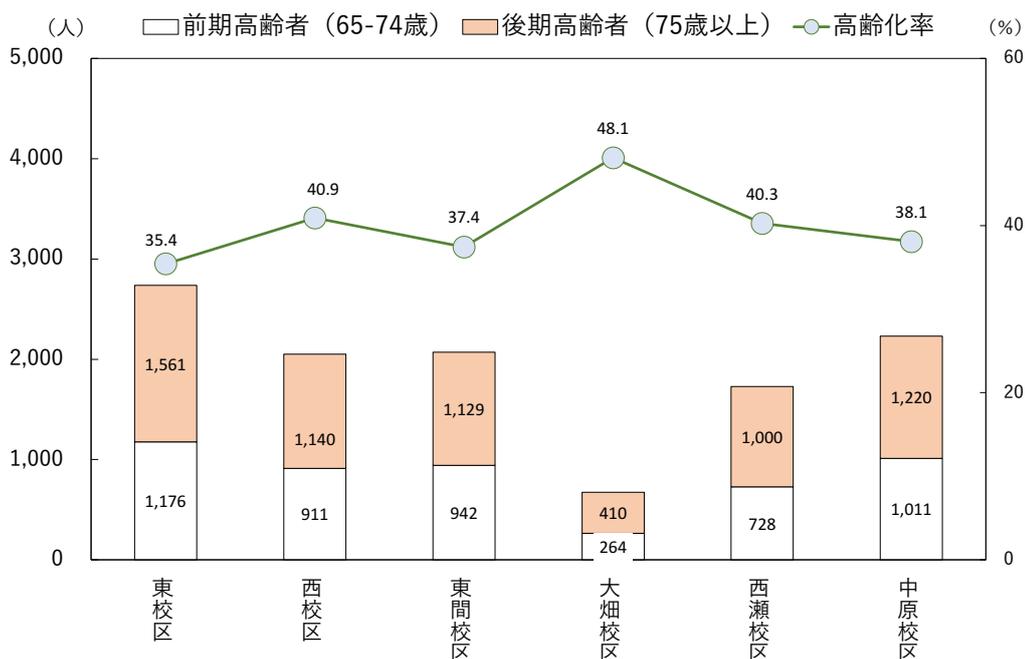
高齢化率は大畑校区の48.1%が最も高く、高齢化率が最も低い東校区(35.4%)と比較して12.7ポイントの差があることが分かります(図表12)。

図表11 地区別年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

図表12 地区別高齢者人口の内訳と高齢化率



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

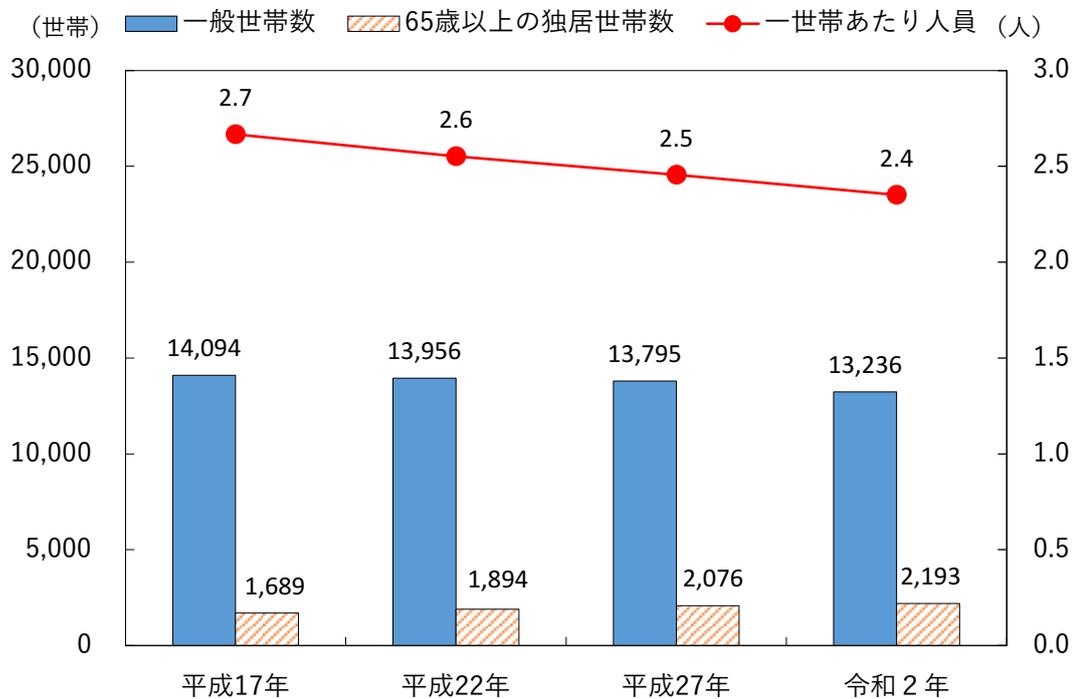
3. 世帯の状況

本市の一般世帯数は令和2年時点で13,236世帯となっており、緩やかな減少傾向が続いています（図表13）。

一方、高齢者の独居世帯数は年々増加しており、令和2年時点で2,193世帯と、平成17年（1,689世帯）から約1.3倍となっています。

一世帯当たり人員も減少を続けていることから、世帯数の減少と合わせて、核家族化・独居世帯の増加による世帯人員の減少が続いているものと考えられます。

図表 13 世帯数の推移



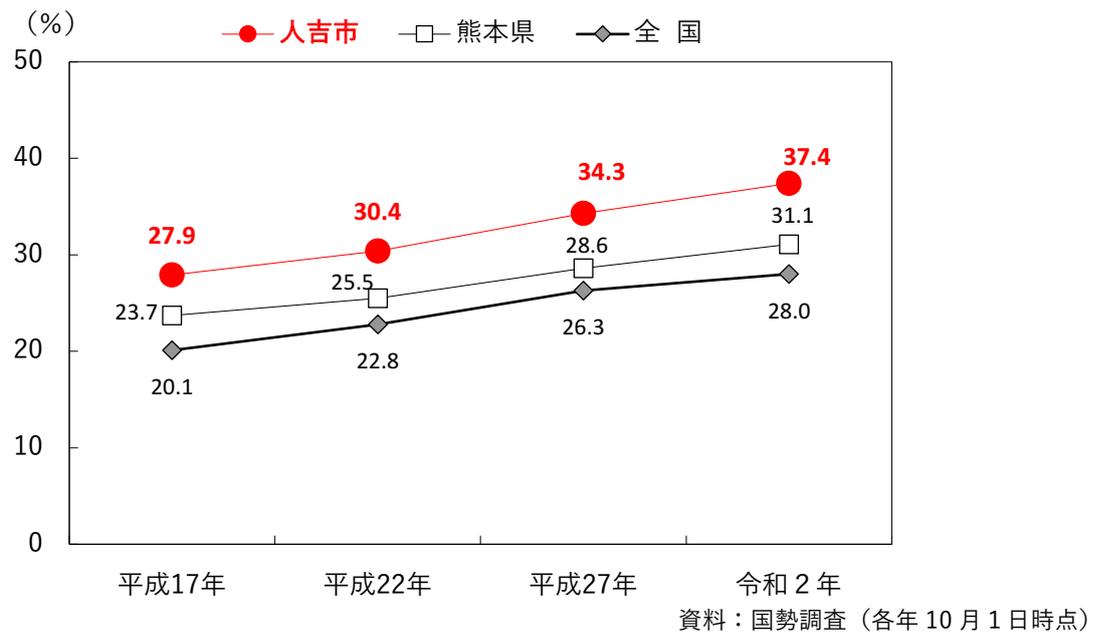
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

4. 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

本市の高齢化率は一貫して全国、熊本県平均よりも高い水準で推移しており、令和2年時点で37.4%と、全国（28.0%）より9.4ポイント、熊本県（31.1%）より6.3ポイント高くなっています（図表14）。

図表14 高齢化率の推移

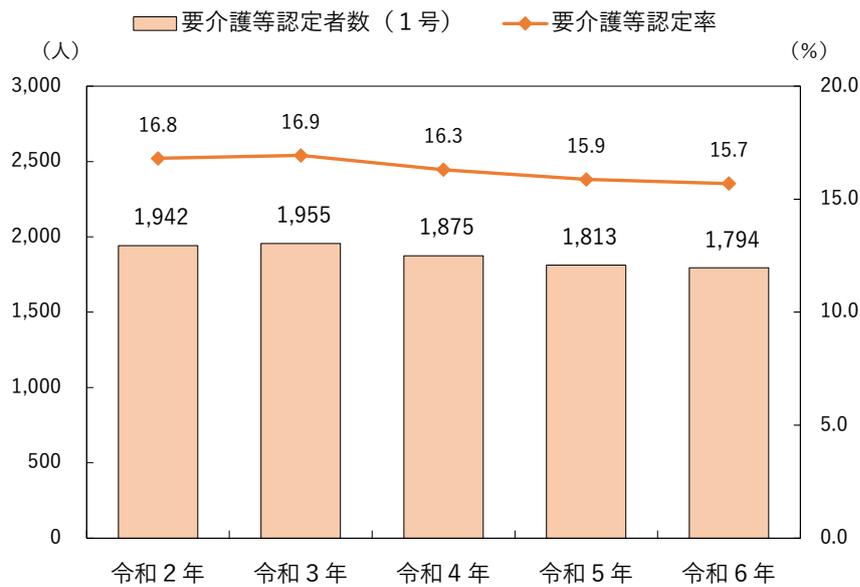


(2) 要介護等認定率の推移

65歳以上の要介護等認定者数は令和3年以降、減少傾向となっており、要介護等認定率^{※1}も同様に緩やかに減少し、令和6年時点で15.7%となっています(図表15)。

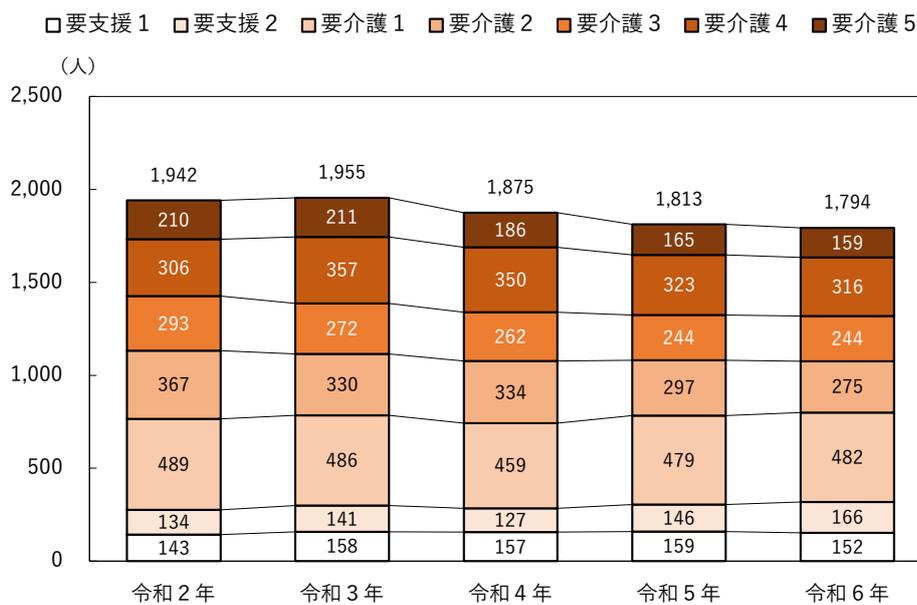
要介護度別の認定者数の内訳をみると、多少の増減はあるものの、要支援1～要介護1までの軽度の認定者は横ばいから微増傾向となっており、要介護2以上の中重度の認定者が減少傾向となっています(図表16)。

図表15 高齢者の要介護等認定率の推移



資料：介護保険事業報告9月月報(各年9月末時点)

図表16 高齢者の等級別認定者数の推移



資料：介護保険事業報告9月月報(各年9月末時点)

※1 要介護等認定率：65歳以上(高齢者)に占める、要介護等認定者の割合。

5. 障がい者の状況

障がい者数を手帳所持者別にみると、身体障がい者は1,285人で、約8割が65歳以上となっています（図表17）。

一方で、知的障がい者は408人で、そのうち約3割が18歳未満、約6割を18歳～64歳が占めます。また、精神障がい者は723人で、約7割が18歳～64歳となっており、障がいの種別によって年齢構成が大きく異なっています。

図表17 手帳所持者数の推移

区分	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	20	263	1,002	1,285
知的障がい者 (療育手帳交付者)	124	236	48	408
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	17	221	98	336
精神障がい者 (自立支援医療〔精神通院医療〕利用者)	31	508	184	723

資料：人吉市福祉事務所（令和6年4月1日時点）

6. 生活保護の状況

生活保護の状況を見ると、令和2年度の保護率は13.90%^{※2}でしたが、その後は減少したものの、令和5年から令和6年にかけて再び増加に転じています（図表18）。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことや、物価高騰などで貯蓄が減少していることが影響しているものと考えられます。

図表18 生活保護の受給状況

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護世帯数（世帯）	334	293	273	284	293
保護人員（人）	443	395	364	359	374
保護率（%）	13.90	12.67	11.83	11.82	12.54

資料：人吉市福祉事務所（各年3月末時点）

※2 パーミル：千分率（1000分の1を1とする単位）。

7. 成年後見制度の利用状況

成年後見制度^{※3}の利用にあたっては、本人の生命や財産等が脅かされている状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができない人を見つけだした場合は、速やかに関係機関と連携し、市長申立てを行います。

認知症、知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であることから、今後、成年後見制度を必要とする人が適切に制度利用につながるよう、制度の周知・広報活動を積極的に行うとともに、相談窓口をはじめとした利用促進のための体制整備を図る必要があります。

図表 19 成年後見制度申立事業の利用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立件数	6	7	7	5	
報酬助成件数	4	6	4	4	

資料：福祉課、高齢者支援課（各年度末時点）

※3 認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力を喪失してしまった人の援助者を選び、法律的に支援する制度のこと。

8. 市民アンケート調査の結果概要

(1) 調査の目的

市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握することによって、今後の地域福祉推進の参考にするとともに、「第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、「人吉市地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施しました。

(2) 調査の設計

- 調査地域 人吉市全域
- 調査対象 市内在住の20歳以上の男女
- 標本数 2,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和6年2月15日～令和6年3月8日

(3) 回収の結果

	件数	割合
配付数	2,000通	—
回収数	850通	42.5%

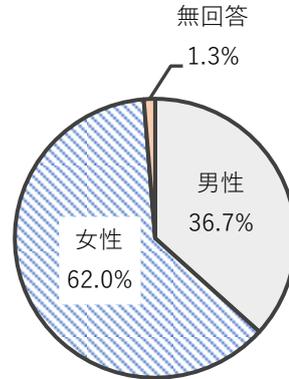
(4) 報告書の見方

- 回答は、各質問の回答者数（計）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。
- 表・グラフにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合があります。

(5) 主な調査結果

① 回答者の属性

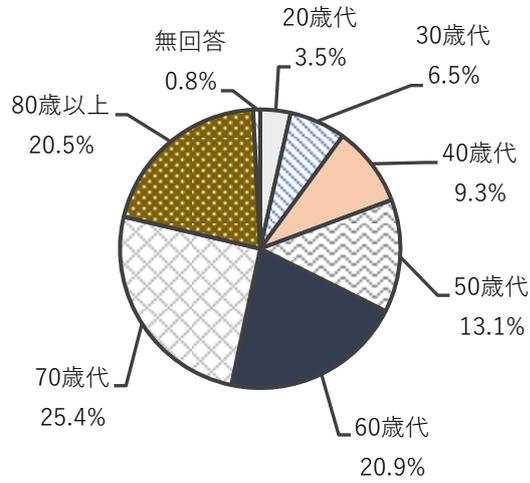
問1 あなたの性別を教えてください。



計：850人

- 回答者の性別はについてたずねたところ、「女性」が62.0%、「男性」が36.7%となっています。

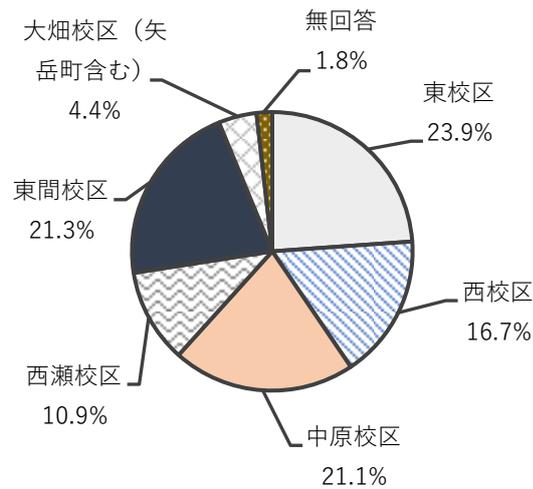
問2 あなたの年齢を教えてください。



計：850人

- 回答者の年齢についてたずねたところ、「70歳代」が25.4%で最も高く、次いで「60歳代」(20.9%)、「80歳以上」(20.5%)と続いています。

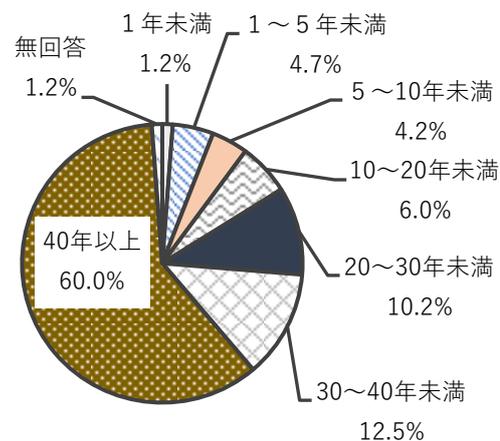
問6 あなたのお住まいになっている小学校区を教えてください。



計：850人

- 回答者のお住まいの小学校区についてたずねたところ、「東校区」が23.9%で最も高く、次いで「東間校区」(21.3%)、「中原校区」(21.1%)と続いています。

問7 人吉市に生まれて何年になりますか。(通年)



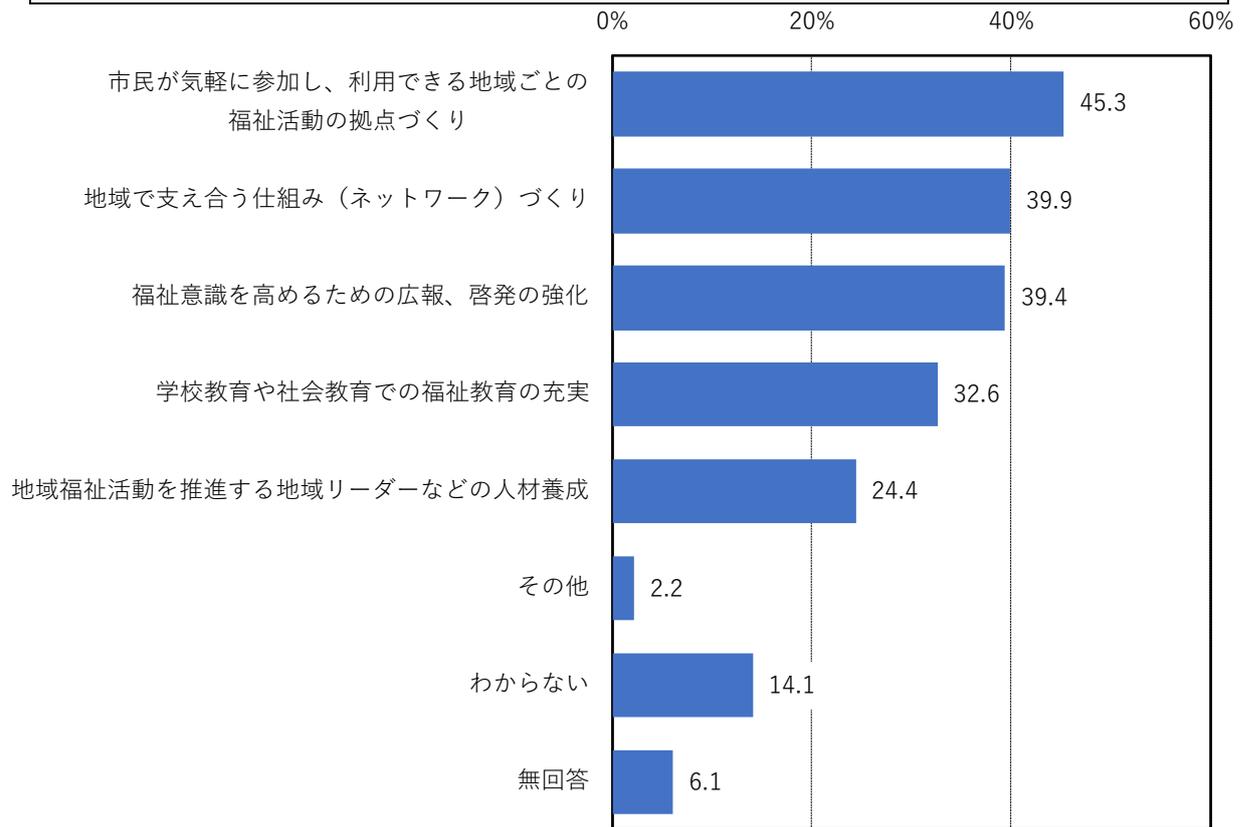
計：850人

- 回答者の居住年数についてたずねたところ、「40年以上」が60.0%で最も高く、次いで「30~40年未満」(12.5%)、「20~30年未満」(10.2%)と続いています。

② 地域で支え合うまちづくりに必要だと思うこと

地域で支え合うまちづくりを推進するために今後必要だと思うことについてたずねたところ、「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が45.3%で最も高く、次いで「地域で支え合う仕組み（ネットワーク）づくり」（39.9%）、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」（39.4%）と続いています。

問39 地域で支え合うまちづくりをすすめるためには、あなたは、今後、何が必要だと思いますか。



計：850人

9. 専門職アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

地域住民と直接関わりのある事業者及びその職務従事者に対して、今後の人吉市の福祉行政を推進すること、並びに「第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料とすることを目的に、「人吉市地域福祉に関する事業者（専門職）調査」を実施しました。

(2) 調査の設計

- 調査地域 人吉市全域
- 調査対象 人吉市の福祉関係従事者で地域住民の相談業務に携わっている職員 104 人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和6年4月15日～令和6年4月26日

(3) 回収の結果

	件数	割合
配付数	104通	—
回収数	72通	69.2%

(4) 報告書の見方

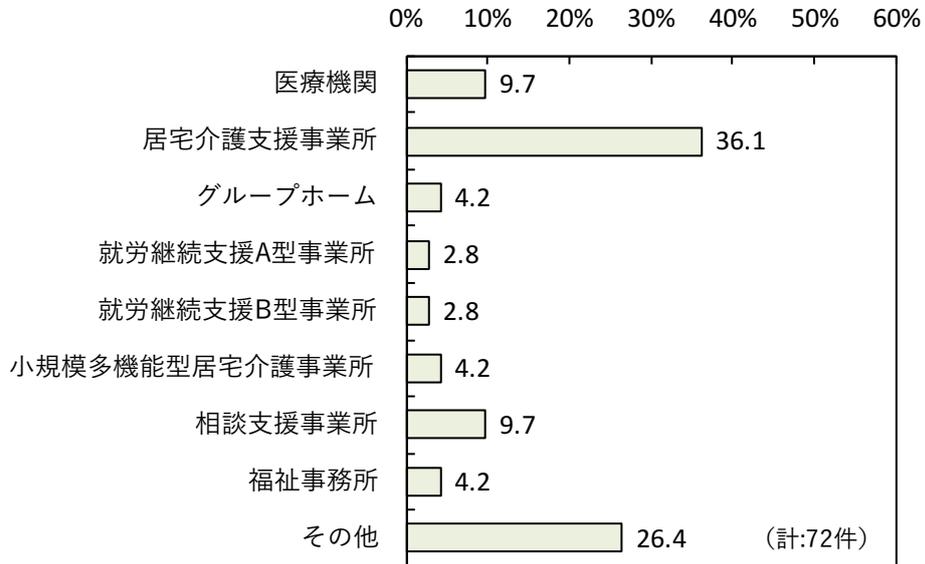
- 回答は、各質問の回答者数（計）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。
- 表・グラフにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合があります。

(5) 主な調査結果

① 回答者の属性

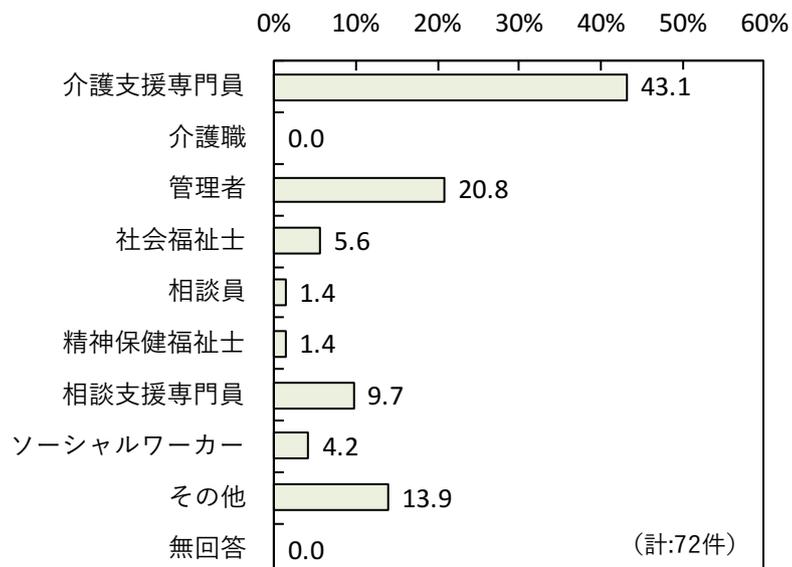
問1 あなたが従事されている施設・機関・団体の名称と職名を記入してください。

【団体の種別】



- 回答者の所属する団体について、「居宅介護支援事業所」が36.1%で最も多く、次いで「医療機関」「相談支援事業所」(9.7%)となっています。

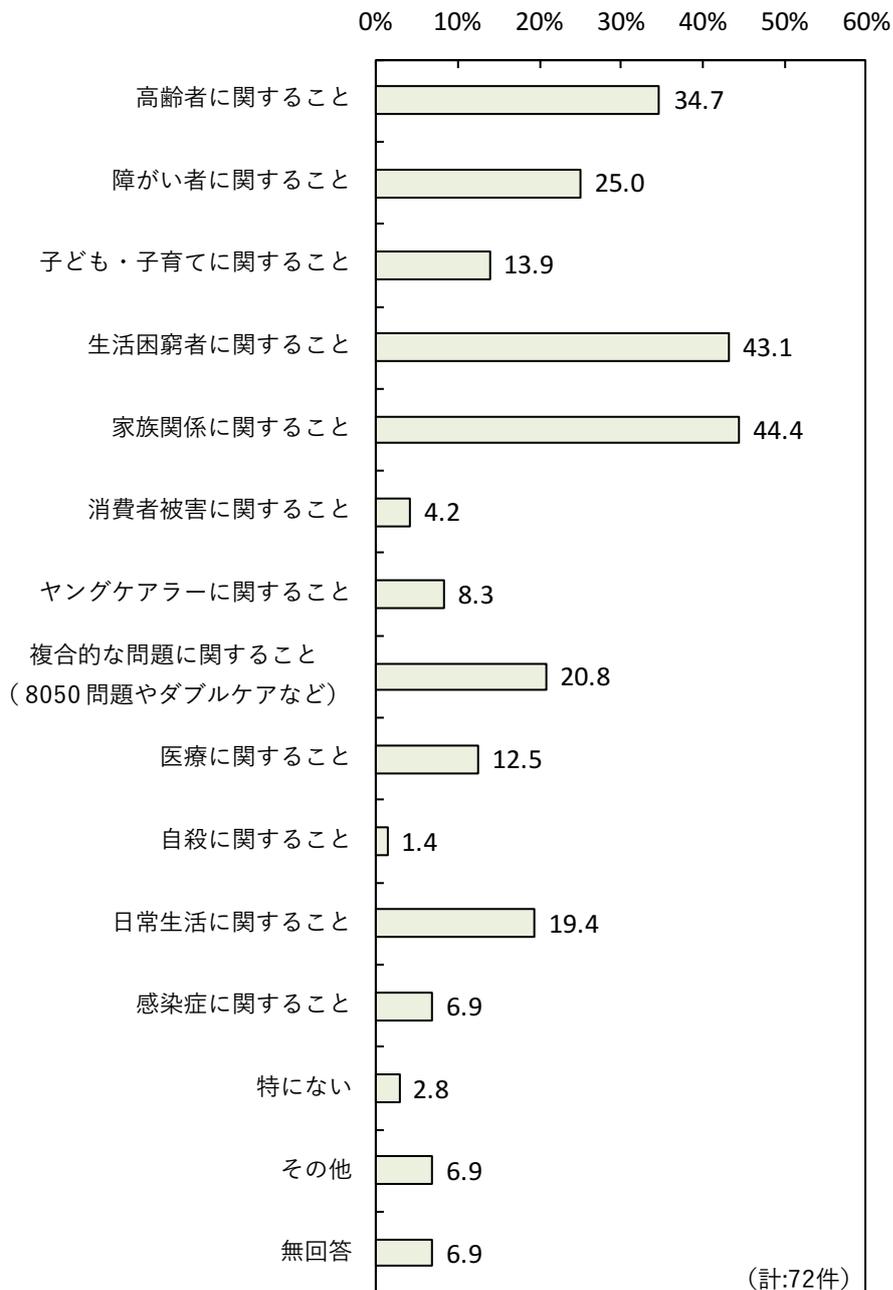
【回答者の職名】



- 回答者の職名について、「介護支援専門員」が最も多く43.1%、次いで「管理者」(20.8%)、「相談支援専門員」(9.7%)となっています。

② 市の地域福祉全般について

問2 最近特に多くなった相談や、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例がありますか。(該当するものに○をつけてください。複数回答可)

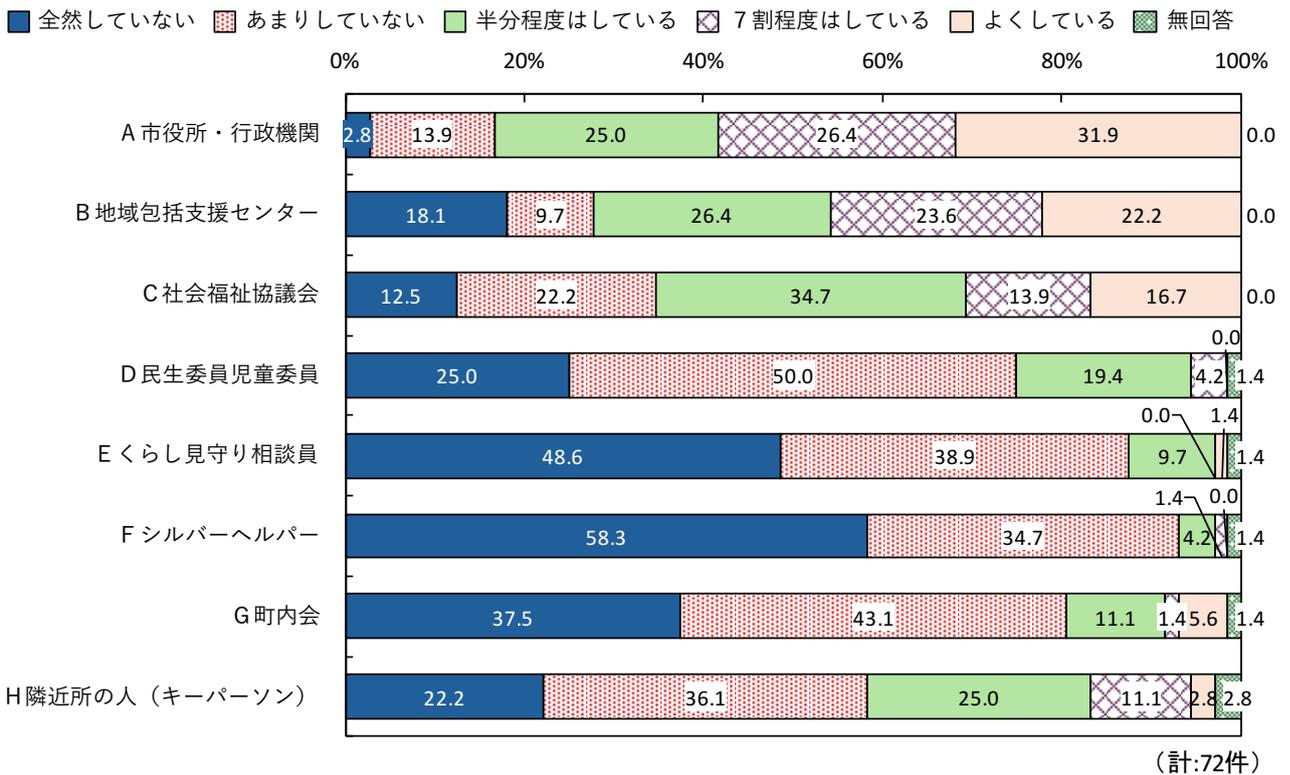


- 最近特に多くなった相談や、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例について、「家族関係に関すること」の回答率が44.4%と最も高く、次いで「生活困窮者に関すること」(43.1%)、「高齢者に関すること」(34.7%)と続きます。

【参考（事業種別のクロス集計）】

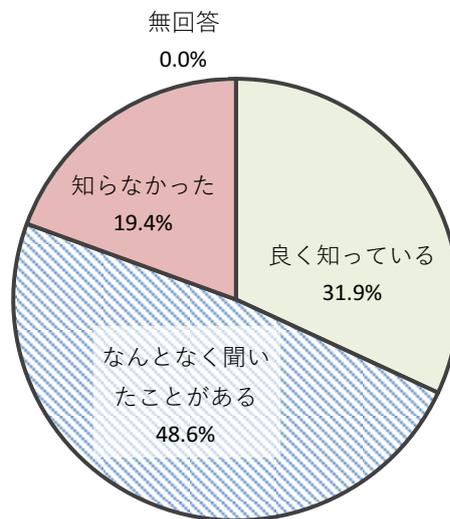
	計 (件)	高齢者に関する こと	障がい者に関する こと	子ども・ 子育てに関する こと	生活困窮 者に関する こと	家族関係 に関する こと	消費者被 害に関する こと	ヤングケア ラーに関する こと	複合的な 問題に関 すること (8050問 題やダブル ケアなど)	医療に関 すること	自殺に関 すること	日常生活 に関する こと	感染症に 関すること	特にな い	その他
全体	72	34.7	25.0	13.9	43.1	44.4	4.2	8.3	20.8	12.5	1.4	19.4	6.9	2.8	6.9
医療機関	7	71.4	42.9	14.3	57.1	71.4	14.3	28.6	42.9	42.9	14.3	42.9	28.6	0.0	0.0
居宅介護支援事業所	26	34.6	11.5	3.8	57.7	50.0	3.8	7.7	19.2	15.4	0.0	15.4	3.8	0.0	7.7
グループホーム	3	100.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労継続支援A型事業所	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0
就労継続支援B型事業所	2	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護事業所	3	33.3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
相談支援事業所	7	28.6	71.4	71.4	28.6	71.4	0.0	28.6	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
福祉事務所	3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
その他	19	26.3	26.3	15.8	15.8	26.3	0.0	0.0	10.5	10.5	0.0	21.1	5.3	10.5	5.3

問3 地域の問題・課題等について、次の関係機関とはどの程度連携していますか。当てはまる番号に○をつけてください。(医療・福祉の関係機関は除いています)



- 関係機関との連携について、「よくしている」の回答率が最も高かったのは「市役所・行政」で、全体の31.9%となっています。次いで、「地域包括支援センター」(22.2%)、「社会福祉協議会」(16.7%)と続きます。
- 「全然していない」「あまりしていない」の回答率が最も高かったのは「シルバーヘルパー」(93.0%)で、次いで「暮らし見守り相談員」(87.5%)、「町内会」(80.6%)と続きます。

問4 現在、人吉市は人吉市社会福祉協議会に委託し、住民同士の支え合いの地域づくり（生活支援体制整備事業）を行っています。これまで支え合いの地域づくりに取り組んできた各校区社協活動が基盤となり、地域住民が主体となって地域について話し合う場づくりや、介護予防を目的とした集いの場（地域サロン）での社会参加、ゴミ出しや買い物等、日常生活での困りごとを住民同士の支え合いで解決を図る取り組みを進めていますが、ご存じですか？

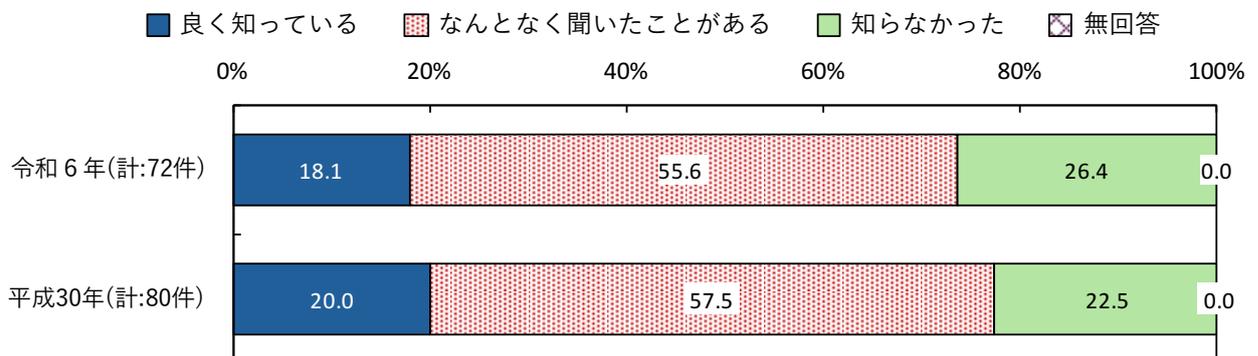


(計:72件)

- 住民同士の支え合いの地域づくり（生活支援体制整備事業）について、「良く知っている」の回答率が31.9%、「なんとなく聞いたことがある」が48.6%、「知らなかった」が19.4%となっています。

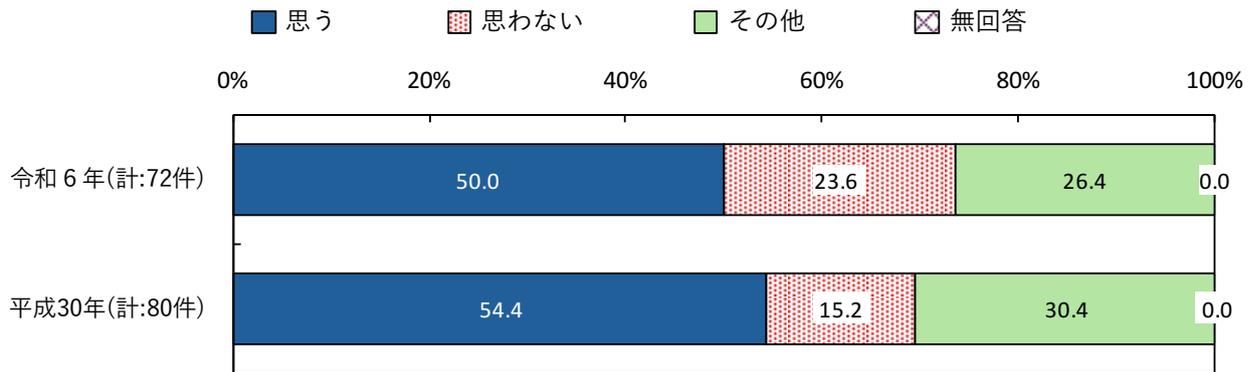
③ 小地域ネットワーク活動について

問5-1 各校区社協と町内会は、一人暮らしの高齢者の方等、生活に不安を持っている方が安心して生活を送ることができるように、小地域（各町内）で見守りや声掛けといった住民同士のネットワーク活動を行っています（小地域ネットワーク活動）。このような活動が行われていることをご存じですか？



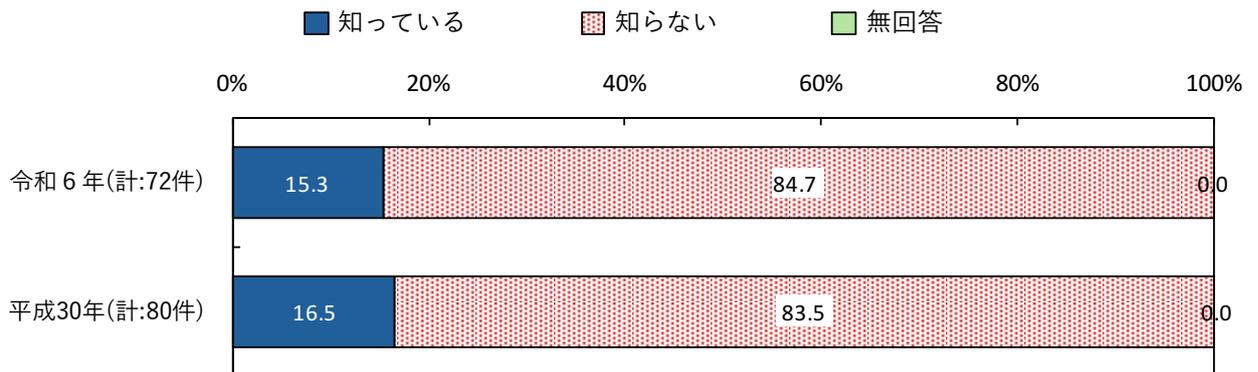
- 小地域ネットワーク活動について、「良く知っている」の回答率が18.1%、「なんとなく聞いたことがある」が55.6%、「知らなかった」が26.4%となっています。
- 「良く知っている」「なんとなく聞いたことがある」の回答率は平成30年の調査と比較して低下しており、「知らなかった」の回答率が高くなっています。

問5-2 町内の話し合いで、地域での見守り対象者を確認する小地域ネットワーク推進会議に参加したいと思いますか？



- 小地域ネットワーク推進会議への参加意向について、参加したいと「思う」の回答率が50.0%、「思わない」が23.6%、「その他」が26.4%となっています。
- 平成30年の調査と比較すると、参加したいと「思う」の回答率が低下し、「思わない」の回答率が上昇しています。

問5-3 業務で関わっている方が、小地域ネットワーク活動の見守り対象となっているかご存じですか？



- 業務で関わっている方が、小地域ネットワーク活動の見守り対象となっているかについて「知っている」の回答率が15.3%、「知らない」が84.7%となっています。
- 平成30年の調査と比較すると大きな変化はありませんが、「知らない」の回答率が8割以上と、依然として認識が低い様子がうかがえます。

第3章 第3次計画の振り返り

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

住民が相互に支え合う地域福祉の基盤づくりのため、①支え合いの機運づくり、②人材育成と活動支援、③地域交流の促進の3つの取り組みを推進してきました。

本市においては、各種講座や研修の実施、小中学生向けの学習の場の提供を通じた福祉に関する各種啓発活動に取り組み、また、各種イベントを通じて世代や所属を問わず様々な人たちが地域や住民と交流できる機会を設けるなど、多くのことに取り組んできました。

市民アンケート調査の結果をみると、住んでいる地域の交流の程度について、「盛んである」「やや盛んである」と回答した人の割合は、平成30年に実施した同調査と比較して9.2ポイント減少しています。一方で、地域活動やボランティアに参加した経験がある人の割合はわずかに増加しています。今後も引き続き、地域福祉の軸となる住民同士の交流や地域活動への参加に向けた啓発等の取り組みを推進し、地域での住民同士の交流を促進していくことが重要であるといえます。

項目	第3次計画策定時	令和6年時点
住んでいる地域の交流の程度について、「盛んである」「やや盛んである」と回答した人の割合	40.4%	31.2%
地域活動やボランティアに参加した経験がある人の割合※4	66.8%	67.1%

基本目標2 孤立させないまちづくり

前計画では、住民の地域でのつながりを強化し、誰も孤立させないまちづくりを目指し、④福祉に関する情報発信、⑤総合的な相談支援体制の充実、⑥地域の支え合い・助け合い体制の充実、⑦自立・社会参加支援の推進の4つの取り組みを推進してきました。

本市においては、広報誌やホームページ等を活用した各種情報提供体制の充実を図るとともに、身近な地域で様々な悩みに対応できる相談窓口の設置、地域や庁内各課と連携し、見守り活動の実施、支援を必要とする人を適切な相談先や必要な支援につなぐ取り組み等を実施してきました。

市民アンケート調査の結果をみると、住んでいる地区の担当民生委員・児童委員を知っている人の割合は平成30年調査から3.8ポイント減少し、43.5%と半数を下回る結果となっています。

※4 市民アンケート調査より、「あなたは、現在住んでいる地域で次のような地域活動やボランティアに参加したことがありますか。」の設問について、いずれかの活動に参加したことがあると回答した人の割合。

また、専門職アンケート調査の結果をみると、各校区社協と町内会が実施している小地域ネットワーク活動について、「良く知っている」が18.1%と、前計画策定時の調査よりも1.9ポイント低下しています。

民生委員・児童委員は、地域活動の担い手の中心となる役割を担う存在であり、また、困りごとがあり困難な状況に陥っている人を適切な相談支援機関へつなぐ役割も担います。

さらに、小地域ネットワーク活動は、地域で支援を必要とする人々とそのニーズを把握し、もれなくカバーされる体制をつくることを目指し、行政や社会福祉協議会、地域が連携して推進していくものです。

孤立させないまちづくりを推進していくためにも、今後も引き続き、地域活動の中心となる民生委員・児童委員の活動を支援し、その役割や活動内容について啓発していくとともに、小地域ネットワーク活動を推進していくための各関係機関の連携を強化していく必要があるものと考えられます。

項目	第3次計画策定時	令和6年時点
住んでいる地区の担当民生委員・児童委員を知っている人の割合	47.3%	43.5%
小地域ネットワーク活動について「良く知っている」と回答した団体の割合 ^{※5}	20.0%	18.1%

基本目標3 安全・安心なまちづくり

住民が地域で安全・安心して生活できるよう、⑧権利を守る制度の推進と虐待防止、⑨災害時対策の充実の2つの取り組みを推進してきました。

本市においては、成年後見制度の利用促進に取り組んできたほか、各種訪問事業や見守り活動、相談窓口の設置や周知啓発を通じ、虐待防止等にも取り組んできました。また、災害時に備え、避難場所の確保や周知啓発、防災意識の向上のための訓練・学習会の開催支援、避難の際に支援を要する避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成にも取り組んできました。

権利を守る制度の推進と虐待防止に関する取り組みでは、障がい者や高齢者、認知症の方など判断能力の低い方を対象に成年後見制度の利用促進に努めており、市民後見人の育成などに取り組みました。（下表が埋められそうであれば後で追記）

また、災害時の対策に関する取り組みについて、水害対策や災害時の避難場所の周知啓発、福祉避難所の設置場所の確保などに取り組んできました。市民アンケート調査では多くの人が災害時の避難場所について知っているという回答した一方、災害時の非常用持ち出し袋について日

※5 専門職アンケート調査より。

第3章 第3次計画の振り返り

ごろから少なからず準備ができていると回答した人は、約半数の53.1%となっています。災害に対する意識は高いものの、日常から備えている人は多くない結果となっており、引き続き災害時対策の充実に取り組んでいくことが重要であるといえます。

項目	第3次計画策定時	令和6年時点
個別避難計画の作成状況	1,103件	959件
地区防災計画の策定率	0%	16.8%
災害時の非常用持ち出し品について、日常から準備が「できている」「少しできている」と回答した人	47.8%	53.1%
災害時の避難場所を「知っている」と回答した人	87.2%	87.8%

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第3次計画では、「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」の基本理念のもと、計画を推進してきました。

基本理念は、人吉市の地域福祉が最終的に目指す姿であることや計画の継続性の観点から、第4次計画においても、この基本理念を引き継ぐこととします。

一方、第4次計画は根拠法である社会福祉法の改正や関連する県の計画、人吉市の最上位計画である「人吉市総合計画」との整合を図る必要があります。

「第6次人吉市総合計画（後期基本計画）」は、人吉市復興計画と一本化し、復興の将来像（復興ビジョン）と復興の基本方針を引き続き堅持しながら、豪雨災害からの復旧・復興に最優先で取り組む計画となっており、「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」を基本理念としています。

また、住民は地域福祉の担い手であり、地域福祉の受け手でもあります。地域が一人のために、一人が地域のために、お互いさまの心で支え合うことが、本市の目指す地域福祉の姿であり、そのためには、「まち」に愛着を持って、住み慣れた地域で暮らしていく人の視点が重要です。

そこで、総合計画の基本理念から、本市の地域福祉の目指す姿をより詳細に表した「ずっと住み続けたいまち」という視点を反映し、本計画の基本理念を「お互いさまの心で 支え合うまち ずっと住み続けたいまち ひとよし」としました。

【基本理念】

お互いさまの心で 支え合うまち ずっと住み続けたいまち ひとよし

2. 計画の基本目標

第4次計画の基本目標については、第3次計画を引き継ぎ、3つの基本目標とそれに連なる取り組みを整理します。

【計画の基本目標】

- 基本目標1 地域福祉の基盤づくり ～支え合いの雰囲気盛り上げよう～
 基本目標2 孤立させないまちづくり ～地域ぐるみで支え合おう～
 基本目標3 安全・安心なまちづくり ～命と権利を守ろう～

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組み
お互いさまの心で 支え合おうまち ずっと住み続けたいまち ひとよし	基本目標1 地域福祉の基盤づくり ～支え合いの雰囲気盛り上げよう～	①支え合いの機運づくり
		②人材育成と活動支援
		③地域交流の促進
	基本目標2 孤立させないまちづくり ～地域ぐるみで支え合おう～	④福祉に関する情報発信
		⑤総合的な相談支援体制の充実
		⑥地域の支え合い・助け合い体制の充実
	基本目標3 安全・安心なまちづくり ～命と権利を守ろう～	⑦自立・社会参加支援の推進
		⑧権利を守る制度の推進と虐待防止

4. 本計画とSDGsの関連

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする17のゴール（目標）と169のターゲット（目標のために実現させること、取り組み）、232の指標から構成されるものです。

これまで進めてきた地域共生社会の実現に向けた福祉の推進は、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。

地域共生社会の実現は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」及び目標11「住み続けられるまちづくりを」に合致しているだけでなく、貧困（目標1）や教育（目標4）、就業機会（目標8）、平等（目標10）など、他の目標の達成にも関わる非常に重要な事項であるとの認識の下、計画の策定と実施に取り組みます。

図表 20 SDGsの17のゴール



第5章 取り組みと役割分担

基本目標 1 地域福祉の基盤づくり

【対応する SDG s の目標】



① 支え合いの機運づくり

【現状と課題】

誰もが住みやすい地域共生社会を実現していくためには、身近な助け合いのための支え合いの意識をつくっていく必要があります。

本市では、前計画においても、支え合いの機運づくりの取り組みとして、各種講座の実施や福祉に関する学習の場を提供するなど、人権や福祉について市民がこどもの頃から学ぶ機会を得られるよう努めてきました。

アンケート調査の結果をみると、ご近所、地域での「助け合い、支え合い」を広げていくために必要なことについて、76.0%が「近所の普段からの付き合い」と回答しています（問 16）。

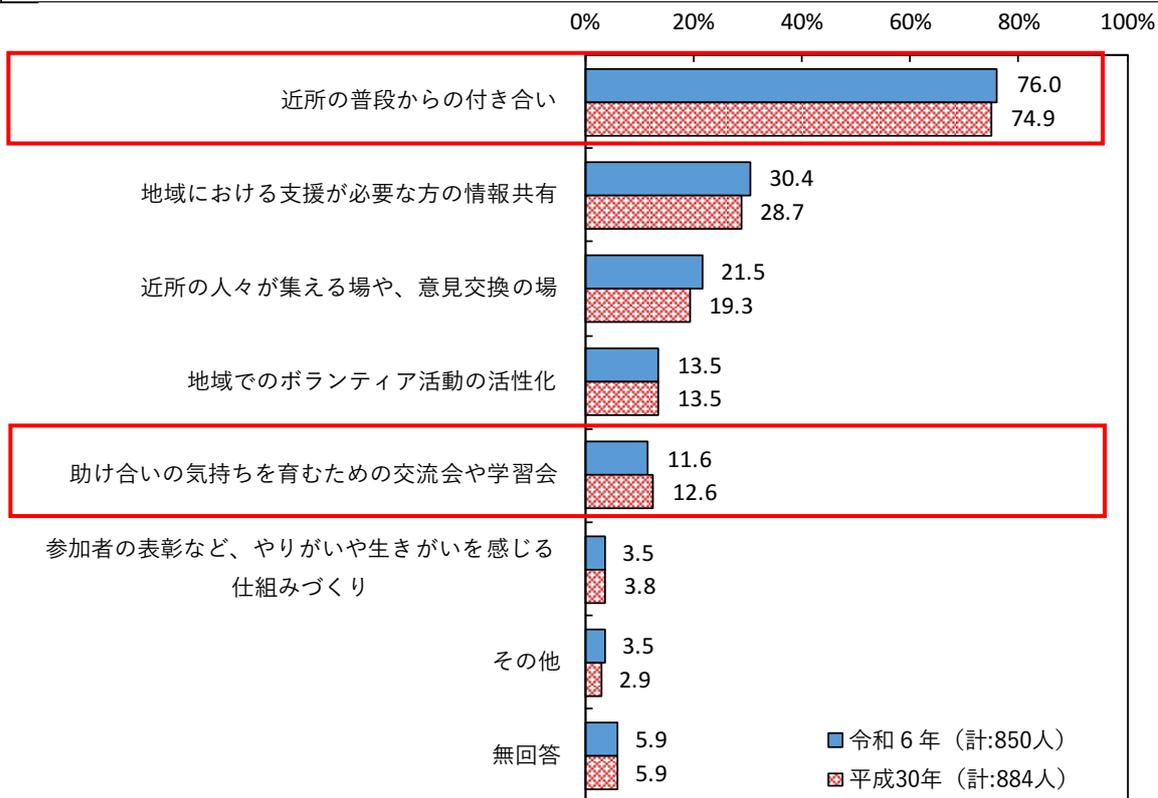
一方で、「助け合いの気持ちを育むための交流会や学習会」と回答した人は 11.6%となっており、平成 30 年の調査と比較しても 1.0 ポイント減少しています。

「近所の普段からの付き合い」を重視する人が多いことから、身近な助け合いの意識を持っている人は多いものの、その意識を醸成するための教育や学習についてはそれほど関心が高くないことが考えられます。

支え合いの機運づくりには、認知症の方や障がい者、生活困窮者、自宅に長くひきこもっている人、罪をつぐない社会復帰された人、外国籍の人など様々な人が、地域社会の中で生きづらさを感じず、地域社会から受け入れられる風土を醸成することが重要です。

障がいの有無や国籍、性別などの様々な壁を越えて互いを理解するための教育や啓発を充実させていく必要があります。

問16 あなたは、ご近所、地域での「助け合い、支え合い」を広げていくために必要なことは何だと思えますか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● まずは家族、おとなりさん、ご近所さんとの交流から、実際顔を見て言葉を交わすことが大切。 ● 隣近所（班）の状況の把握から始めて、徐々に輪を広げる仕組み作りを市が実行していくことが必要。 ● 地域ごとに福祉活動の拠点を作り、活動していけば少しずつ良くなるのではと考えます。 ● アプリを使ったマッチング支援、のようなものがあれば気軽に相談、支援できるかも。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独居高齢、高齢夫婦が多いのはもちろんのこと、身寄りがない方（年齢は関係なく）、家族はあるが関係性が希薄化している方などを最近対応することが多くなっている。 ● 家族関係が希薄で頼れる親族がない高齢者が増えている。

【目指す方向性】

人権を侵害する問題や、社会的孤立や孤独を要因とする問題など、学校や地域のなかで、人と人とのつながりの希薄化が大きな問題となっていることから、他者への思いやりと関心を学ぶ機会が必要です。高齢者や障がい者、性的マイノリティ^{※6}などへの偏見を無くし、生活環境の違いを特別視することなく、多様性を認め合い、すべての人が社会のなかで普通の生活が送れるように、こどもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させていきます。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 各種講座や研修を開催し、住民の福祉に対する意識を高めます。（関係各課）
- 人権学習に係る講演会や研修について、各種団体への確実な参加を促します。（社会教育課）
- 各小中学校におけるボランティア活動や福祉に関する学習の場を設けます。（学校教育課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 地域で実践している福祉活動の魅力や、支え合いの地域づくりの必要性を様々な情報媒体を通じて伝え、こどもから大人まで幅広い世代が地域福祉への関心を高め、地域での福祉活動やボランティア活動にふれるきっかけをつくります。

住民が取り組むこと（自助）

- 人権や福祉に関する各種講座や研修会などへ積極的に参加し、高齢者や障がい者、地域福祉や人権に対する理解、取り組みに携わる施設や機関について理解しましょう。
- こどもの頃から福祉と接点を持ち、思いやりの心を育みましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 各種講座や研修会で学んだことを地域に広げ、全ての人が認め合い支え合う地域共生社会を目指しましょう。

※6レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉。

② 人材育成と活動支援

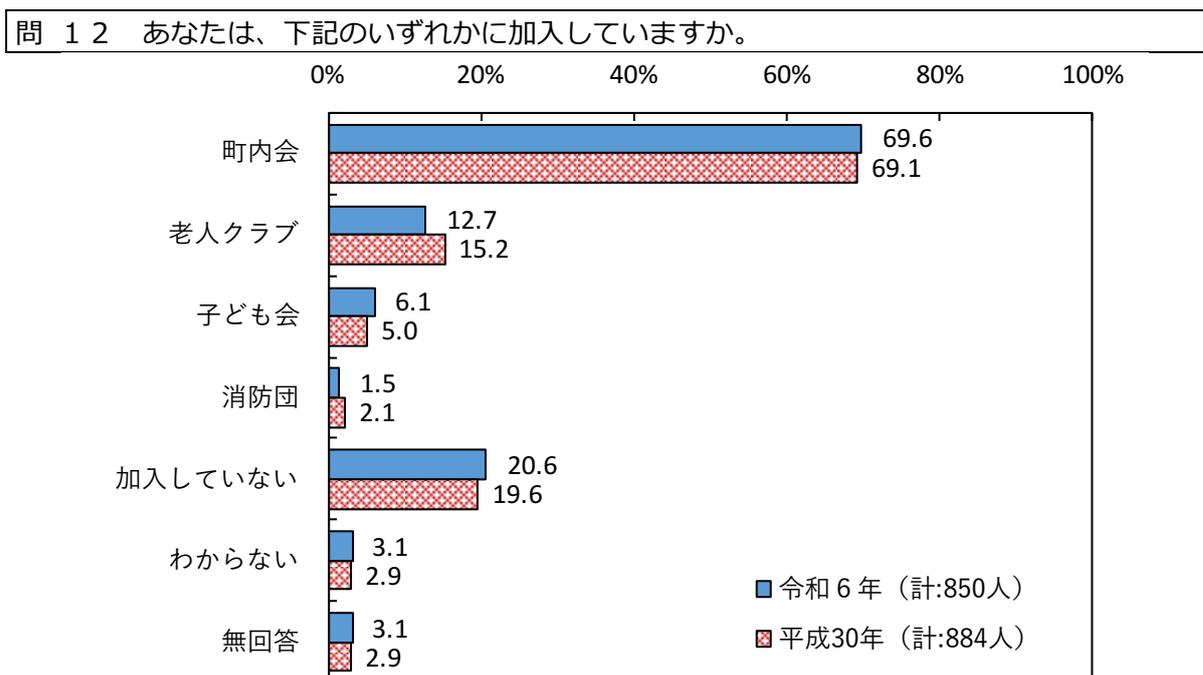
【現状と課題】

地域福祉に関する活動は、町内会や老人クラブ、子ども会、消防団などの地域住民のボランティア活動によって支えられています。しかし、少子高齢化や現役世代の人口減少、定年退職の年齢引き上げや働く高齢者の増加に伴い、そうした活動の担い手不足が全国的に問題となっています。

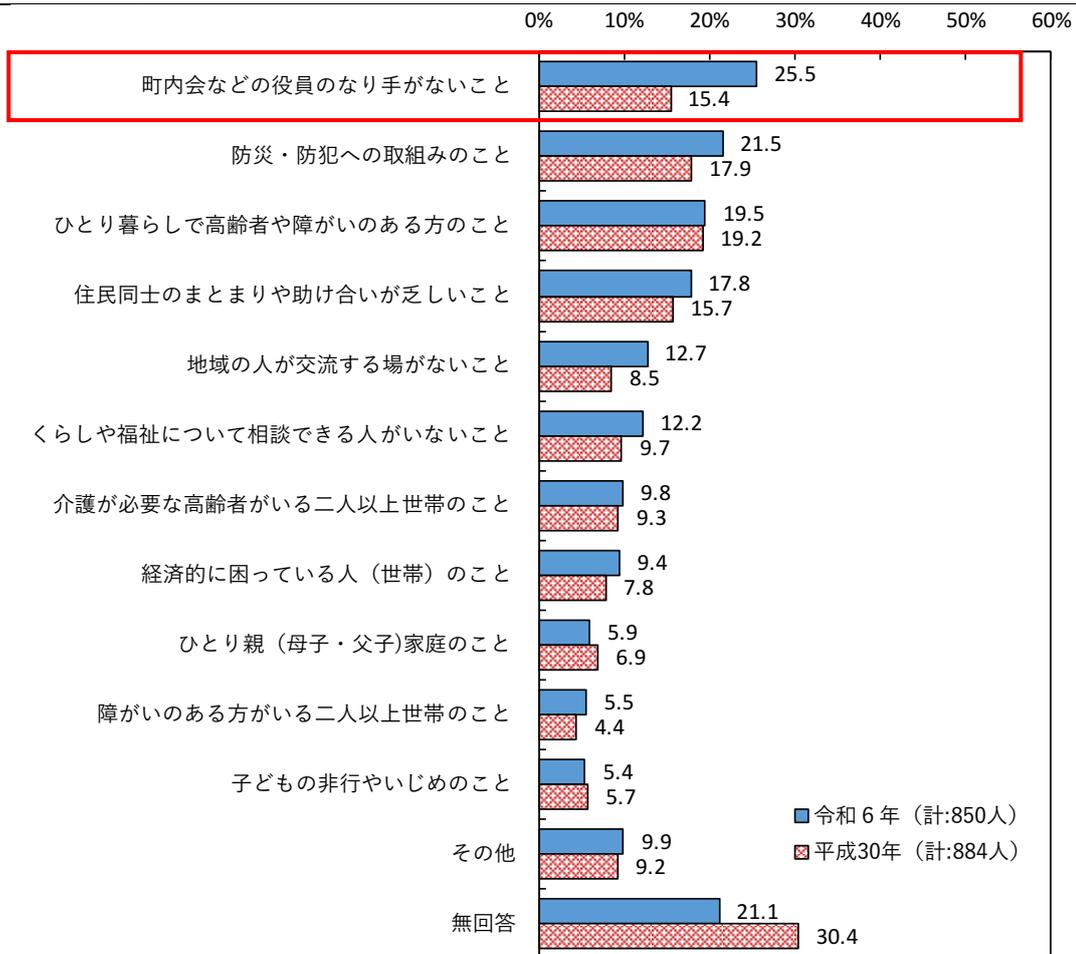
アンケート調査の結果をみると、町内会等の活動の参加状況について、「加入していない」「わからない」と回答した人と無回答の人を除いた73.2%の人が、何らかの地域活動に参加していると回答していますが、平成30年の調査と比較すると「老人クラブ」「消防団」に参加していると回答した人の割合は減少し、「加入していない」と回答した人の割合が1.0ポイント増加しています（問12）。

また、住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題についてたずねたところ、「町内会などの役員のなり手がなく」と回答した人の割合が25.5%と最も高く、平成30年の調査と比較しても10.1ポイント増加しており、本市においても地域活動の担い手不足が問題となっている様子がうかがえます（問14）。

一方、近年では生活困窮や病気、介護、子育てなどの複数の課題を抱える個人や世帯が増加していることから、身近な地域による支え合いの体制を充実させていくことが必要となっています。そうした支え合いの体制の主体となる町内会などの地域活動の重要性は今後ますます増していくものと予想されることから、地域活動の担い手の確保・育成は喫緊の課題であると言えます。



問14 あなたが住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題はありませんか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会、老人会と活動ができていると、地域の様子を知る機会も多い。市職員が町内を回って地域を見て回ることも必要ではないか。 ● 高齢化で各世帯の後継者がおらず、地域のコミュニティや見守り活動がむずかしくなっている。 ● これまでどおりの自治体活動は負担が大きくなっている。継続可能な活動にするためにも行政で旗振りを担い、より地域(地区)に応じた活動へと展開していくような動きがとれると良い。 ● 自分にできることならばお手伝いしたいと思っているが、具体的に何をしたいかわからない。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者を支援する人が不足すると思われます。専門職の養成や環境改善をすることが大切だと思います。 ● 福祉の担い手が少なすぎるので、行政も民間と一緒に携わる人の育成を考えてほしい。自主性に委ねすぎると責任の所在が不十分となりやすいため、きちんとしたシステムを作って今後の福祉に備えてほしい。 ● 人口減少に伴い、福祉を担う人材が不足すると思われるため、福祉の仕事の啓発と人材確保が必要だと思う。 ● 支援される側が増え、支援者側も減っている。今後は支援者の負担軽減にも目を向けて考えていくことが必要。 ● 今現在は地域・町内が機能しているが、10年後に今頑張っている70代の方々が出来るのか不安。また、若い世代の方々が子供たちがいない地域は今後どのように連携していけばいいのか不安になる。

【目指す方向性】

地域活動の参加者の固定化や高齢化が課題となっていることから、あらゆる世代を対象とした学習の機会を提供し、地域住民すべてが担い手であるという意識を深め、活動のリーダーとなる人材および団塊世代など現役を引退した元気なシニア世代など、地域の潜在的な人材の活用も視野に含めた人材育成を推進します。また、現在活動している地域団体がより活発に動けるような環境整備や支援も行います。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 各種養成講座を開催します。（関係各課）
- 社会教育団体等と連携しながら、地域の潜在的な人材の活用も視野に含めた人材育成を行います。（社会教育課）
- 民生委員・児童委員の活動について、地域住民の理解がより図られるよう、地域住民に周知します。（福祉課）
- 民生委員・児童委員が地域住民から様々な相談を受ける中で、適切な相談機関への案内・紹介をできるように、研修会などを実施し、活動の一層の充実を図ります。（福祉課）
- 各種イベントを通して、障がい者との交流や障がい者団体の活動を支援します。（福祉課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 校区社協をはじめ、民生委員・児童委員やくらし見守り相談員等の活動支援を行うとともに、研修の機会をつくります。
- 次代を担う地域福祉の人材を発掘して育てることを目的に、地域福祉やボランティアについて学ぶ機会を設けます。

住民が取り組むこと（自助）

- 地域福祉に関する研修会やボランティア養成講座などに積極的に参加したり、自分の持つ趣味や経験を地域に役立てましょう。
- 民生委員・児童委員の活動内容を正しく理解し、協力しましょう。
- 町内会や老人クラブ（シニアクラブ）などの各団体が行う地域活動やボランティア活動に関心を持ち、協力しましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 民生委員・児童委員などの地域福祉を支える人たちの活動を理解し、ともに地域の生活課題の解決に取り組みましょう。

③ 地域交流の促進

【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加などによる世帯や家族構成の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心や関わりが薄い人、地域社会で孤立する人が増えています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、外出や他人とのコミュニケーションの機会が減り、気持ちが落ち込む、不安になるといった心の不調を抱える人も多くいます。

アンケート調査の結果についてみると、住んでいる地域で住人の交流（近所付き合い）が盛んだと思うかについて、「盛んである」「やや盛んである」と回答した人の割合は31.2%と、平成30年の調査結果と比較して9.2ポイント減少しています（問9）。

また、現在、どの程度近所付き合いをしているかについて、「日頃からよく会話をし、困ったときなどお互いに協力し合っている」「外で会えば世間話をする程度の付き合いをしている」といった、比較的親しい付き合いがあると回答した人の割合はどちらも減少している一方、「ほとんどあいさつもしない」「近所に誰がいるか知らない」と回答した人の割合は増加しています（問10）。

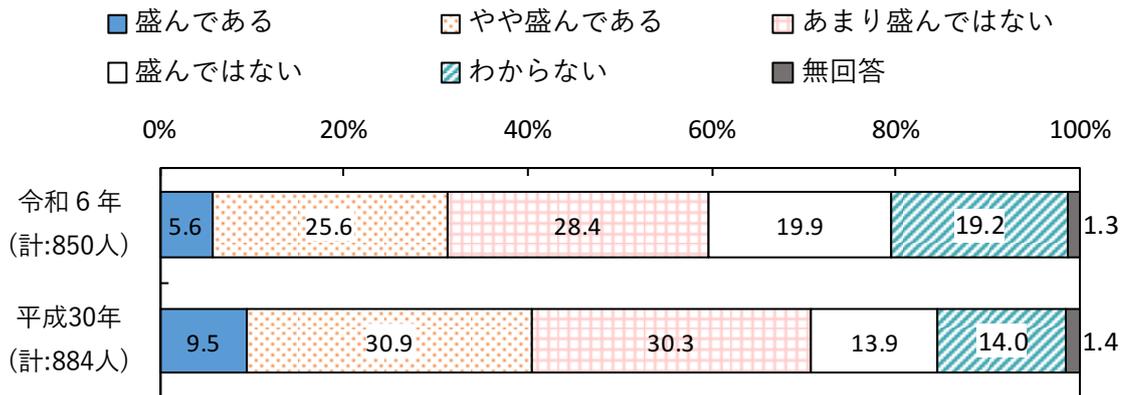
さらに、問10で「ほとんどあいさつもしない」「近所に誰がいるか知らない」と答えた人にその理由についてたずねたところ、「仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない」と回答した人の割合は平成30年の調査と比較して減少していますが、「普段、留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いがほとんどないところである」「近所付き合いは面倒だと思うこともあるので、避けている」「近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう」と回答した人の割合は増加しています（問11）。

これらのことから、本市においても、地域住民の交流が減り、近所付き合いに対して煩わしさや消極的な意識を持っている人が増えていることで、地域住民同士の関係が希薄化している様子がうかがえます。

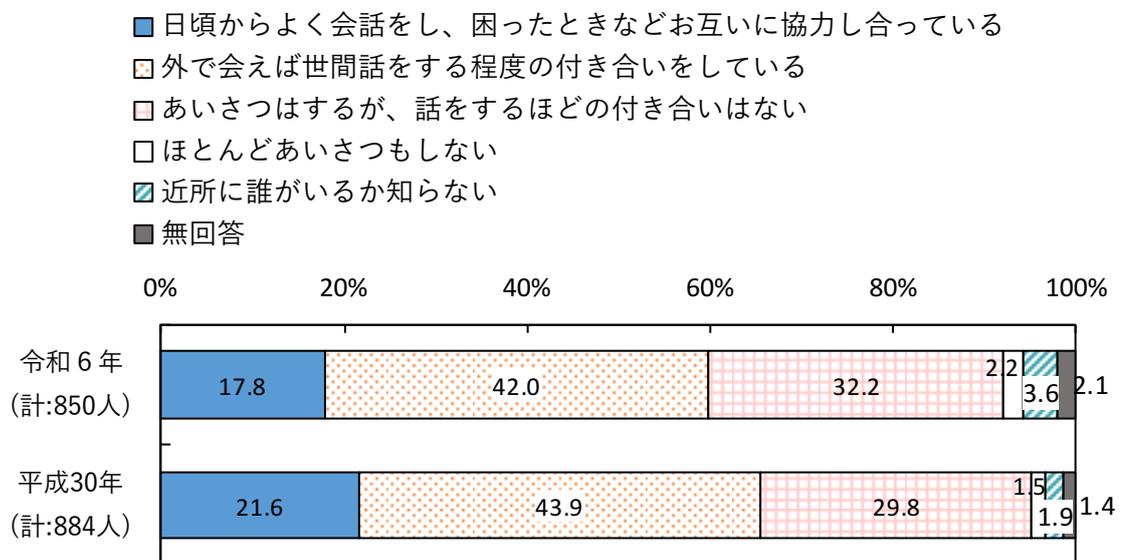
一方で、ご近所、地域での「助け合い、支え合い」を広げていくために必要なことについて、「近所の普段からの付き合い」と回答した人の割合は76.0%となっており、何らかの形で地域とかかわりを持ちたいと考えている人も多く見受けられます（①問16より）。

住民同士が気軽に集え、悩みや不安を相談できる交流の場づくりなどを通じて、地域交流の促進を図っていくことが大切です。

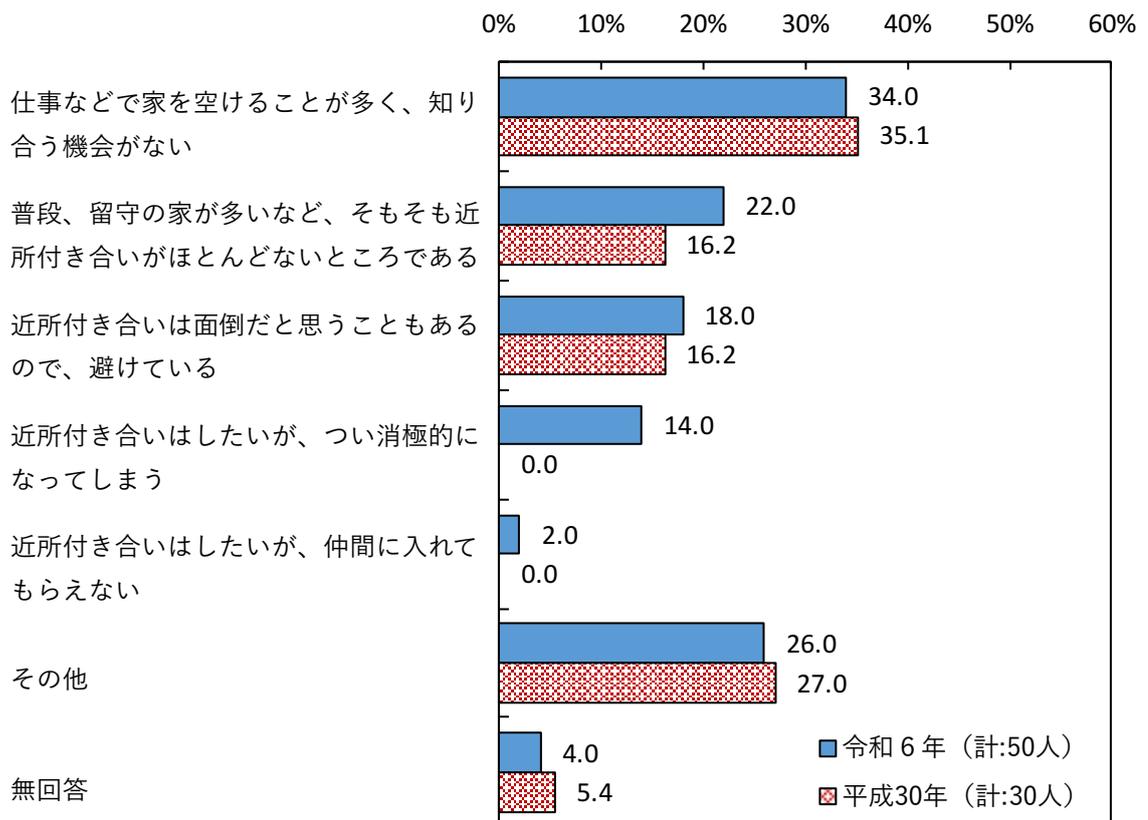
問9 あなたが住んでいる地域では住人の交流（近所付き合い）が盛んだと思いますか。



問10 あなたは、現在、どの程度近所付き合いをされていますか。



(問10で「ほとんどあいさつもしない」「近所に誰がいるか知らない」と答えた方にお伺いします)
 問11 ほとんど付き合いをされていない理由は何ですか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 市民アンケート自由回答より	<ul style="list-style-type: none"> ● マンションやアパートが多くなり、近所付き合いが少なくなっている。 ● 祭りや町内イベントで子どもと高齢者が交流できるといい。 ● 人の集う場所が少ない。 ● 公民館を開放して集いの場として趣味の集まりが行えるといい。
 専門職アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと高齢者が一緒に生活できる場があって、それが当たり前になればいいと思う。子育て支援だけ、高齢者福祉だと分けて考えず共生社会を考える必要がある。 ● 地域行事を途絶えさせないことや民生委員・児童委員等の地域の支援者と専門職との情報共有を定期的に行うなど、家族関係の交流を促進させつつ、地域の繋がりを強化する必要あり。

【目指す方向性】

ライフスタイルや価値観が多様化し、特に若い世代では、「仕事や育児に追われ、時間がない」などを理由に、積極的に地域活動にかかわる人が少なくなってきました。その一方で、市民アンケートでは、何らかの形で地域とかかわりを持ちたいと考えている人も多く見受けられることから、健康や子育て、世代間交流など自分のライフスタイルや希望に合わせて気軽に集まることができるような交流の場や地域の課題を住民で共有できる場を作り、地域住民同士

が顔見知りとなることで、支え合い（互助）の関係を築いていきます。また、交流を促進させていくうえで必要な交流の場として、公民館や空き家などの既存資源の有効活用も図っていきます。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 子育て支援事業と地域をつなぎます。（こども未来課）
- 障がいの有無や障がいの違い、程度に関わりなく、集い、交流し、理解を深めることができるイベントの開催を支援します。（福祉課）
- 高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動を促進します。（高齢者支援課）
- 通いの場の設置を推進し、地域交流の場としての活用を促します。（高齢者支援課）
- 高齢者や子育て世代、障がい者などの交流の場として、校区公民館の利活用を促します。講座の内容にかかわらず、地域の人が集まる場として、公民館講座を位置づけ、まちづくりにつなげます。（社会教育課）
- 小中学生と地域の人との交流を推進します。人吉市地域学校協働本部事業においては、地域から学校への協働は進んでいますが、課題となっている学校から地域への協働を推進します。（社会教育課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 地域住民が気軽に集える場づくりを支援し、高齢者や障がい者などの社会参加や生きがいづくり、身近な範囲での支え合いの関係づくりを進めます。
- 地域住民が課題を共有し、解決するための具体的な活動を実践するには、校区単位の活動拠点となる場が不可欠です。行政機関と連携しながら活動の拠点づくりを進めます。

住民が取り組むこと（自助）

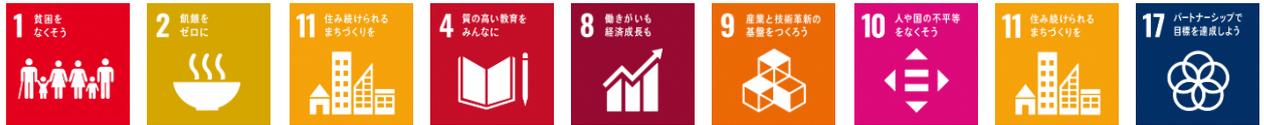
- 地域で開催される催しや文化活動などに積極的に参加し、地域の住民と顔見知りになりましょう。
- 学校が取り組む地域との交流活動などに協力しましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 様々な人の交流が日常的に行われるような、誰でも気軽に立ち寄れる場所を地域につくりましょう。

基本目標2 孤立させないまちづくり

【対応するSDGsの目標】



④ 福祉に関する情報発信

【現状と課題】

アンケート調査で福祉に関するサービスについて必要な情報をどこから入手しているかをたずねたところ、「広報ひとよし」が75.6%で最も高く、次いで「社協だより」(38.7%)、「新聞・雑誌・テレビ等メディア」(28.7%)と続いています(問38)。

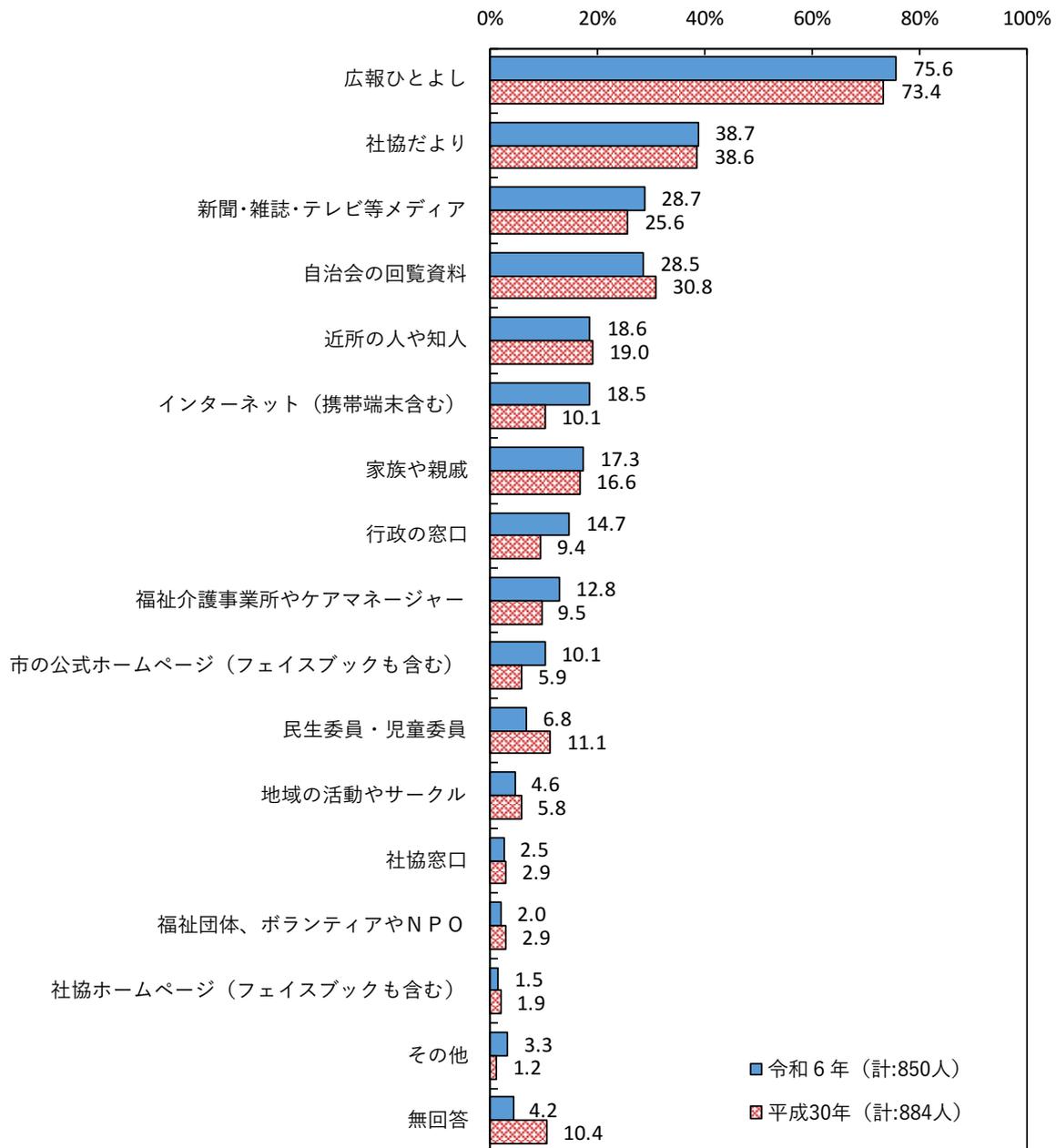
平成30年の調査と比較すると、「行政の窓口」についても5.3ポイント増加しているほか、「新聞・雑誌・テレビ等メディア」「インターネット(携帯端末含む)」「市の公式ホームページ(フェイスブックも含む)」で回答率が高くなっており、メディア媒体を通じて情報を取得する人が増えている傾向がみられます。

福祉サービス情報の提供については、利用者の年齢や身体状況、生活環境など、個別のニーズに応じた様々な情報発信の方法を検討することが求められています。

本市では、インターネットの普及など、情報化が進む中、必要な人に、必要な情報が届くよう、これまで様々な媒体を通じて情報発信を行ってきました。

福祉サービスを必要とする人にとって、利用しやすいサービスを提供するためには、個々の生活様式に合わせた多様な情報媒体を活用し、必要なサービスの情報を容易に得ることができるよう、情報提供の充実を図っていく必要があります。

問 38 福祉に関するサービスについて必要な情報をどこから入手していますか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯での情報入手、キャッシュレスが進み、高齢者にはとても生活しづらくなっている。 ● スマホを持っていない人には住みづらい。 ● 子育てのための活動や施設があるのは知っているが、具体的にどのようなことをしているかわかりにくく利用しづらい。HP やインスタなどで日々発信をして周知してほしい。 ● 若い世代は SNS の方が触れることが多いのもっと活用してほしい。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅で生活を続けられるための交通手段などの整備と市民への情報提供が必要。 ● 利用者が小地域ネットワーク活動の見守り対象となっているか、全員は把握していない。個人情報の関係で名簿等もないため、挨拶に行けていない。

【目指す方向性】

インターネットの普及など、情報化が進む一方で、情報を十分に入手することができていない人が多いことがわかりました。主な情報の入手手段は、年代や家族構成などで異なるため、それらの特性に配慮しながら、公的制度はもとより、地域のなかで行われている生活支援や民間サービスをわかりやすく周知していくための工夫や、必要な情報が必要な人に行き届くよう、各機関が連携しながら情報提供に努めます。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 広報紙、市ホームページなどの多様な媒体を活用して、情報発信を行います。（福祉課、こども未来課、高齢者支援課、地域コミュニティ課、商工観光課）
- 広報紙、市ホームページ、防災行政無線放送、市公式 LINE、人吉市子育てアプリすくすくなど多様な媒体を活用して、情報発信を行います。（保健センター）
- 住民や地域に、広報や回覧等を利用した情報発信についての助言をします。（地域コミュニティ課）
- 復興に係る各種案件について、説明会やワークショップを開催しながら検討します。（復興支援課）
- 国・県・市の復興に向けた取り組み状況に関する情報を定期的に発信します。（復興支援課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 地域福祉活動や社会資源、社協の事業等の役立つ福祉情報を必要とする人が、必要な時に手に入れ活用することができるよう様々な方法で分かりやすく伝えます。

住民が取り組むこと（自助）

- 福祉に関する情報に関心を持ちましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 地域で行われている活動の情報を積極的に発信し共有しましょう。

⑤ 総合的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

困りごとは、介護、障がい、生活困窮、子ども・子育てに関する事など、様々な事情が複雑に絡み合うことが多く、包括的に支援をすることが必要です。

アンケート調査の結果をみると、ほとんどの人が毎日の暮らしの中で何らかの悩みや不安を感じていることがわかります（問23）。

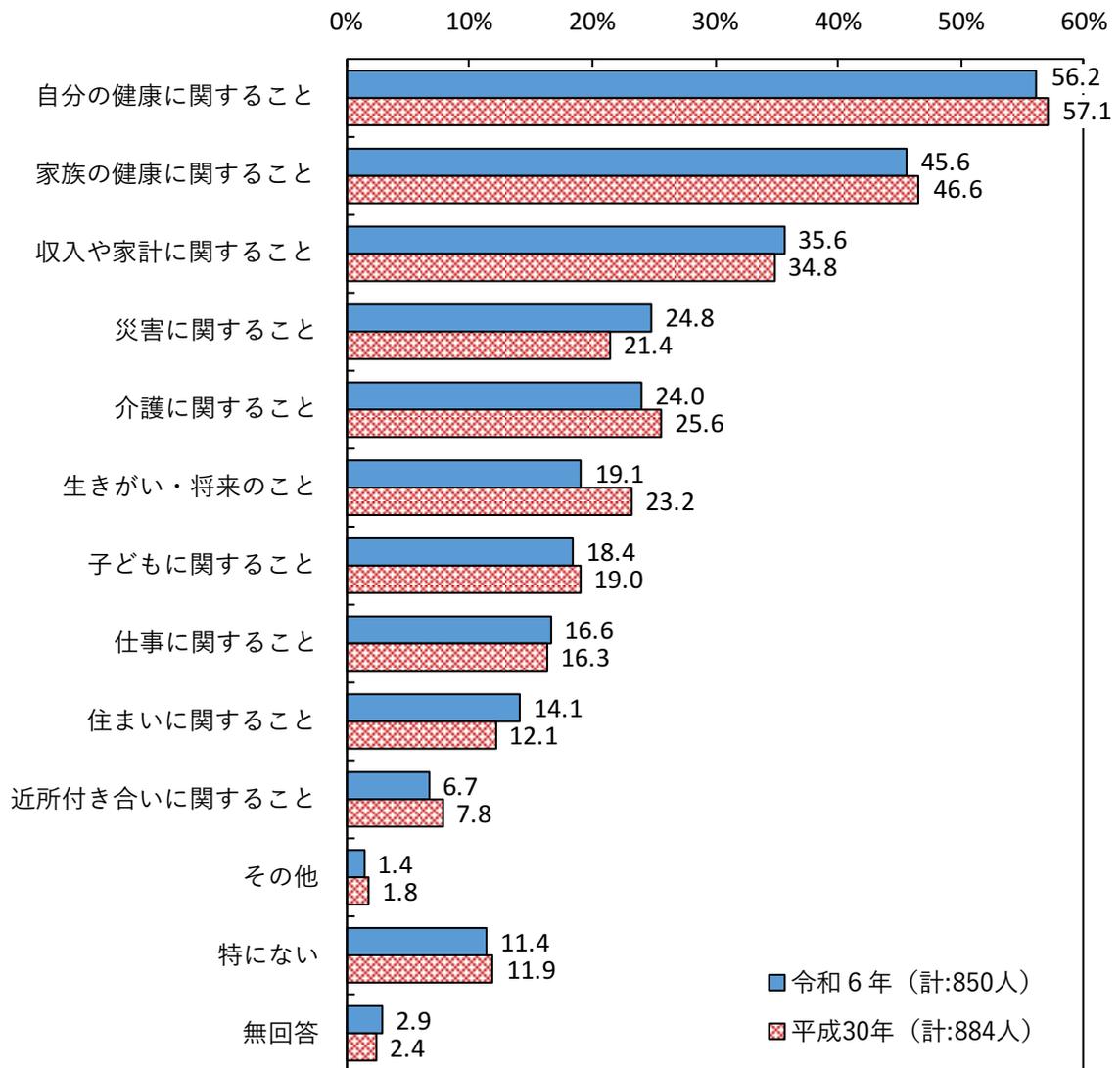
一方で、地域社会で起こる問題に対して地域住民の自主的な協力関係が必要だと思いかについて、「必要だと思う」と回答した人の割合は64.9%と、平成30年の調査と比較して6.3ポイント減となっており、地域住民の関係の希薄化により、身近な困りごとなどについて、地域で一丸となって取り組んでいくという意識が薄れている様子が見えられます（問26）。

こうした状況の中で、身近に相談できる人がおらず、悩みや不安を抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯も少なくありません。

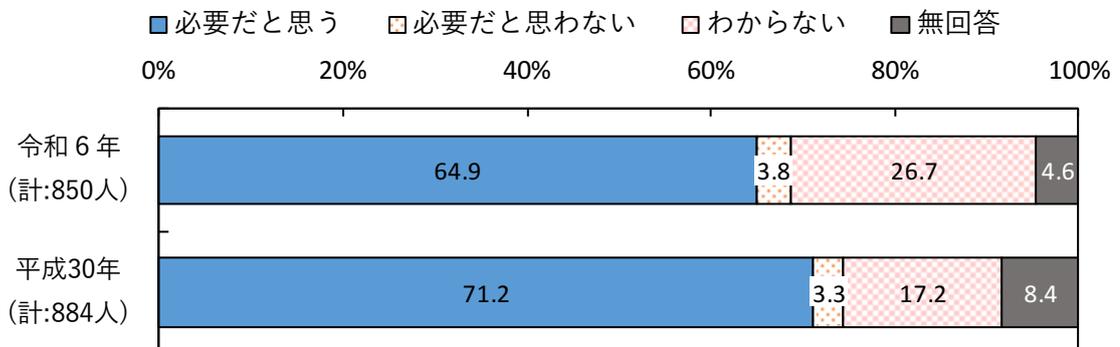
個々の抱えている様々な問題について、どこに相談すればいいかわからないということがないよう、必要な情報や切れ目ない支援が市民に届くように、相談窓口の強化に努め関係機関が連携し、困りごとがある人へ必要な支援を届けていく必要があります。

第5章 取り組みと役割分担

問23 あなたは毎日の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。



問26 あなたは、地域社会で起こる問題に対して、地域住民の自主的な協力関係が必要だと思いますか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 困ったことがあってもどこに相談して解決できるのか分かりづらい。 ● 一度市役所に困りごと、相談をして訪問して頂いたが、一度きりで解決されることなく、その後の意見交換もなかったので持続的なものにしてほしい。 ● 支え合う仕組みづくりも大事だと思うが、困りごとを抱える人が助けを求める場所、人、方法が身近にあることをもっと分かりやすく伝える、知ってもらうことにも力を入れてはどうか。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 気軽に健康相談（医療機関ではない）ができる場所があればよい。 ● 地域、サービス事業者との繋がり強化は必要。地域－ケアマネ－事業者の関係は増えているが、地域－事業者がうすいので顔なじみ（交流）できる機会が必要。 ● 校区・地域によって課題はそれぞれ。相談窓口として、地域包括を校区毎に配置すると、区民の課題や顔なじみの関係を作ることによって包括支援センターの認知度も上がり、身近な寄り処として校区に根付くのではないか。

【目指す方向性】

かつては家族や隣近所の関係によって支えられ、困りごとが解決することもありましたが、人間関係が希薄となっている現在では、一人で抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯も少なくありません。地域住民の様々な困りごとについて、どこに相談すればいいかわからないということがないように、適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、相談内容に応じて関係機関などと連携できるような体制を整えます。さらに、研修などを通じ、相談にあたる職員のスキル向上を図ります。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 地域における身近な子育てに関する総合窓口を設け、個別ニーズに合った情報や事業などの提供、相談、援助を行います。（こども未来課）
- ひきこもりについての相談窓口に関する周知および、障害者差別解消に基づく相談窓口に関する周知や差別防止に向けた啓発を行います。（福祉課）
- 障がい者やその家族に対するサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの相談体制の充実を図ります。（福祉課）
- 健康、介護、日常生活、虐待などの高齢者の総合相談窓口として「地域包括支援センター」の相談体制強化を図ります。（高齢者支援課）
- 妊娠やこどもの健康、発達、子育て等について、相談支援を行います。（保健センター）
- 税・保険料や公共料金の滞納や分納の相談を受け、生活困窮状態もしくは生活困窮に至るおそれがある場合や、認知症や障がいなどで支払いが出来ていない場合は、市役所内における関係各課や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、状況に応じた支援策を講じます。（関係各課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 住民の身近な総合相談窓口として、ニーズキャッチから支援まで他機関と連携し包括的に途切れず支援します。
- 支援を必要とする人が自ら SOS の声を上げることができるよう受援力を高める意識づけを行うとともに、地域と専門職がつながる仕組みを構築します。

住民が取り組むこと（自助）

- 自分自身や家族に困ったことがあった時に備えて、相談できる場所を知っておきましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 地域の中（身近な人）で困りごとを抱えている人を民生委員・児童委員等につないだり、声かけや見守りなどで支え合いましょう。

⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実

【現状と課題】

地域の困りごとを解決し、支援していくためには、公的なものだけでなく、地域で生活している人や自治会、ボランティアなど様々な関わりが欠かせません。公的支援と連動した地域住民の支え合いによる切れ目のない支援を実施し、全ての人が地域で自立した生活を送ることができるようにしていく必要があります。

アンケート調査の結果をみると、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、「地域でどのような手助けをしてほしいと思うか」について、いずれの項目も「家族・親族」に手助けしてほしいと回答した人の割合が高く、「隣近所の人」「民生委員・児童委員」などに手助けしてほしいと回答した人の割合は相対的に低くなっています（問24）。

家族以外に相談できる人がいない場合、家族の死去等で身近に頼れる（相談できる）人がいなくなり、地域で孤立してしまう可能性があります。

これらのことから、公的な相談窓口について継続した周知を行うとともに、住民同士の支え合い・助け合いの体制を充実させることで、普段の暮らしの中での困りごとなどに地域で対処しつつ、必要に応じて、家族や周囲の人が専門機関や相談支援機関につなぐなど、いち早く困難な事情を抱えている人に気づき、地域と関係機関などが連携して支援を行えるような体制を構築していく必要があります。

問24 あなたやご家族が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような『手助けをしてほしい』と思いますか。

	家族・親族	友人・知人	隣近所の人	民生委員・児童委員	老人クラブ	くらし見守り相談員	ボランティア	その他	手助けの必要はない	無回答
①掃除（庭・屋根・外回り）	52.8	8.5	6.4	0.8	1.1	2.4	12.5	9.4	16.0	11.6
②蛍光灯・電球の交換等	55.2	10.0	5.6	0.7	0.0	2.8	6.0	6.1	19.3	11.9
③買い物の手伝い	57.3	12.8	4.8	0.7	0.0	3.4	6.5	5.2	18.9	12.0
④植木の手入れ水やり	43.3	7.5	4.9	0.8	1.8	2.0	9.2	8.6	24.6	15.6
⑤ゴミ出し・ごみの分別	53.3	5.4	8.6	0.7	0.4	2.7	5.9	4.1	22.4	12.9
⑥掃除（トイレ・風呂場）	55.2	3.6	1.2	0.7	0.1	1.5	5.6	6.8	22.2	13.1
⑦掃除（居室・寝室）	55.9	3.4	0.6	0.6	0.0	1.2	4.8	7.3	22.2	13.2
⑧洗濯・布団干し	55.9	4.1	1.2	0.6	0.0	1.5	4.6	6.4	22.6	12.8
⑨ストーブなど燃料給油	48.2	6.2	4.0	0.6	0.1	1.6	5.5	5.6	27.2	14.4
⑩話し相手	47.8	33.5	16.7	4.8	2.5	5.9	4.1	2.9	17.6	12.9
⑪お金の引きおろし（銀行）	60.6	3.3	0.0	1.3	0.0	1.2	0.5	3.4	23.6	11.9
⑫公共料金の支払い	56.2	4.4	0.5	1.2	0.0	1.5	1.1	3.6	25.5	13.1
⑬郵便物の投函等	53.5	10.5	6.2	1.4	0.0	2.4	2.7	3.4	23.8	13.1
⑭衣替え時の片づけ	55.2	3.4	0.1	0.4	0.0	1.6	3.4	4.1	24.7	14.2
⑮通院などの外出の手伝い	58.9	9.9	3.1	1.1	0.2	2.8	6.4	6.6	19.8	11.4
⑯高齢者などへの安否確認の声掛け・見守り	35.9	12.0	20.7	15.4	4.1	14.9	6.7	4.7	18.2	15.3
⑰短時間の子どもの預かり	32.1	11.4	6.0	2.9	0.2	2.1	4.2	7.4	29.8	24.6
⑱通園・通学の送迎	34.2	9.4	3.9	1.6	0.6	1.4	3.9	6.1	31.1	24.2

【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人暮らしの高齢者にもう少し目を向けてほしい。 ● 近所に住民が少なくなりすぎて言葉をかわす事もなくなり、支えあうことがむずかしくなっていると感じる。 ● 災害復興に取り組まれていると思いますが、人が住めるまちづくりを進めてほしい。地域で支え合う住民が減少している。 ● コロナ以後、町内会や校区での活動がほぼ無くなり、それが普通になってしまっている。再開したとしても若い人の参加が少ない。若い人たちに協力してもらえそうな何かがあれば。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者世帯が孤立しないための地域づくりのためには、地域とのネットワークを強化していく（日頃から連携を図っていく）ことはもちろん、緊急時のすみやかな避難対応も必要。 ● 孤立を防ぐネットワークの構築が必要。 ● 個人情報が含まれており、くらし見守り相談員やシルバーヘルパーについてどのような方が関わっているか情報が入ってこないため連絡の取りようがない。 ● 民生委員を通じて、地域の支援者（くらし見守り相談員等）と必要に応じて連携をとっている。

【目指す方向性】

高齢者のみならず、子育て世帯や障がい者などの生活課題が複合化・深刻化する前の段階で、地域における見守りなどをきっかけとして、困りごとを抱えている人に気づいた際には相談窓口につなぎ、地域と関係機関などが連携して支援を行えるような体制を整えます。さらに、自分が“見守られる立場”になった時に、どんな仕組みや活動があったらいいのかを考えることで、“見守る側”と“見守られる側”の双方が負担を感じないような体制を整えていく必要があります。

また、地域住民や福祉関係者が連携し、支え合うことを目的とする地域福祉活動では、個人情報を取り扱うことが必要な場面も多いことから、市は、個人情報の保護と個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 民生委員・児童委員から地域の実情や意見を聞くほか情報交換に努めます。（福祉課）
- ひきこもりの相談窓口の周知を行い、ひきこもりに悩む本人や家族の相談を引き出し、必要に応じて関係機関と連携し、支援につなげます。（福祉課）
- 認知症高齢者を地域で見守る「高齢者見守りネットワーク」を強化するため、関係機関との連携に努めます。（高齢者支援課）
- 校区社協を基盤とする生活支援体制整備事業により、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。（高齢者支援課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 地域に暮らす住民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、小地域ネットワーク活動等これまで行ってきた活動を活かしながら、支え合いの輪を広げます。
- 民間事業所や社会福祉法人と積極的に連携し、地域の社会資源として役割を発揮してもらえよう働きかけます。

住民が取り組むこと（自助）

- 隣近所で気になる人や異変を発見した時に備えて、相談できる場所を知っておきましょう。
- 隣近所の困りごとを我が事と捉え、可能な範囲で手助けしましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりに参画し、活動を推進しましょう。また、隣近所の人たちにこのような活動を広く知らせていきましょう。

⑦ 自立・社会参加支援の推進

【現状と課題】

経済的な格差や貧困は年々広がっており、生活や雇用に不安を抱える生活困窮者が増えています。

本市では、生活困窮者に対して生活困窮者自立支援制度による支援や相談体制の充実を図っていますが、生活困窮に至る原因は複雑かつ個人で異なるため、多様で複合的な課題を抱えているケースも多く、解決の糸口を探ることが難しくなっている場合もあります。

また、障がい者の自立支援においては、就労支援や就労定着支援などを通じた自立・社会参加の支援と経済的自立のための取り組みが進められていますが、障がい者は就労先において様々な課題を抱えていることも多く、全国的にみても、依然として一般雇用率は低く、離職率も高い状況にあります。

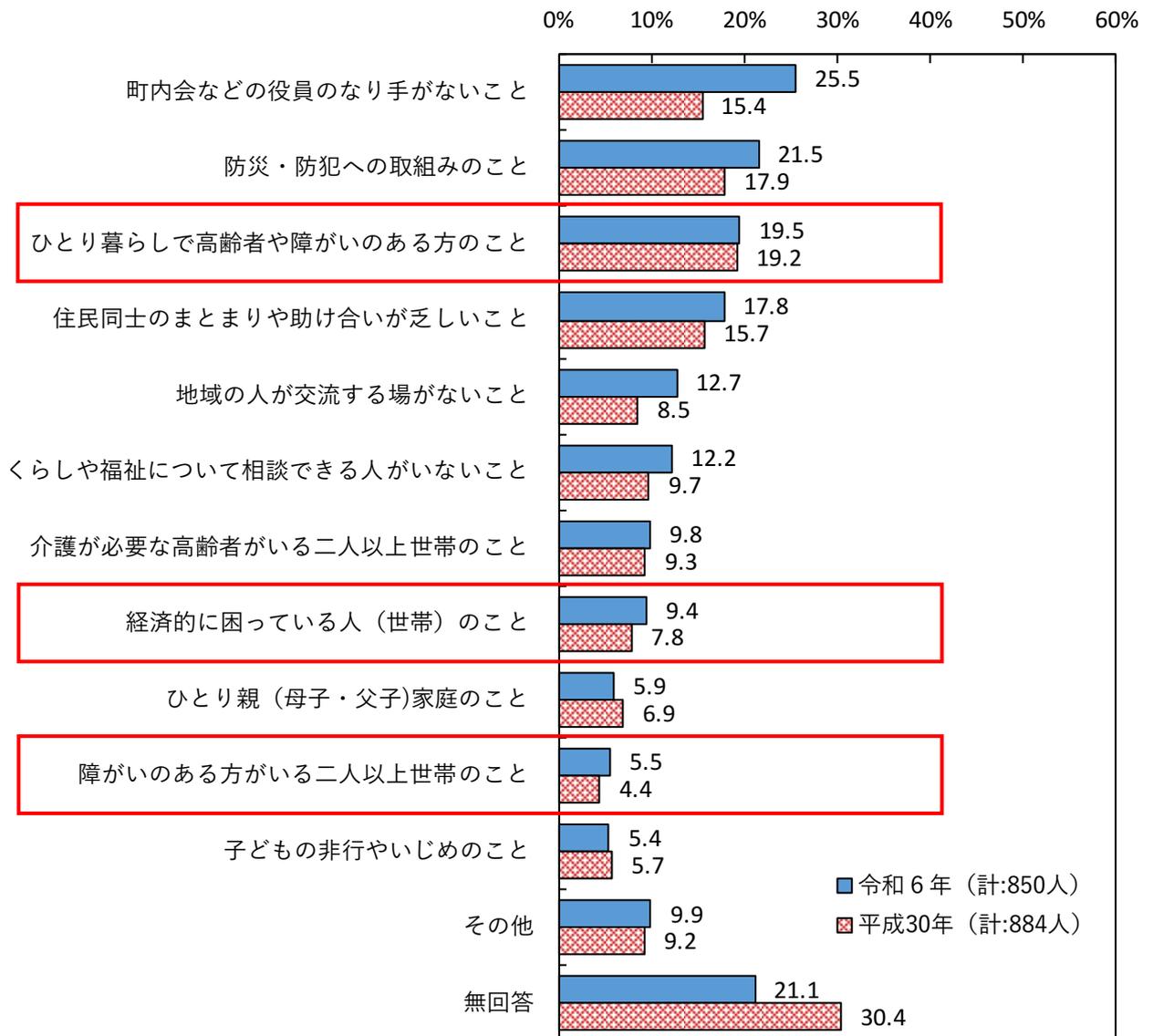
アンケート調査の結果をみると、住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題について、「ひとり暮らしで高齢者や障がいのある方のこと」「経済的に困っている人（世帯）のこと」「障がいのある方がいる二人以上世帯のこと」と回答した人の割合は平成30年の調査と比較して増加しており、これらの社会問題に関心を持つ人が少なくないことがわかります（問14）。

障がい者や生活困窮者、ひきこもりの人、更生を目指している犯罪をした人や生きづらさを抱えている人の中には、社会との関わりに対する不安などから、自らSOSを発せず支援を拒み地域社会から孤立しているケースも少なくありません。

そのような人たちが、社会参加できるような地域をつくり、それぞれの自立や就労支援をサポートするために、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の尊厳を重視しながら、関係機関相互の連携を強化し、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていく必要があります。

また、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、これまで民間の事業者において「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされることとなりました。日常・社会生活で利用している設備やサービス等について、障がいのある方と障がいのない方が同じように利用できるよう、それぞれの特性に合わせて必要な配慮や工夫を行う合理的配慮の提供について推進していく必要があります。

問14 あなたが住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題がありますか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者はそれが常態化して自分が困窮していると認識できていない場合が多いと思う。地域福祉の意識の高い人のために情報を発信し、教育を受けて頂いた上で、ネットワークを構築することが出来れば、地域でどうにかすることもできなくても行政につなぐことができるのではないかと思う。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の方々のグループホームがもっと多くなり、見守られながらも自由に生活出来られると安心と思う。 ● 本当に必要な方への障がい者年金、生活保護を見極めてほしい。 ● 障がい者を雇用する一般企業への補助制度の充実。 ● 障がい者の方々が自立した生活を送れる環境の資源（資金、就業場所、生活の場等）の確保と確立。

【目指す方向性】

障がい者や生活困窮者、ひきこもりの人の中には、社会とのかかわりに対する不安など、様々な生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人たちが、社会参加できるような地域をつくり、それぞれの自立や就労支援をサポートするために、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の尊厳を重視しながら、関係機関相互の連携を強化し、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていくとともに、これらの支援に携わる人材の育成、支援の質の向上も図ります。また、更生を目指している犯罪をした人や生きづらさを抱えている人が地域から孤立することがないように、再犯防止等に関する広報・啓発活動を推進し、さらなる理解の促進を目指します。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 社協と連携し、生活困窮者自立支援制度※の周知および適正な運営と相談体制の充実に努めます。（福祉課）
- 未就労者等の就労のサポート機関である「若者サポートステーションやつしろ」、「ジョブカフェ球磨」など既存の就労相談機関の活用促進を図るために、地域へ周知を図り、当該機関と共催でセミナーを開催します。（商工観光課）
- 経済的・社会的に自立し、生きがいのある生活を送ることができるよう、就労を希望する障がい者に対し、就労移行支援・就労継続支援等のサービスの適切な利用を促進します。（福祉課）
- 民間事業者の合理的配慮提供の義務化について、市内の事業者等へ周知します。（福祉課）
- 人吉地区保護司会と連携を取りながら、再犯防止に関する広報・啓発活動の推進の支援を行います。（福祉課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 様々な理由で生活のしづらさを抱えていても、住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、地域や関係機関につないだり、同じ悩みを持つ人同士の場づくりや様々な生活支援を提供します。

住民が取り組むこと（自助）

- 生活困窮者自立支援制度を理解し、隣近所で生活に困っている人がいたら、相談できる場所を確認しておきましょう。
- 様々な福祉制度を理解し、隣近所で困っている人がいたら、民生委員・児童委員につなぎましょう。
- いろいろな問題を一人で抱え込まず、相談機関に相談してみましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 様々な理由で生活のしづらさを抱えている人を理解し、孤立しない地域づくりを進めましょう。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

【対応するSDGsの目標】



⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止

【現状と課題】

障がいがあることや高齢化に伴う認知症患者の増加等により、財産の管理や日常生活における意思決定に課題を抱える人が増えています。

これらの意思能力、判断能力が低い人に対して、後見人などが身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービスなどの契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度が「成年後見制度」です。

また、成年後見制度では、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人にとって必要な福祉サービスを利用するために、契約の締結などを行う身上監護や、本人の財産を適切に管理する財産管理を行います。

しかし、成年後見制度の利用者数はまだ少なく、制度の利用が必要な人が適切な支援につながっていない現状や本人の意思が十分に尊重されていないことが課題となっています。

障がいなどのハンディキャップのある人が安心して生活が送れるように、権利と利益を守り、成年後見制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していくことが重要です。

また、どのような場合であっても、虐待行為は重大な人権侵害です。障がい者や高齢者、子どもなどを含め、あらゆる人に対する虐待を防止し、すべての人の権利を守る取り組みを推進して必要があります。

【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 <p>市民アンケート自由回答より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の問題や認知症の方などの訪問で誤解や疑いをかけられる等、どこまで踏み込んでいいのかわからない。結局関わらない方がいいのかと思うときもある。 ● 今までは自立した生活が出来てきたが、あと数年で後期高齢者の仲間入りをする。自分が認知症などで自立した生活ができなくなったらという不安もある。
 <p>専門職アンケートより</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の方のご家族（ご両親）が高齢のところがある。 ● 障がいのある方が一人でも安心して暮らせる（住む）場所等を充実させてほしい。 ● 成年後見利用促進と後見人の増員が必要と感じる。 ● 家族関係が希薄で頼れる親族がいない高齢者が増えている。

【目指す方向性】

認知症高齢者や、知的・精神障がい者の増加に伴い、今後、その方々に対する権利擁護^{※7}を目的とした成年後見制度の必要性と需要はさらに増大することが見込まれています。また、国の方針として、市民後見人の養成や活動の推進が求められていることから、判断に配慮を要する高齢者や障がい者などが、不利益を被ることなく法的に保護・支援され、自立した生活が送れるよう、権利擁護の充実を推進します。さらに、子育て・介護の疲れや経済的困窮などを原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待の防止・早期発見、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 障害者差別解消法に基づく差別防止に向けた周知・啓発を図ります。（福祉課）
- 市民後見人の周知・啓発、養成を図ります。（福祉課）
- 高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた周知・啓発・対応を行います。（高齢者支援課）
- 児童虐待及びDV、障がい者虐待に対して、相談窓口と通報先の周知・啓発を行い、適切な対応に努めます。（こども未来課、福祉課）
- 妊娠期から出産後の乳幼児訪問、健診等を通して、虐待防止のために切れ目ない親子への支援を行います。（保健センター、こども未来課）
- 高齢者等の見守り活動に取り組む人を対象にした出前講座の内容を、これまでの「被害の未然防止の啓発」だけではなく、消費者が必要な情報を得られるような内容も提供できるようにします。（地域コミュニティ課）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 認知症や障がい等で判断能力が低下しても、人として尊重され自らの意思に基づいた選択のもとに自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うなどの支援を行います。
- 民生委員・児童委員等関係者と協力し、制度の周知啓発や利用促進を図るとともに、虐待等の防止、早期発見・早期対応に努めます。

住民が取り組むこと（自助）

- 権利擁護や虐待について理解しましょう。
- 隣近所で虐待の疑いがみられた時に備えて、通報・相談できる場所を知っておきましょう。
- 成年後見制度利用支援事業について理解し、必要に応じて利用しましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 虐待や消費者被害を未然に防ぐため、また早期発見につなげるため地域での見守りや声かけをしましょう。

※7高齢者や障がい者などの支援が必要な人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えること。

⑨ 災害時対策の充実

【現状と課題】

近年、地震や台風、大雨などの自然災害が多発しています。本市においても、令和2年7月豪雨で大きな被害を受けました。

アンケート調査の結果をみると、災害時の避難場所についてほとんどの人が「知っている」と回答しており、災害に関する意識の高さがうかがえます（問19）。

一方で、災害時の非常用持ち出し品について、日常から準備が「できていない」と回答した人の割合は45.2%となっています。また、災害時の家族や身内との連絡方法を決めていないとの回答も52.4%となっており、約半数の人は災害時への備えが十分でないのが現状です（問17・問18）。

日ごろから災害に対する備えをしておくことの重要性などを引き続き周知・啓発していくことが重要です。

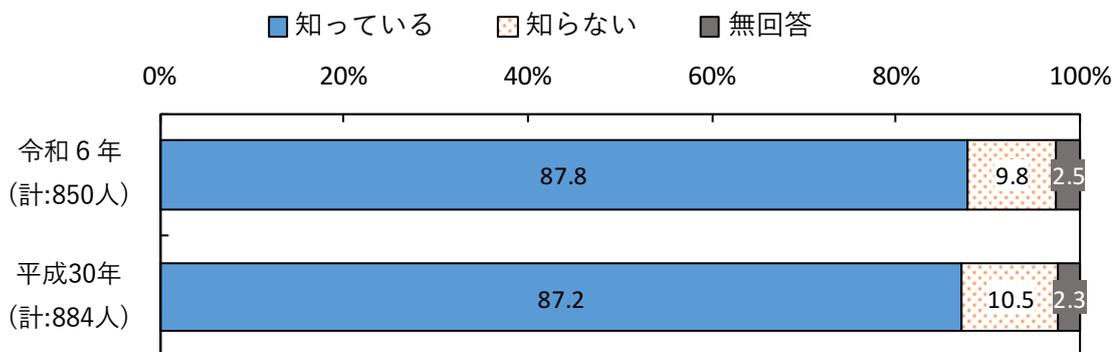
また、災害時には、安否確認や高齢者及び障がい者などの避難支援が必要な人（避難行動要支援者）を支援する地域での支え合いが必要です。

アンケート調査の結果をみると、災害が発生したときの避難について、13.3%の人が「一人で避難の必要性は判断できるが、自力での避難はできない、もしくは不安である」「一人で避難の必要性は判断できないし、自力で避難もできない」と回答しており、そのうち36.3%が、災害が発生したとき、手助けしてくれる人が「いない」「わからない」と回答しています（問20・問21）。

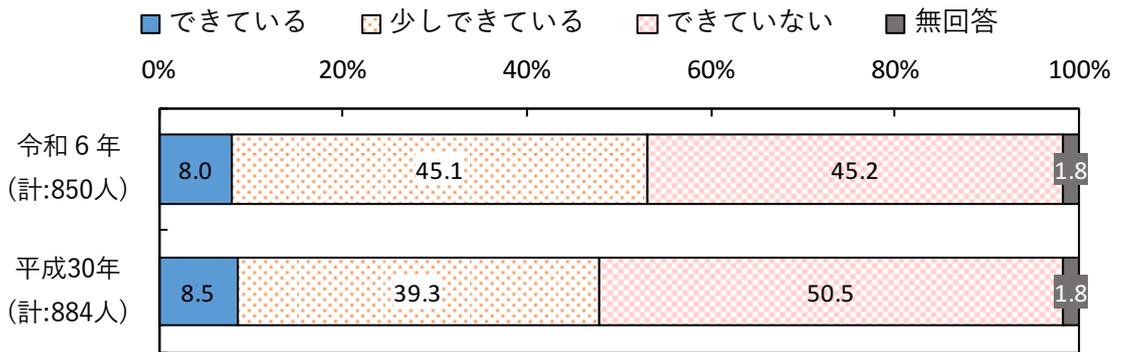
これらの結果から、避難行動要支援者の把握や避難の手助けを行う体制の整備は、引き続き課題であると言えます。

災害時の避難支援について、住民の意識を高めるとともに、日頃から地域において積極的な交流や見守りの充実を図り、自助、互助、共助、公助の避難体制を強化することが必要です。

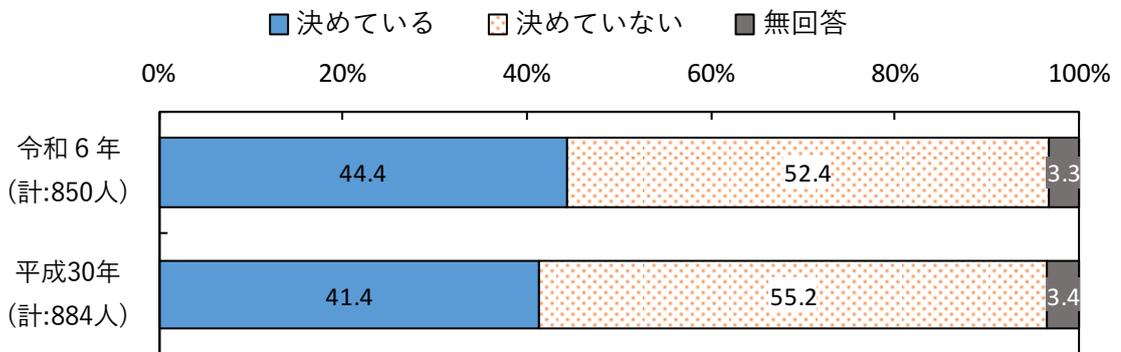
問19 あなたは、災害時の避難場所を知っていますか。



問17 あなたは、災害時の非常用持ち出し品について、日常から準備ができていますか。

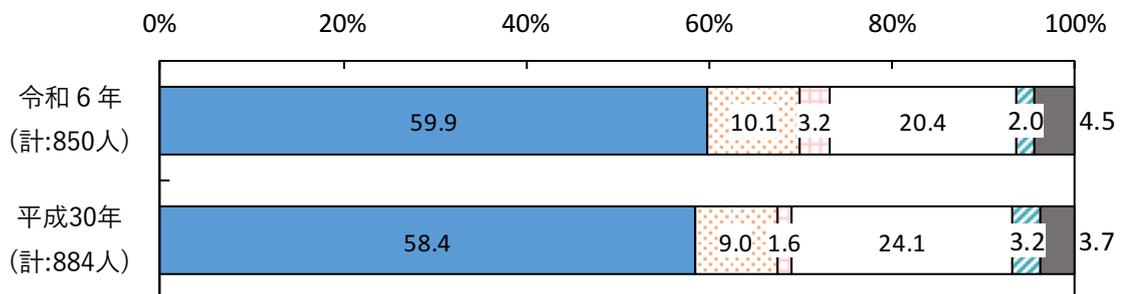


問18 あなたは、災害時の家族や身内との連絡方法を決めていますか。

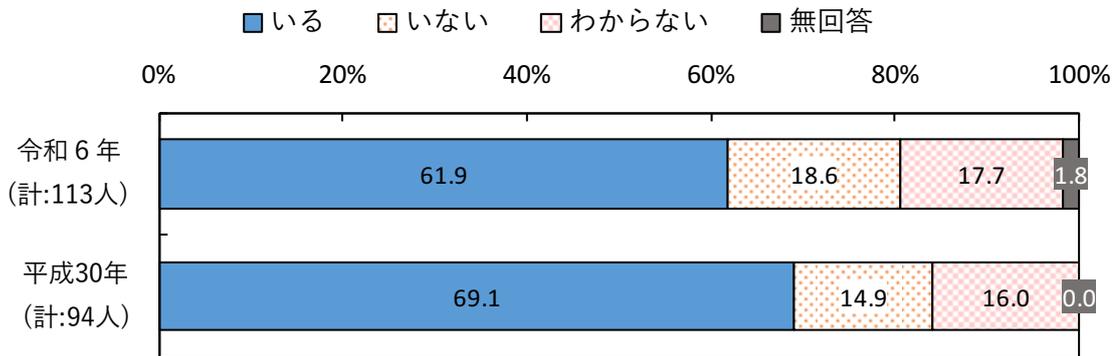


問20 あなたは、災害が発生したときの避難について、どのように思われますか。

- 一人で避難の必要性を判断して、自力で避難できる
- 一人で避難の必要性は判断できるが、自力での避難はできない、もしくは不安である
- 一人で避難の必要性は判断できないし、自力で避難もできない
- 一人で避難の必要性は判断できないが、家族と話し合い、家族の判断で避難できる
- わからない
- 無回答



(問20で「一人で避難の必要性は判断できるが、自力での避難はできない、もしくは不安である」、「一人で避難の必要性は判断できないし、自力で避難もできない」と答えた方にお伺いします)
 問21 あなたは、災害が発生したとき、手助けしてくれる人がいますか。



【市民アンケートの自由回答や専門職アンケートからの意見】

 市民アンケート自由回答より	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の共有について身近な人と日頃から話せるような関係性づくりをサポートする仕組みをつくっていく必要がある。 ● 人吉市には大型公園など人の集う場所がありません。災害時の緊急避難場所も兼ね備えた公園、広場をぜひ作ってほしい。 ● 被災地域の住人です。発災時は心理的にも、また、情報の入手等でも隣近所に助けられました。ただ現在は地域の高齢化、被災後の転居、立ち退きによる住民の減少により共助が成り立たなくなる不安がある。
 専門職アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要支援者の登録を行政がしっかり進めていただき、民間と有事に共有できる体制を作っていくといい。 ● 福祉避難所の充実が必要。また、いざという時に備え避難者を受け入れた場合のスタッフ不足の解消対策を検討しておくなど、体制を整えておくことも必要。 ● 地域・施設においても安心して暮らしていけるよう、水害や台風など防災に向けた準備・対策が必要。

【目指す方向性】

災害時・緊急時には、自助、互助・共助による近隣同士の助け合いが重要になってきます。特に、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などは、周りの人の助けが必要となってくることから、市では避難行動要支援者名簿の作成と定期的な更新を引き続き行い、迅速かつ円滑に避難できるよう取り組んでいきます。また、平常時から災害に対する意識の向上を図る取り組みも推進します。

【主体ごとに取り組むこと】

市が取り組むこと（公助）

- 地域住民の防災意識の向上を図るため、訓練や学習会などの取り組みを支援します。（防災課、福祉課）
- 非常用持ち出し物品について周知啓発に努めます。（福祉課、防災課、保健センター）
- 地域の共助を形作るため、自主防災組織（小地域ネットワークを含む）における「地区防災計画」の作成を支援します。（防災課）
- 関係機関と協力し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。（福祉課）
- 災害発生時に迅速な地域の安否確認などが実施できるよう、災害時の支援について、地域包括支援センターとの連携に努めます。（福祉課）
- 福祉避難所について、社会福祉法人等の提携先の拡充に努めます。（福祉課）
- 災害時、すくすく子育てアプリをとおして、乳幼児避難所の情報などを発信します。（保健センター）

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

- 災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し、援助する人につなげるよう、小地域ネットワーク活動の中で支援体制の整備を図ります。
- 市民や学生を対象に災害救援ボランティア養成を行い、地域の防災力向上やいざという時に助け合うことができるよう、日頃から地域のつながりづくりに取り組みます。

住民が取り組むこと（自助）

- 自分の命は自分で守るという意識を持ちましょう。
- 平常時から、隣近所同士のつながりを作りましょう。
- 平常時から非常用持ち出し物品を備えましょう。
- 避難経路や避難先を家族と共有しておきましょう。

地域が取り組むこと（互助・共助）

- 小地域ネットワーク会議等で災害時に支援が必要な人を皆で把握し、支える仕組みをつくりましょう。日頃から地域の受援力を高めることで、地域の防災力も向上します。

第6章 地域福祉活動計画

1. 地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条にある「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である人吉市社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

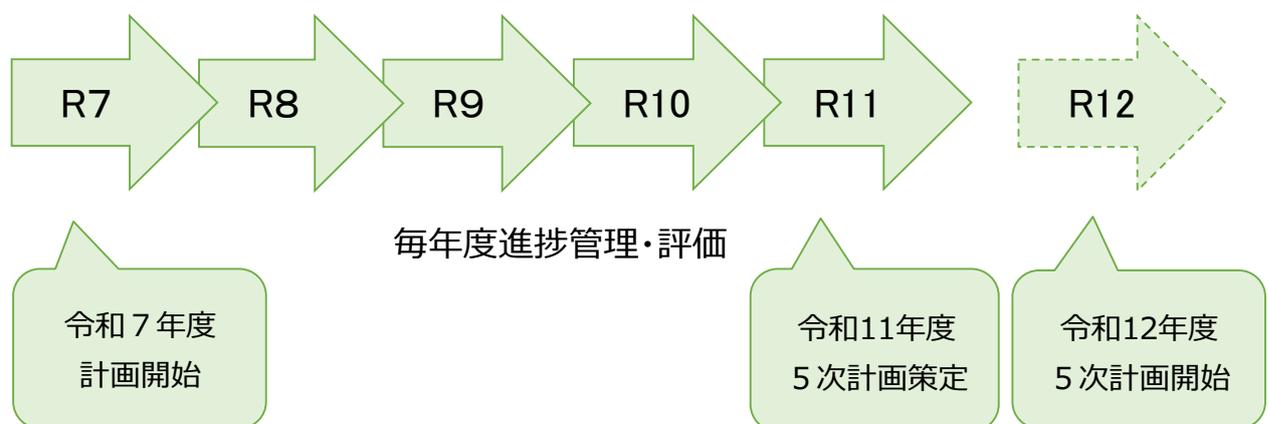
（社会福祉法第109条「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、地域社会状況の変化や関連の計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



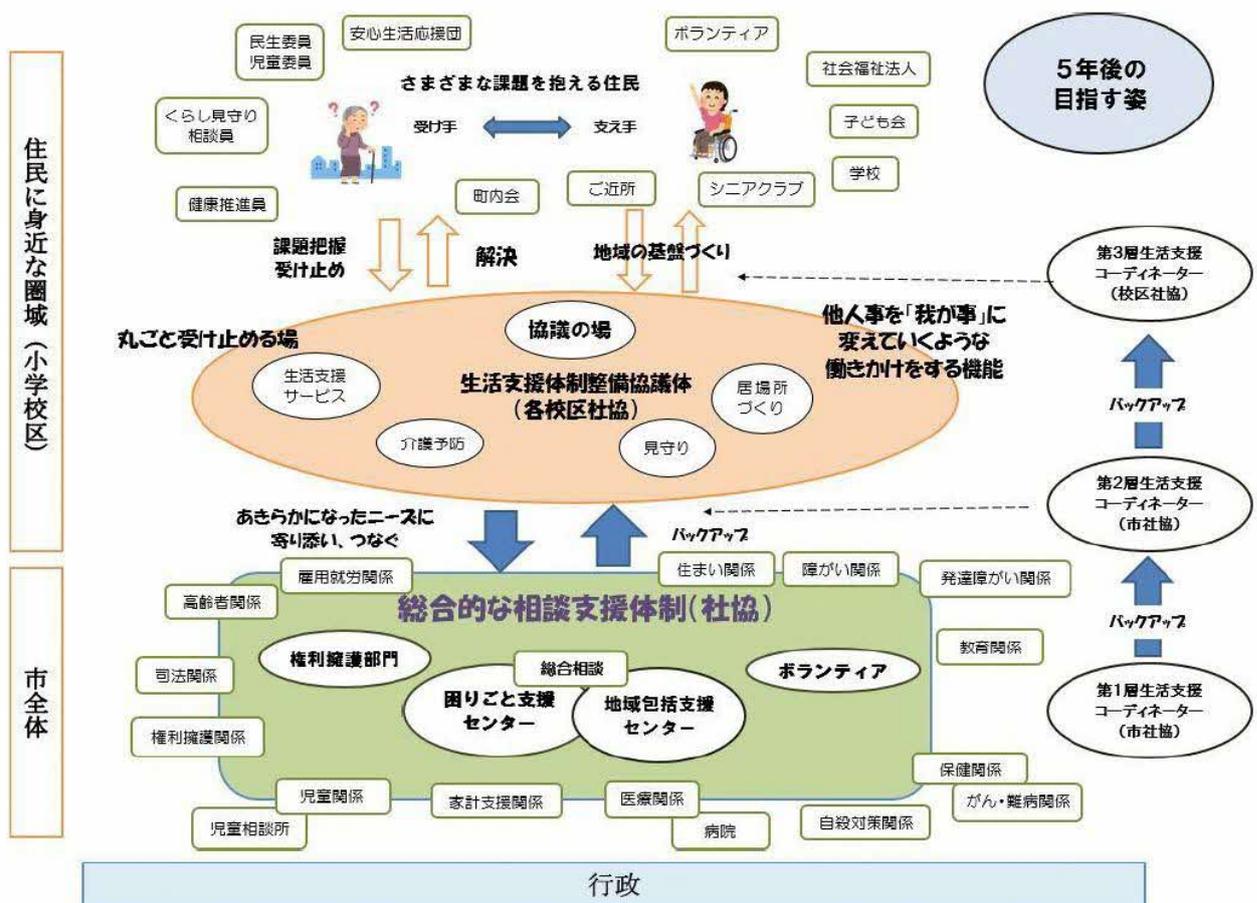
3. 計画策定について

第4次地域福祉活動計画については、市民や専門職を対象に実施したアンケート調査のほか、生活支援体制整備事業で取り組んできた各校区別の地域の課題や意見等を把握し計画に反映させました。

4. 取り組み方針

「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」

第4次地域福祉活動計画では、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。



▲住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

～支え合いの雰囲気盛り上げよう～

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが主体的に役割を担っていくことが重要です。地域住民による支え合いから見えてきた困りごとをきっかけに、必要な支援につなげるためには住民相互の理解や関心を高めることが最も重要と考えます。

社会福祉協議会では、一人ひとりが主体的に生きる力を身につけ（自助力）、支援が必要になっても、住み慣れた地域でつながりをもって安心して暮らせるよう、共助・互助の地域の福祉力を高める基盤づくり（人づくり）を行います。また、地域で活動する関係組織やボランティア等に対して、活発な活動につながるよう環境整備や支援を行います。

基本目標2 孤立させないまちづくり

～地域ぐるみで支え合おう～

少子高齢化、人口減少の進行、高齢者のみの世帯や単身高齢者の増加とともに、地域のつながりの希薄化など社会情勢が変化する中で、育児や介護、虐待やひきこもり、貧困等の課題が顕在化しており、福祉を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

社会福祉協議会では、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を重点課題として掲げ、地域共生社会の実現を念頭に地域住民と協働した制度横断的な取り組みを展開していきます。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

～命と権利を守ろう～

近年、消費者被害の増加や、自然災害の頻発など緊急時の対応に不安を感じる住民は少なくありません。また、認知症高齢者や障がい者の増加に伴って、権利擁護支援を必要とする人も増加傾向にあります。

社会福祉協議会では、自助力を高めるための情報提供を行うとともに、平常時からの見守り活動である小地域ネットワーク活動を通じて、緊急時の対応を検討していきます。また、認知症や障がい等により判断能力がない方や低下した方を関係機関と連携してさまざまな支援につなぐとともに、高齢者等の虐待や生活困窮者等にも専門的な立場から積極的な対応や支援を行っていきます。

第4次 人吉市地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

基本理念： お互いさまの心で 支え合うまち ずっと住み続けたいまち ひとよし

人吉市 地域福祉計画		人吉市社会福祉協議会 地域福祉活動計画
基本目標	取り組み	取り組む事業・活動
1 地域福祉の基盤 づくり ～支え合いの雰囲気 を盛り上げよう～	①支え合いの機運づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●法人運営・会費・寄附金 ●赤い羽根共同募金 ●歳末たすけあい演芸会・社会福祉のつどい
	②人材育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア体験・養成事業 ●ボランティア活動支援事業
	③地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業 ●ミニサロン・地域サロン支援
2 孤立させない まちづくり ～地域ぐるみ で支え合おう～	④福祉に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●社協だより・校区社協だより ●ホームページ・SNS
	⑤総合的な相談支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困りごと支援センター ●福祉資金貸付事業 ●地域包括支援センター
	⑥地域の支え合い・ 助け合い体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所連携・安心生活応援団 ●命のバトン・SOSキーホルダー ●小地域ネットワーク事業への支援 ●校区社会福祉協議会活動への支援 ●民生委員児童委員活動への支援 ●くらし見守り相談員活動への支援 ●居宅介護支援事業 ●訪問介護事業
	⑦自立・社会参加支援の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●デイサロン事業 ●買い物支援事業 ●ファミリーサポート事業
3 安全・安心な まちづくり ～命と権利を 守ろう～	⑧権利を守る制度の推進と 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉権利擁護事業 ●成年後見センター ●法人後見事業
	⑨災害時対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター ●地域支え合いセンター

5. 取り組み内容と事業・活動

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み① 支え合いの機運づくり

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●法人運営・会費・寄附金 ●赤い羽根共同募金 ●歳末たすけあい演芸会・社会福祉のつどい 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会として地域住民の負託に応えるため、支え合いの機運を醸成し、地域福祉を推進します。 ・理事会、評議員会、専門部会を中心に役職員一丸となって健全な法人運営、施設管理、業務執行に努め、職員研修を充実し、職員の資質向上を図ります。車イスなどの福祉・介護機器の貸し出しについても、適正運用に努めます。 ・社協活動の原資となる会費、寄附金及び赤い羽根共同募金、善意銀行の募金などは、その趣旨をていねいに説明し、目的を明確にしてご理解とご協力をお願いします。 ・歳末たすけあい演芸会、社会福祉のつどいなどの行事、活動については、内容の精査、検証を行い、充実・活性化を図ります。

取り組み② 人材育成と活動支援

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア体験・養成事業 ●ボランティア活動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において将来的に福祉活動を引き継ぎ、充実させるような人材を育てることが急務です。社協が取り組む各事業においても研修を充実し、地域で活動できる人材の育成に努めます。 ・小学校において行われる福祉教育、出前講座に協力し、小・中・高校生には、福祉やボランティアを体験できるボランティアスクール（※1）、災害ボランティア講座（※2）などを開講します。 ・各学校でのボランティア活動や地域で活動しているボランティア団体などと協働し助成金を交付するなど、ボランティア活動の振興を支援します。また、ボランティア連絡協議会と連携し、その活動を支援します。

※1 ボランティアスクール：子どもたちのふれあいを通して福祉の心をはぐくむことを目的に、夏休みに児童がボランティア体験を行います。

※2 災害ボランティア講座：災害発生時から復旧復興期のボランティア活動についての学びや体験を通して、ボランティア活動への関心を深めます。

取り組み③ 地域交流の促進

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業 ●ミニサロン・地域サロン支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で最後まで生き生きと暮らすためには、様々な地域資源が連携して、包括的にケアし、支援することが必要です。生活支援体制整備事業は、通いの場づくり、移動支援の検討などにより、地域での支え合い、助け合いの取り組みを支援します。 ・ミニサロン（※3）の全町内での開催を目指して運営を支援します。 ・地域サロン（※4）の設置に向けた情報提供や運営支援を行い、気軽に集える場づくりを進めます。

※3 ミニサロン：地域における支え合いや見守り活動の促進、見守り対象者の社会的孤立の解消を目的に、町内単位で開催されています。

※4 地域サロン：地域住民同士の助け合い、支え合いの場を広げるために、地域住民が主体となって開催する集いの場です。

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み④ 福祉に関する情報発信

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●社協だより・校区社協だより ●ホームページ・SNS 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する情報や社協の活動状況を住民にわかりやすく伝えるため、社協だよりやホームページ、SNS（※5）などを利用して、随時、情報発信します。 ・校区社協での取り組み、地域に密着した独自の情報等を校区社協だよりなどでお届けするよう支援します。

※5 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ、パソコン用のWebサービスの総称です。

取り組み⑤ 総合的な相談支援体制の充実

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●生活困りごと支援センター ●福祉資金貸付事業 ●地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の総合相談窓口として、ひとよし生活困りごと支援センター（※6）で、高齢の方、障がいをお持ちの方、引きこもりの方などの相談を受け付け、福祉資金貸付などの対応が必要な人、その他の支援が必要な人などには、それぞれの専門部署と連携して支援を行います。 ・地域包括支援センターは、介護保険事業が目指している地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の健康、介護、日常生活、虐待などの相談に応じる総合窓口であり、介護保険事業、介護予防事業による対応が必要な人には、専門職が相談をお受けし、各種サービスにつながります。 ・介護予防支援、介護予防ケアマネジメント事業の支援を行うほか、認知症サポーター養成などの各種講座を実施することにより、介護人材の育成に努めます。

※6 ひとよし生活困りごと支援センター：仕事や借金、家族関係などさまざまな理由で困っている方の相談を聞き、各種関係機関と連携しながら、ともに考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

取り組み⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●事業所連携・安心生活応援団 ●命のバトン・SOS キーホルダー ●小地域ネットワーク事業への支援 ●校区社会福祉協議会活動への支援 ●民生委員児童委員活動への支援 ●くらし見守り相談員活動への支援 ●居宅介護支援事業 ●訪問介護事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会として、地域福祉関係団体などと連携・協働して各種事業や行事を企画推進し、地域の支え合い・助け合い体制の充実に努めます。また、市内の福祉施設や介護事業所、安心生活応援団（※7）を受任されている事業所などとも連携し、異変の早期発見・早期対応につなぎます。 ・認知症や急な体調異変のため当事者が自ら助けを求める行動が困難な場合に、医療機関やキーパーソンなどに迅速に連絡し、的確な対応ができるように、命のバトン（※8）やSOSキーホルダー（※9）の普及と適正管理をさらに促進します。 ・小地域（各町内）で見守りが必要な人を把握し、校区社協と連携しながら支援の小地域ネットワーク（※10）を形成し、見守り、声掛け体制を築きます。 ・校区社会福祉協議会は、小学校区ごとに組織された任意の地域福祉団体で、市社協と連携・協働して地域の福祉活動を支援します。市社協は、各校区社協への情報提供・連絡調整を行い、研修も実施します。 ・民生委員・児童委員（※11）、くらし見守り相談員（※12）は、地域において選任され、地域の高齢者、障がいをお持ちの方などを訪問などにより日常的に見守り、相談に応じて、専門機関による支援につなぐなどの活動を行っています。社会福祉協議会は、その活動に協力し、支援します。 ・居宅介護支援事業所にはケアマネージャー、訪問介護事業所にはホームヘルパーが常駐して、介護が必要となった人の相談支援にあたり、ケアプランを作成し、訪問介護を行うなど在宅生活を支えます。

※7 安心生活応援団：市内の民間事業所の協力を得て、住民への声掛け、見守りを行い、異変の早期発見、早期対応をしています。

※8 命のバトン：救急隊や緊急時に駆け付けた方の救急活動に役立つように、緊急連絡先・かかりつけ医・持病・服薬内容等を記入した紙を、プラスチック製の筒（バトン）に入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。

※9 SOS キーホルダー：認知症の方が徘徊などで警察に保護されたが家族と連絡が取れないときなどに、緊急連絡先（地域包括支援センター）につなぐことで本人の氏名や家族の連絡先などが迅速に確認できるキーホルダーです。

※10 小地域ネットワーク：一人暮らしの高齢者など生活に不安を持っている方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、小地域（各町内）をベースにした見守りのネットワーク活動を進めています。

※11 民生委員・児童委員：厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の担い手として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、専門機関へのつなぎ役としての役割を担っています。

※12 くらし見守り相談員：人吉市社協会長の委嘱を受け、地域での見守りを必要とする高齢者、障がい者世帯に、定期的な見守り活動を行っています。民生委員・児童委員と連携し、地域の良き相談相手として活動しています。

取り組み⑦ 自立・社会参加支援の推進

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●デイサロン事業 ●買い物支援事業 ●ファミリーサポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちの交流を促すことにより、住み慣れた地域で最後まで生き生きと過ごす人を増やすため、デイサロン（※13）等の介護予防事業を充実させます。 ・買い物支援事業は、高齢者や障がいをお持ちの方などで、日常的な買い物に困難を抱えている人に対し、買い物を代行して宅配を行うほか、家庭内のちょっとした困りごとをお手伝いし、必要に応じて関係機関につなぎます。 ・ファミリーサポート事業は、急な外出等のため家庭に子どもの面倒を見る人がいない場合などに、子どもを一時的に預かったり、保育園の送迎を代行するなど地域における子育てを支えます。また、事業の担い手を育成するため、養成講座にも取り組みます。

※13 デイサロン：おおむね 65 歳以上の高齢者を対象に、公民館等で介護予防・認知症予防の体操やレクリエーションを行うほか、身近な地域での仲間づくりの場です。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉権利擁護事業 ●成年後見センター ●法人後見事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいなどにより判断能力や行動能力が低下した方でも、社会の一員として尊厳をもって共生していくことが大切であり、その権利を守り、虐待等の防止に努めます。 ・支援対象者に対し、地域福祉権利擁護事業で福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。 ・支援対象者で自ら契約などを行うことが困難な人に対し、成年後見制度による後見人を受任し、くらしと財産を守ります。 ・人吉球磨10市町村から受託した成年後見センターの機能を、市民後見人養成講座、成年後見セミナー、暮らし安心法律相談などを実施することにより、さらに充実強化するよう努めます。 ・判断能力に問題のない時点で、将来に備えて契約する「あんしん生活サポートサービス」を推進します。これは、任意後見制度とセットで、見守り、財産管理、死後事務についての契約を結ぶものです。

取り組み⑨ 災害時対策の充実

取り組む事業・活動	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター ●地域支え合いセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月熊本豪雨災害の際に設置した地域支え合いセンターは、引き続き被災者の生活再建支援にあたります。 ・災害ボランティアセンター、地域支え合いセンターの設置・運営のノウハウを引き継ぎ、球磨ブロック社協や災害救援ボランティアやませみ、JC（青年会議所）等の民間ボランティア団体と連帯し、災害の発生に備えて研修、訓練等を行います。また、県境4市社協が締結した災害時相互応援協定に基づき、緊急時の資器材の提供等の相互支援体制を維持します。 ・気候変動の影響で、各地で災害が頻発している状況にかんがみ、災害発生への備えを怠らず、地域住民が有事の際に、それぞれが自分の身を守ることができるように、自助の行動の定着を図ります。

6. 計画の推進、進行管理と評価

(1) 経営基盤の強化

取り組みを推進するため、経営基盤・体質の強化、機能的な役割分担と連携、地域支援のための体制の強化を進めます。

(2) 事務局体制の強化

職員の資質向上のため研修への積極的な参加を促し、適正な職員配置と業務体制の整備を進めます。

(3) 団体事務局の受任と円滑な運営

共同募金委員会など事務局を受任している団体との連携を密にし、各々の活動に関する連絡調整、情報提供に努めます。

(4) 計画の進行管理と評価体制

社会福祉協議会の企画財政部会と校区社会福祉協議会の代表者及び学識経験者などで構成する「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」において、進行管理と自己評価を行い、その結果を理事会及び評議員会に報告し、取り組みに対する意見及び評価を受けます。

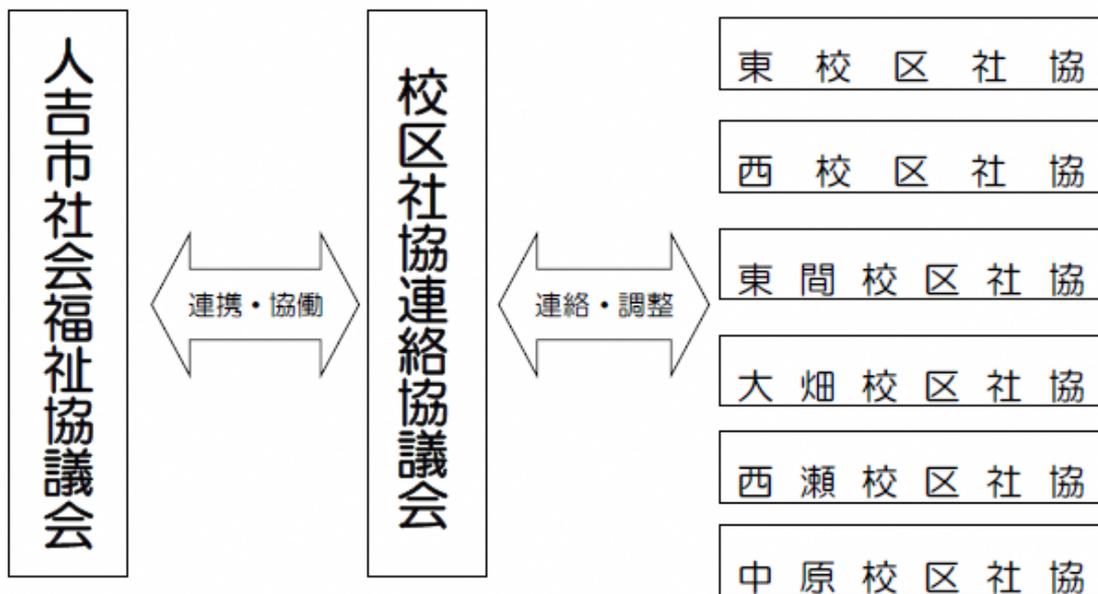
第7章 校区社会福祉協議会活動計画

1. 校区社会福祉協議会とは

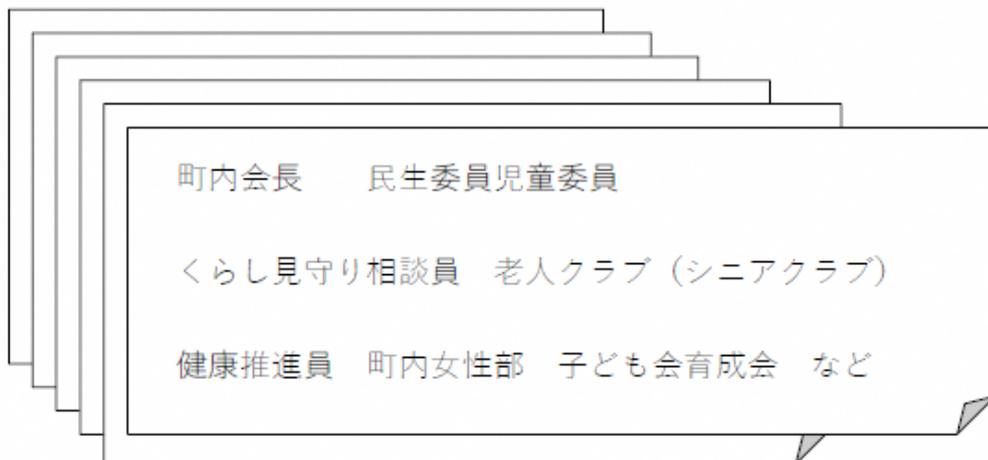
人吉市における校区社会福祉協議会（校区社協）は昭和 33 年に結成されました。各々の地域の福祉課題にいち早く取り組み、ニーズに沿ったさまざまな福祉活動を展開しています。

校区社協はそれぞれ独立した任意の団体です。市社協は各校区社協の活動を支援し、連携を図っています。

* 校区社協と市社協の関係



* 校区社協を組織している福祉関係者





小地域ネットワーク活動とは

各校区社会福祉協議会と町内会が中心となる事業で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方、子育て中の方等、日常生活に不安を持っている方が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、小地域（各町内）で声掛けや見守りといった、住民同士の目配り気配りのネットワーク活動を行っています。

地域で見守りが必要な方を確認する「小地域ネットワーク推進会議」を各町内で年2回開催し、見守り対象となった方には、暮らし見守り相談員が月1～2回程、対象者の自宅を訪問し、元気で生活をされているか声掛けを行っています。また、何か異変があった際には、民生委員・児童委員に情報共有し、地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談する等、連携して住民同士の信頼の絆を育てています。

2. 校区別活動計画

校区社会福祉協議会活動計画



・面積	210.55km ²
・人口	29,824人
・世帯数	15,131世帯
・町内会数	89町内
・高齢者人口(65歳以上)	11,455人
・高齢化率	38.4%
・年少人口(15歳未満)	3,375人
・年少人口率	11.3%
・生産年齢人口(15～64歳)	14,994人
・生産年齢人口率	50.3%
【R6.3.31現在 住民基本台帳より】	

校区基本情報

(単位:人、世帯、%)

校区	時点	人口	世帯数	年少人口	高齢者人口	高齢化率	人口増減率	高齢者増減率
東校区	現在	7,729	3,918	945	2,697	34.9		
	5年前	8,459	4,060	1,189	2,792	33.0	△8.6	△3.4
	10年前	8,997	4,134	1,311	2,692	29.9	△14.1	0.2
西校区	現在	4,986	2,701	531	2,046	41.0		
	5年前	5,521	2,846	628	2,104	38.1	△9.7	△2.8
	10年前	5,876	2,868	687	1,921	32.7	△15.1	6.5
東間校区	現在	5,531	2,818	631	2,074	37.5		
	5年前	5,722	2,747	735	1,990	34.8	△3.3	4.2
	10年前	6,005	2,777	766	1,855	30.9	△7.9	11.8
大畑校区	現在	1,428	726	129	679	47.5		
	5年前	1,588	741	140	706	44.5	△10.1	△3.8
	10年前	1,800	769	186	724	40.2	△20.7	△6.2
西瀬校区	現在	4,306	2,200	437	1,734	40.3		
	5年前	4,751	2,258	577	1,728	36.4	△9.4	0.3
	10年前	5,220	2,320	695	1,648	31.6	△17.5	5.2
中原校区	現在	5,844	2,768	702	2,225	38.1		
	5年前	6,268	2,842	780	2,245	35.8	△6.8	△0.9
	10年前	6,613	2,833	869	2,136	32.3	△11.6	4.2
合計	現在	29,824	15,131	3,375	11,455	38.4		
	5年前	32,309	15,494	4,049	11,565	36.1	△7.7	△1.0
	10年前	34,511	15,701	4,514	10,976	31.8	△13.6	4.4

※ 現在のデータは、令和6年3月31日の住民基本台帳によるもの、5年前のデータは、平成31年3月31日の住民基本台帳によるもの、10年前のデータは、平成26年3月31日の住民基本台帳によるものです。

※ 年少人口は15歳未満の人、高齢者人口は65歳以上の人を計上しています。

※ 人口増減率、高齢者増減率は、5年前のデータと現在を比較した増減率と、10年前のデータと現在を比較した増減率を表示しています。

○東校区

基本目標	声掛け・見守り・向こう三軒両隣をスローガンに、 地域の福祉力を高め、安心して暮らせる地域づくり
------	--

基本計画

	実施する事業	新規 継続	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内年2回の定期開催を推進する。 ・基本事業としての理解を深め、実のある事業展開を行う。 ・日常、非日常、災害時に生かせる事業として展開できるものとする。
2	ミニサロン事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・全町内での実施を基本とする。
3	地域サロン推進事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・現サロン活動の紹介ならびに新規サロン開設への支援を行う。
4	世代間交流	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の実施計画に沿って、子どもと高齢者の交流推進を図り、世代間の交流を活発化する。
5	地域防災関連事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な水害を経験した地域の現状を踏まえて、日常的な声掛け・見守りをはじめ、向こう三軒両隣の地域防災力を高めることにより、有事にも助け合い、安心して暮らせる地域を目指す。
6	生活支援体制整備関連事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業推進の中核である協議体「東校区互助委員会」と連携し、その活動を支援して円滑な推進に努める。

◎ 校区社協だよりの発行

◎ 校区社協研修開催

○西校区

基本目標	思いやり・支え合いの町づくり
------	----------------

基本計画

	実施する事業	新規 継続	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、情報共有の徹底による充実を図る。 ・町内単位の福祉推進会議の活用による円滑な事業運営に資する。
2	ミニサロン事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・全町内、年2回実施を前提に推進する。 ・内容（特に、食の提供）の創意工夫による魅力ある事業を推進する。
3	世代間交流事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・西小学校5年生との定期事業としてのグラウンドゴルフ交流会を開催する。 ・校区公民館との共催による親子ふれあいグラウンドゴルフ大会を開催し各町内の幅広い年齢層との交流を図る。
		新規	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会と連携して、各町内の伝承行事（まつり等）への子どもの参加を呼びかけることにより、地域の伝統文化を子どもたちに伝え、受け継いでゆく。
4	子育て支援事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ニコニシ食堂（子ども食堂）は、コミセンを核に月1回の開催を基本に、各町内への出前食堂を設け活動を促進する。 ・支援スタッフの安定確保と、事業の周知、啓発に努め、事業の充実、定着を図る。
5	地域ふれあい福祉事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内の特色を生かした取り組みに対する配分金制度を設け、独自性を持つ福祉事業の展開を後押し、促進する。
6	災害、感染症を踏まえた「自助」の取り組み	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な水害や感染症を経験した地域の現状を踏まえて、自ら身を守ることができるよう情報提供と啓発を継続し、「自助」の取り組みの実践と定着を目指す。
7	生活支援体制整備関連事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点「ニコニシ支え合いセンター」に、ニコニシ支え合い部会を設置し、幅広い機能（多様な場面）の充実を目指す。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ニコニシカフェ（お出かけカフェを含む。）を併設し、拠り所として各種団体等の会合、交流の場とする。

◎ 校区社協だよりの発行

◎ 校区社協研修開催

○東間校区

基本目標	安心・安全・ふれあいの町づくり事業の充実、 推進を図る
------	--------------------------------

基本計画

	実施する事業	新規 継続	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・全町内で年2回開催できるよう支援体制の強化に努める。 ・災害時等にも対応できる体制づくりに向け、メンバーの意識高揚、行動につながる認識共有の場とする。
2	ミニサロン事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・定着した事業として創意工夫による更なる充実を目指す。 ・各町内の担い手（後継人材）養成、確保を図るため研修会等を開催する。
3	老人給食ボランティア事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業（調理・配食）に従事している人の高齢化対策が急務であり、後継者の計画的確保を進める。 ・季節感があふれ魅力ある弁当メニューにより、喜びの提供に努める。
4	子ども育成事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・町内活性化のための自主活動を応援（1万円助成）するもので、全町内で実施するよう周知、啓発を図る。 ・世代間交流及び地域行事継承等の機会確保、場面づくりとして推奨する。
5	子育て支援事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・暦年における出生児へのお祝い金（1人3,000円）を通して、地域における子育て環境の整備、住民意識の高揚に資する。
6	高齢者支援事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内で行われている敬老行事等に対し、支援（助成）を行う。 ・高齢化の進展に伴い、地域をあげて高齢者を見守り、大切に、支援する意識を醸成する。
7	生活支援体制整備関連事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の地形的特色に鑑み、町内単位の取組みを基本とした推進を考える。 ・中山間地域を対象とした外出（移動）支援サービスの実現に向けて、引き続き関係機関との協議、調整を進める。 ・地域防災関連事業を検討する。

◎ 校区社協だよりの発行

◎ 校区社協研修開催

○大畑校区

基本目標	支え合い (To support) 助け合う (To help) 心つながるまち ～明るいあいさつから～
------	---

基本計画

	実施する事業	新規 継続	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 小地域ネットワーク事業については、各町内福祉事業活動の中心に据えて、主体的に取り組んでもらっている。 今後は、町内会長を中心とした住民主体の「支え合い推進会」も一緒になって応援していきたい。
2	ミニサロン事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 小地域ネットワーク事業と同様に、コロナ禍で多くの町内で町内会長の交代もあったが、住民主体の「町内支え合い推進員会」を中心に、対象者の高齢化による体力等に配慮した内容を工夫して、活動の充実を図る。 参加者の会場への送迎問題解決に向け検証する。
3	世代間交流事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 各町内住民交流の取り組みとして、地域の伝統行事の掘り起こし、子どもを含めた独自活動等の推進を促す。 〔七夕づくり・どんど焼き・神社祭り・親子グラウンドゴルフ・歴史探訪・親子ウォーキング・お年玉宝探し等〕
4	災害緊急対応計画作成支援事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時、災害時の対応については、平素から定期的に明確な周知と啓発を行う。 特に要援護者の確認と支援者（キーパーソン）からの情報提供については、日常的に確認できる環境にしておく。 〔状況把握と情報発信の手順、要援護者等と支援者の確認、避難経路と避難所確認等について地域住民が共有する。〕
			<ul style="list-style-type: none"> 毎年、定期的確認、見直しによる周知徹底及び訓練の場の設定を行い、活動計画の作成につなげる。
5	生活支援体制整備関連事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業との一体的事業と位置づけ、小地域ネットワーク推進会議を土台に「町内支え合い推進員会」を置き、住民主体の支え合い、助け合いの仕組みを整え、必要とされる生活の援助、支援ができる地域づくりをめざす。 〔各地縁団体の役員交代後も1年間は推進員として残り、新役員の負担軽減（安心感）を図り、スムーズな役員交代、事業遂行につなげる。〕
			<ul style="list-style-type: none"> 全世帯実施の住民アンケート調査結果を踏まえ、今後の取り組みの道筋を決め、計画的実施につないでいく。

◎ 校区社協だよりの発行

◎ 校区社協研修開催

○西瀬校区

基本目標	今、私たちにできること。 地域を支える住民活動・団体活動の推進
------	------------------------------------

基本計画

	実施する事業	新規 継続	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワークは、災害時要援護者支援対策にも有効であることから、共有・協働の仕組みづくり（向う三軒両隣の再構築、見守り員の確保）に努める。小地域ネットワーク推進会議において、見守り対象者の明確な把握、情報の確認・共有の徹底を図る。 ・定期的に地域アセスメントを実施し、保健・福祉・生活・防災等に関する課題の発見と検討を行う。（交通の利便性等の困りごとを含む。）
2	ミニサロン事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・全町内で、ミニサロンをはじめ、グランドゴルフ大会、夏祭り等を通じて交流活動が行われている。ミニサロンについては、介護予防や孤立感の解消を図るため、会場までの交通手段を含め、特に身寄りのない高齢者へ配慮した取り組みを進める。
3	地域町内の世代間交流事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域とのかかわりが少なかった子育て中の父親や母親たちの「地域デビュー企画」に努め、家族ぐるみの活動や思い出づくりにつながる場として町内会を位置付ける。 ・子どもたちとの接点となる町ぐるみの行事の企画に努める。（夏まつり、餅つき大会、バードウォッチング、歴史探訪ウォーキング大会など） ・子どもの見守り事業を支援する。（登下校時の安全確保、あいさつ運動等）
4	地域福祉・住民交流拠点の整備	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の居場所づくりの推進（ニコニコサロン、八日会など）（囲碁・将棋・麻雀等の企画、公民館をフル活用した取り組み、食と農をテーマにした企画等）
5	生活支援体制整備関連事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを中心に、地域団体ネットワークの形成とそのコーディネートに取り組む。 ・地域支え合い推進会議の開催（「にしぜの会」等の活動推進）、町内への帰属意識を高め、住民総参加の活動を推進する。（災害後の環境変化に対応した地域環境整備事業等）

◎ 校区社協だよりの発行

◎ 校区社協研修開催

○中原校区

基本目標	助け合い・支え合い・つながり合う町「なかはら」
------	-------------------------

基本計画

	実施する事業	新規 継続	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク会議を各町内の年間行事に位置付けて、推進を図る。 ・見守り活動の充実が図られるよう積極的支援に努める。 ・会議における守秘義務のあり方、個人情報などの取り扱いについての共通理解を図る。
2	ミニサロン事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内間の課題を共有し、解決につながる率先的役割を担い内容の充実を図る。 ・実施者の企画・運営の支援に努める。
3	なかはら福祉まつり事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・校区地域福祉の主軸事業と位置づけ、各種団体等との連携を深め、一体的な開催に努める。
4	老人給食事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者と校区社協役員との意見交換会を実施し、内容の充実、事業の発展的展開を促進する。 (月2回開催、ミニサロン事業との連携、スタッフの増員など)
5	子ども食堂事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者と校区社協役員との意見交換会を実施し、内容の充実、事業の発展的展開を促進する。 ・子育て世代との交流の場、親子のふれあいの場、食育の場として取組みができるよう支援する。
6	世代間交流・子育て支援事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内への活動助成金を設けることで、事業の啓発、内容の充実を促進する。 ・暦年における出生児へお祝いをし、子育て世代との交流を図る。 ・子育てに対する見守り・関心の意識を高めるよう支援する。
7	災害復興後の新たなコミュニティ支援事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興後の新たな地域づくり、支え合い体制の構築を支援する。
8	生活支援体制整備関連事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・なかはら生活支援応援団による支え合い活動、おでかけ茶話会を主な事業とし、更なる定着と進展を図るための支援をする。 ・地域の課題を把握し、解決するために、支え合い部会（なかはら生活支援協議体）との連携を図る。

◎ 校区社協だよりの発行

◎ 校区社協研修開催

第8章 第2期人吉市自殺対策計画

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以来、高い水準で推移してきました。

国は、平成18年に自殺対策基本法を制定し、平成19年には、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱を策定しました。

平成28年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法が改正されました。この改正では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことを明記するとともに、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとし、さらに平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、自殺総合対策の基本方針、当面の重点施策、数値目標、推進体制等の指針が定められました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しています。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も相まって自殺の要因となり得る様々な社会的問題が発生したことなどから、特に女性や小中高生の自殺者数が増加し、令和2年の自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。これらのことを受け、令和4年には自殺総合対策大綱の見直しが行われました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「②女性に対する支援の強化」「③地域自殺対策の取り組み強化」「④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

この度、「第1期人吉市自殺対策計画」の期間が満了となったことをうけ、誰も自殺に追い込まれることのない自殺者0（ゼロ）の人吉市を実現すべく、「人吉市地域福祉計画」と一体的に「人吉市自殺対策計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。

人吉市総合計画及び人吉市地域福祉計画を上位計画とし、心身の健康づくりに関する「人吉市健康増進計画・食育推進計画」、高齢者支援に関する「人吉市いきいき高齢プラン（人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」などの市の各種関連計画との整合性を図り策定します。

(3) 計画の期間

令和7～11年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向も踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

2. 人吉市における自殺の現状

(1) 人吉市の自殺者数の年次推移

自殺統計によると、本市の自殺者数は平成27年～令和5年までの9年間で合計60人（男性46人、女性14人）となっています（図表21）。

図表21 自殺者数の推移

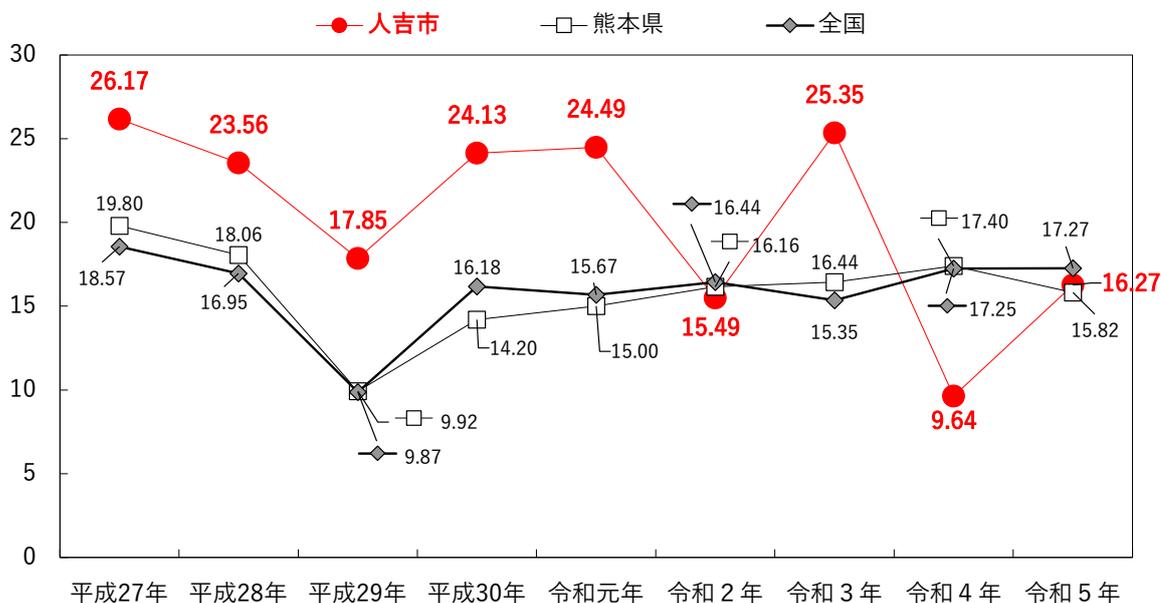
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男性	9	4	5	8	4	3	7	2	4
女性	0	4	1	0	4	2	1	1	1
合計	9	8	6	8	8	5	8	3	5

資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（各年12月末時点）

(2) 自殺死亡率の推移

令和5年の本市の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は16.27と、全国の自殺死亡率17.27を下回っています（図表22）。

図表22 自殺死亡率の推移



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人吉市	26.17	23.56	17.85	24.13	24.49	15.49	25.35	9.64	16.27
熊本県	19.80	18.06	9.92	14.20	15.00	16.16	16.44	17.40	15.82
全国	18.57	16.95	9.87	16.18	15.67	16.44	15.35	17.25	17.27

資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（各年12月末時点）

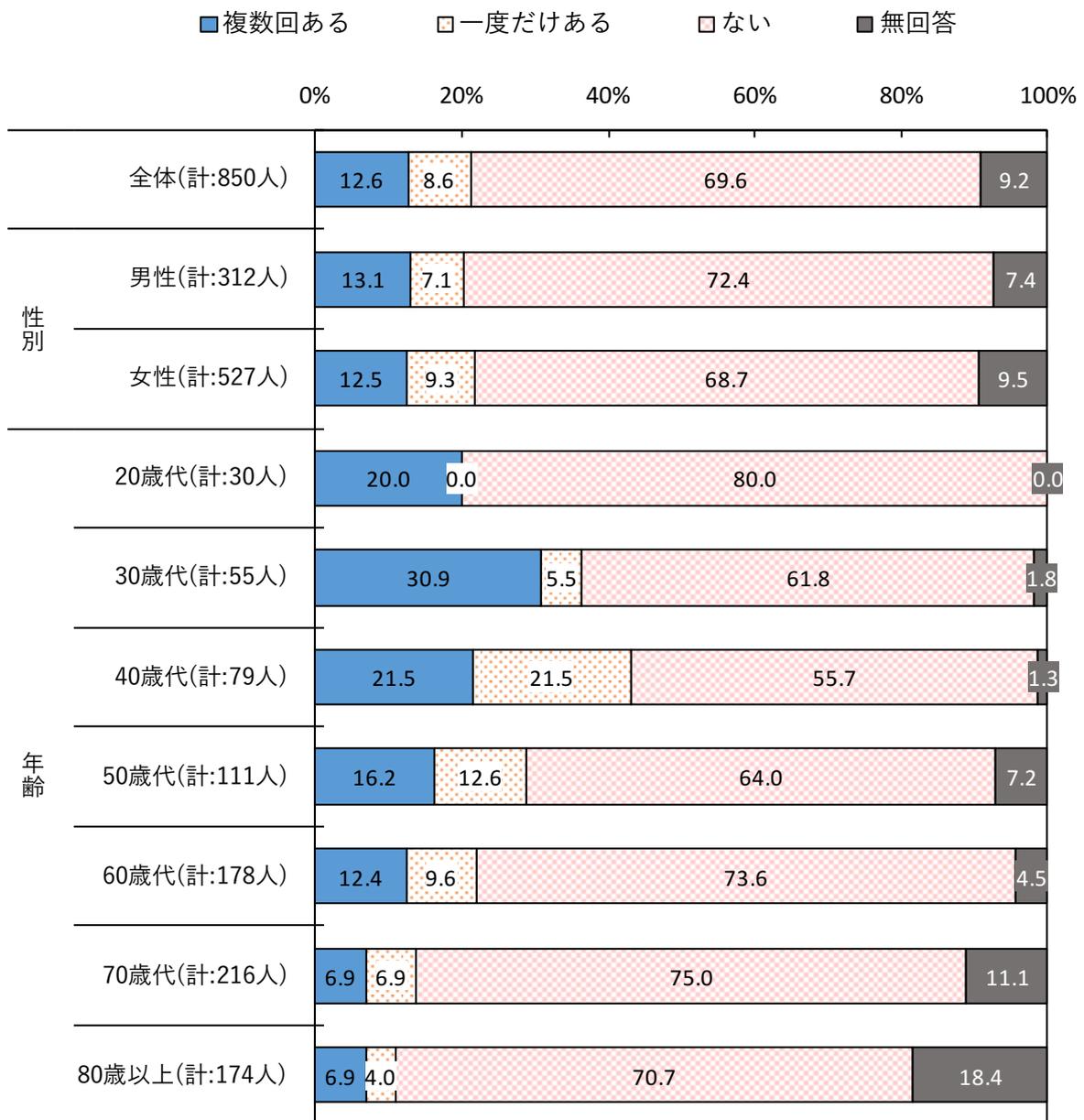
(3) 市民アンケート調査の結果からみる自殺に関する意識等

市民アンケート調査で自殺についてたずねたところ、約2割の人が今までに一度もしくは複数回、自殺を考えたことがあると回答しており、特に20代～40代までの若い世代で割合が高くなっています(問36)。

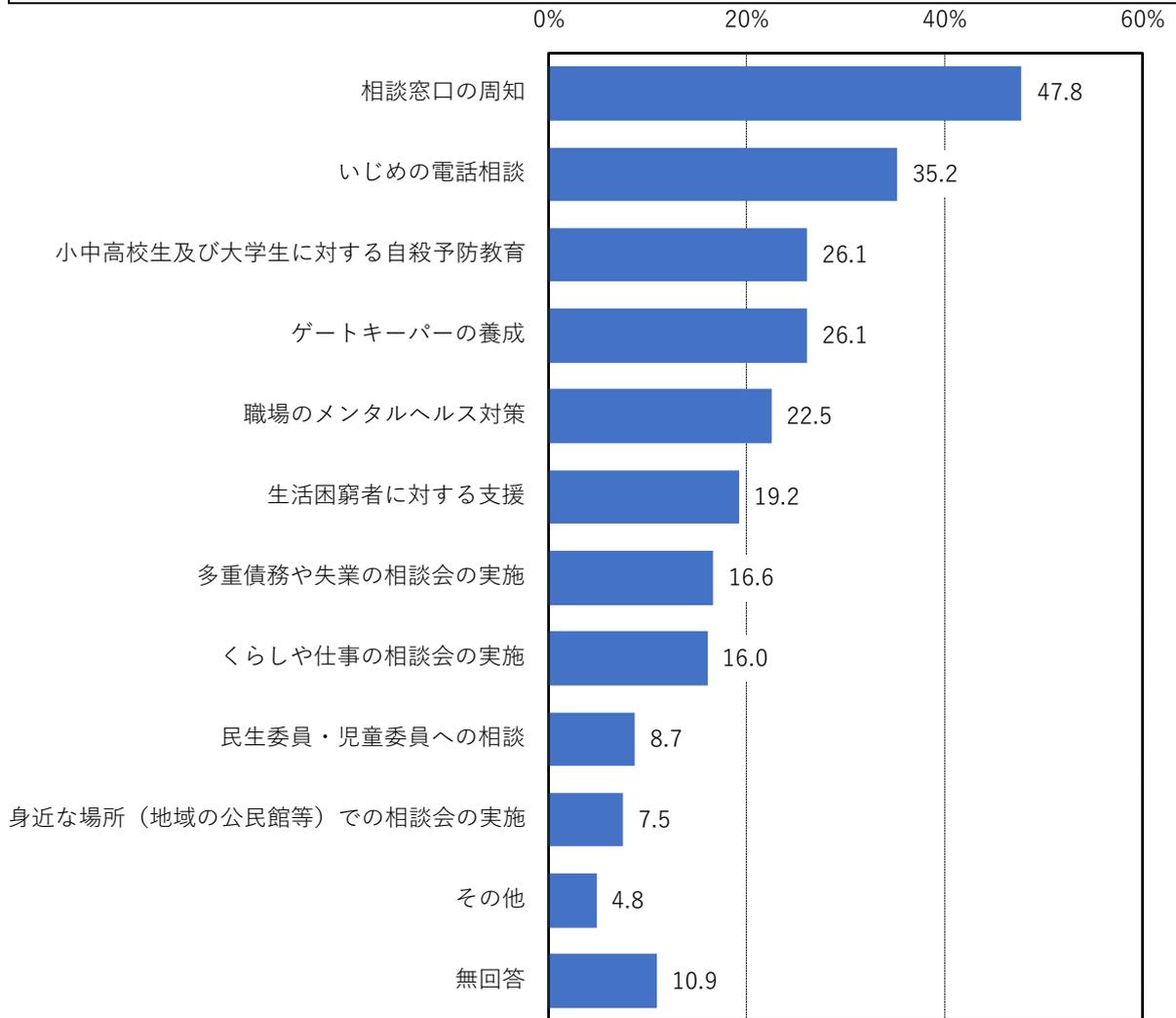
また、自殺を予防するために特に必要だと思われるものをたずねた設問では、「相談窓口の周知」(47.8%)、「いじめの電話相談」(35.2%)と回答した人の割合が高くなっています(問37)。

これらの結果から、様々な悩みを早期に相談できる相談窓口の充実や周知が求められていることが分かります。

問36 今まで自殺したいと考えたことがありますか。



問37 自殺を予防するためにどのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思われるものを3つまで選んでください。



計：850人

3. 自殺対策の方向性

(1) 基本理念

本市では自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策推進のための「基本理念」及び「基本的な考え方」を定め、それに基づいて「基本目標」を達成するために5つの施策体系からなる取り組みを実施します。

地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで、一人一人の大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない『笑顔あふれる人吉』」の実現を目指します。

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない「笑顔あふれる人吉」の実現を目指す

(2) 基本的な考え方

① 自殺の現状に対する認識

■自殺は、その多くが追い込まれた末におこるものです。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。

自殺に至る心理として、様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題です。

■自殺者数は減少傾向にありますが、憂慮すべき状況が続いています。

自殺統計によると、熊本県では、年間200人を超える方が自ら命を絶っており、平成27年以降、本市でも毎年3～9人が自殺により自ら命を絶っています。自殺者数は年々減少傾向にありますが、憂慮すべき状況が続いていると言えます。

■被災者の心のケアを引き続き行っていく必要があります。

本市でも令和2年7月豪雨災害では、被災によって生活環境が大きく変化しました。被災者は、様々なストレス要因を抱えることになるため、中長期にわたり心のケアを行っていく必要があります。

■ 社会環境の変化に対応した対策を行う必要があります。

令和2年から令和5年にかけて猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との交流・接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。

その中でも、特に女性やこども・若者の自殺が増加しており、さらに自殺につながりかねない問題も深刻化しています。

(3) 取り組みについての考え方**■ 社会的な要因も踏まえ、総合的に取り組みます。**

自殺は、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因を含む様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけも必要で、心の健康問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組みます。

生きることの阻害要因が、生きることの促進要因を上回ったときに自殺リスクが高まることを踏まえ、阻害要因を減らし、促進要因を増やすような取り組みを行うとともに、孤独・孤立対策等とも連携して取り組みます。

■ 段階に応じた施策を行います。

自殺対策は、事前対応、自殺発生の危機対応、事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。段階ごとに効果的な施策を行います。

■ 自殺の事前対応の更に前段階での取り組みを推進します。

困難やストレスに直面した時の対処方法を身につけることへの支援やつらい時や苦しいときには助けを求めてもよいということ、また、その求め方を学ぶ教育、啓発を推進します。

■ 市民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取り組みます。

現在の社会では誰もが心の健康を損なう可能性があり、市民一人ひとりが、心の健康問題の重要性を認識するとともに、自らの心の不調に気づき、適切に対処できるようにすることが重要です。また、自殺を考えている人が発するサインに早く気づき、専門機関等につなぐことも重要で、身近な方の果たす役割には大きいものがあります。このため、市民一人ひとりが、自殺予防の担い手となるよう、全県的なゲートキーパーの養成や心の健康に関する普及啓発等に取り組んでいきます。

■ **自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進します。**

市民に対し、命の大切さの理解を深めるとともに、悩みを抱えたときに気軽に心の健康問題の相談機関を利用できるよう、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取り組みを進めます。

■ **被災者に寄り添った心のケアを進めます。**

熊本こころのケアセンター、熊本県精神保健福祉センター、人吉市地域支え合いセンター等と連携して、被災者の心のケアに取り組みます。

■ **自殺者の名誉及び生活の平穏への配慮を認識して取り組みます。**

自殺対策に関わる者が、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないように、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

(4) 目標

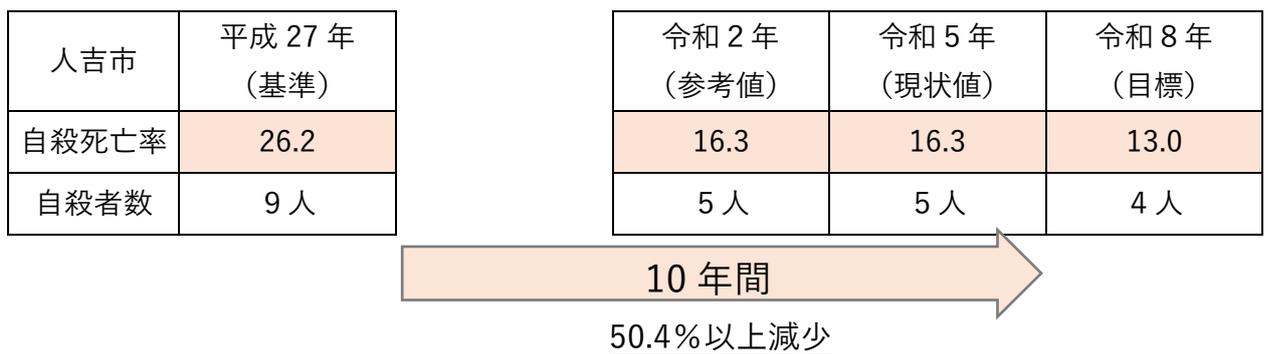
令和8年までに自殺死亡率を13.0以下
 (平成27年と比べて50.4%以上減少)に減少させる。
 ※最終的には自殺者数0人を目指します!

本計画の最終的な目標は自殺者数0人を目指すことですが、達成に向けて「自殺総合対策大綱」及び「熊本県自殺対策推進計画」に基づき、目標を設定します。

第1期人吉市自殺対策計画において、市の自殺死亡率が全国及び熊本県よりも高い水準となっていたことを受け、国と県の目標に基づき、全国及び熊本県と同等の水準とすることを目指し、令和8年までに市の自殺死亡率を13.0以下とすることを目標としていました。

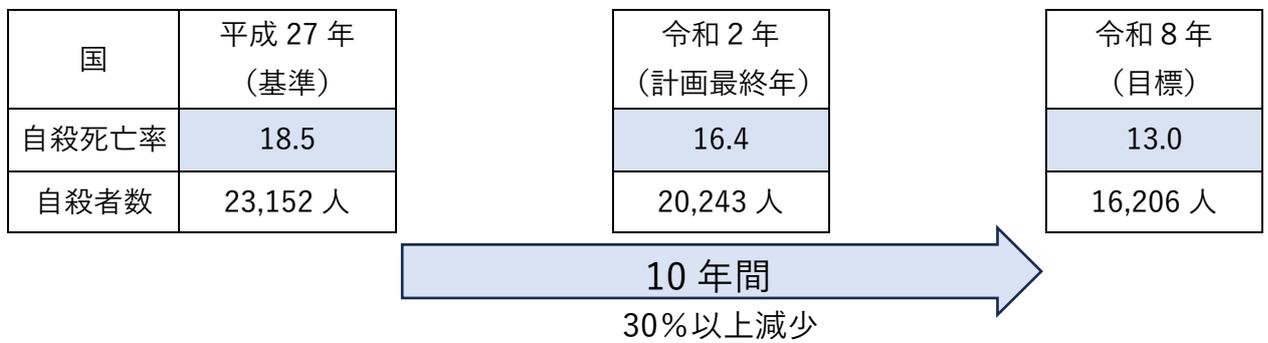
令和4年10月に策定された国の新たな大綱においても同様の目標が設定されたことから、本市においても引き続き、第1期計画で定めた目標と同様の数値目標を設定します。

なお、今後の国や県の計画に準じて、数値目標を見直すものとします。

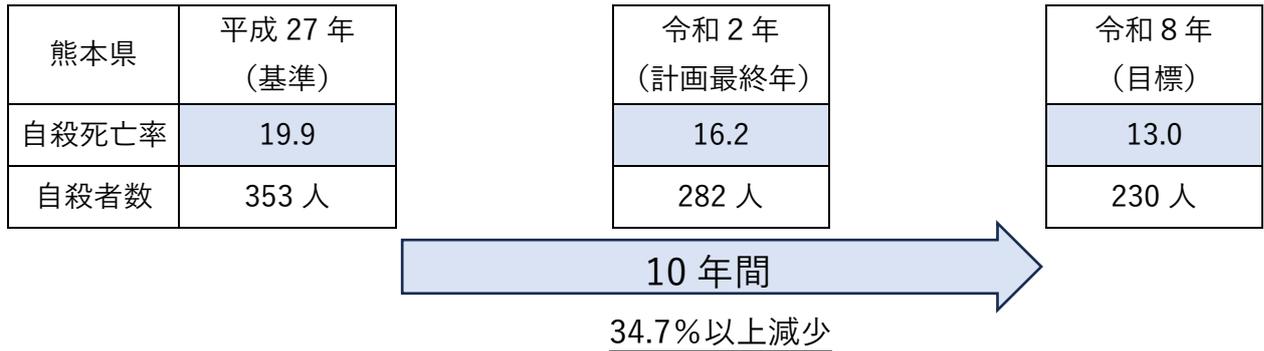


(参考)

■国の数値目標：令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。



■県の数値目標:令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて34.7%以上減少させる。



(5) 施策体系

国の自殺総合対策大綱や第3期熊本県自殺対策推進計画における基本理念及び基本的な考え方を踏まえ、目標を達成するために民間団体と行政機関等が連携して、次の体系に基づく自殺対策の取り組みを推進します。

1 普及啓発の推進	(1) 自殺予防週間等の普及啓発
	(2) 児童生徒の「命を大切にする心を育む」教育の充実
	(3) 心の健康に関する知識の普及啓発
2 自殺に係わる人材育成	(1) 様々な分野での自殺予防ゲートキーパーの養成
	(2) 各分野別での研修会の充実
3 自殺リスクの低減	(1) 総合的な自殺対策の相談窓口の充実と情報発信
	(2) 状況に応じた相談窓口の充実
4 こども、若者の自殺対策の推進	(1) こどもの「心のきずなを深める」取り組み
	(2) SOSの出し方に関する教育の推進
	(3) 学生・生徒等への支援の充実
	(4) 若者への支援の充実
5 女性への支援の充実	(1) 妊産婦への支援の充実
	(2) 困難な問題を抱える女性への支援
6 県その他関係機関等との連携	(1) 地域における連携

4. 自殺対策の取り組み

1 普及啓発の推進

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こりうること」です。その場合に「誰かに助けを求めること」が重要になってきます。

このことを市民に広く理解してもらい、悩みを抱えた時に気軽に相談機関を利用できるよう、自殺やうつ等について正しい知識を普及啓発し、相談機関の周知に取り組みます。

【主な取り組み】

(1) 自殺予防週間等の普及啓発

自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）等のあらゆる機会に普及啓発活動を行い、自殺の防止等に関する市民の理解の促進を図ります。

(2) 児童生徒の「命を大切に作る心を育む」教育の充実

こどもの「命を大切に作る心を育む」社会的な取り組みとして進めていくために、こどもに関わる関係者に研修会等を実施し、命の大切さに関する意識を児童生徒一人ひとりが持つよう、知識の普及に取り組みます。

(3) 心の健康に関する知識の普及啓発

心の健康に関する講演会等を実施し、パンフレットの配布及び「広報ひとよし」、ホームページ等を通じ、また、相談者本人や家族等からの話に耳を傾け、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

【各課の取り組み】

事業	事業内容	担当課
人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行います。講演会等の中で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する取り組みを行います。	地域コミュニティ課
情報共有推進事業	総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する等自殺対策の啓発をいたします。ホームページやSNSによる情報発信・新聞・テレビなどの媒体による情報伝達・広報誌等の編集・発行を行います。	秘書課

第8章 第2期人吉市自殺対策計画

事業	事業内容	担当課
心の健康に関する 相談対応と健康講座	<p>依頼のあった団体等へ健康講座を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図ります。</p> <p>また、様々な不安や悩みについての相談対応を行い、必要な場合は、適切な他機関につなぎます。</p>	保健センター
生活安定対策事業 (若年者の就労相談)	<p>若者サポートステーション（サポステ）等の事業及びジョブカフェなどの情報を市広報、HP、FB等で周知します。</p>	商工観光課
人権啓発事業	<p>人権意識を高めるための啓発を行い、自殺予防としての取り組みを行います。</p>	社会教育課
家庭教育事業	<p>学校や保育園等における家庭教育学級の開設、校区公民館を核とした「家庭教育講座」の充実、社会教育委員会にて「家庭教育講演会」を開催し、自殺予防に繋がる取り組みとして実施いたします。</p>	社会教育課
男女共同参画計画推進 事業	<p>DVの防止、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、性的指向や性自認などの多様な性に対する理解について、普及啓発を図ります。</p>	地域コミュニティ課

2 自殺対策に係る人材の育成

市民一人ひとりが、自殺やうつ等について理解し、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、相談機関につなぎ、見守りを行うことができる人材を育成します。

【主な取り組み】

(1) 様々な分野での自殺予防ゲートキーパー※8の養成

市民の支援に携わる人々を対象としたゲートキーパー養成のための研修を行い、自殺の基礎知識や自殺に傾いた人への対応と適切な機関につなぐための知識・スキルを修得し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る人材を養成します。

(2) 各分野別での研修会の実施

市民と接する機会の多い地域活動のリーダーやボランティアの方々に対して自殺や心の健康に関する研修会を実施し、自殺の兆候の早期発見や適切かつ迅速な対応ができる人材を増やします。

【各課の取り組み】

事業	事業内容	担当課
出前講座事業	双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる事業であり、「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取り組み」等を、トーク事業のメニューに加え住民へ啓発していきます。	地域コミュニティ課
地域活動振興事務及びコミュニティづくりの推進	町内会等の場で、地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会となるよう、自殺対策に関する講演や講習会を行います。	地域コミュニティ課
人材育成	職員研修の一つとして、職員及び住民の「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材の育成」を目指し実施いたします。	総務課
ゲートキーパー養成事業	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。	福祉課

※8 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと（厚生労働省 HP より引用）

事業	事業内容	担当課
障害者手話奉仕養成研修事業	聴覚障害者の心に寄り添い、生活する上での困り感の軽減につながるよう、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度、日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症の方々が排除されることなく、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目的とし、認知症に関する正しい知識を持ち認知症の人やその家族の応援者となるサポーターを養成します。	高齢者支援課
介護予防サポーター養成講座	地域住民を対象に、介護予防運動の指導者養成講座を開催することで、町内会等各地区単位で実施している介護予防デイサロンを指導できる人材を育成します。	高齢者支援課
市営住宅家賃滞納整理事務事業	ゲートキーパーの研修等を受講することにより、市営住宅の入居者の家賃滞納者が困りごとを抱えている可能性がある場合等に必要に応じて、相談窓口を紹介します。	住宅政策課

3 自殺リスクの低減

関係機関・団体等がそれぞれの分野において、相談窓口を設置し、個人からの相談に対し、その状況に応じた対応を行い、自殺リスクを減らす取り組みを実施します。

【主な取り組み】

(1) 総合的な自殺対策の相談窓口の設置と情報発信

悩みを抱える方が適切な助言を受けるための機会の拡大を図ります。

(2) 状況に応じた相談窓口の充実

- ①多重債務相談窓口の充実
- ②失業者・休職者向けのメンタル相談対応
- ③商工関係事業者の経営相談の実施
- ④法律相談窓口の充実
- ⑤認知症の人やその家族を支援する相談窓口の充実
- ⑥ひきこもりへの支援の充実
- ⑦生活困窮者の自立相談支援窓口の充実
- ⑧心身の健康に関する相談窓口の充実

【各課の取り組み】

事業	事業内容	担当課
心配ごと・無料法律相談会	人吉・球磨10市町村を毎月巡回する無料法律相談会を開催することで、不安軽減及び悩みの早期解決に努めます。	地域コミュニティ課
消費生活なんでも相談会	人吉・球磨地域を対象とした特別生活相談会を開催します。年末年始を前に、内外関係機関と連携し、相談窓口のワンストップ化を図り、相談対応は弁護士、司法書士、臨床心理士、行政相談委員、社協職員、消費生活相談員、ハローワーク、ジョブカフェ、若者サポートステーション職員が行う等、住民の不安軽減及び悩みの早期解決に努めます。	地域コミュニティ課
重複・頻回受診者訪問指導事業	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行います。その際、悩みの早期発見に努め、必要時、関係機関に繋がります。	市民課

第8章 第2期人吉市自殺対策計画

事業	事業内容	担当課
市税等徴収事務	税金徴収事務滞納整理における支払交渉の中で、生活困難な状況が見受けられる場合は、適切な支援先や相談窓口を紹介します。	税務課
民生委員・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等を行い、地域住民の不安軽減に努めます。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	概ね3歳までの児童やその保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を提供し子育ての悩み解決をはかります。	こども未来課
養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業	乳幼児全戸訪問事業の実施及び関係機関からの連絡・通報により把握され、養育支援が特に必要と認められる家庭への専門的相談・支援活動を行い、養育状況の改善に向けて取り組みます。	保健センター こども未来課
地域包括支援センター運営	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心・安全に生活できるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進する中核拠点として運営します。	高齢者支援課
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集まり、日頃の悩みなどを話し合いながら交流し、心身の負担の軽減や休息、情報交換ができる場づくりを支援します。	高齢者支援課
介護者家族会	介護従事者（家族）が日ごろの悩み解消や情報交換、リフレッシュできる場として、現従事者及び過去の従事者が集う会を月1回開催します。	高齢者支援課
高齢者への総合相談事業	高齢者に対してどのような支援が必要かを把握し、必要な制度利用へつなげるため、初期段階の相談対応を行います。	高齢者支援課
精神保健相談、生活習慣予防保健指導等	健診や訪問で保健指導を行う際、生活状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぎます。	保健センター
精神保健（アルコール等依存症関係）	飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、ご家族の相談対応及び関係機関と連携し支援を行います。	保健センター
中小企業資金融資	制度融資、中小企業信用保証料補給金、中小企業不況対策資金利子補給金、セーフティネット申請等の相談を実施し、適切な支援、悩みの軽減に努めます。	商工観光課
起業創業中小企業支援事業（人吉しごとサポートセンター）	起業・創業者だけでなく、市内の個人・小中規模の事業所の様々な経営課題に対して、相談者各々に一対一で対応する伴走型の支援を行い、悩み解決に向け取り組みます。	商工観光課

事業	事業内容	担当課
市営住宅管理事務事業	市営住宅入居者や入居希望者のうち、生活上の問題を抱えている方に適切な支援先や相談窓口を紹介します。	住宅政策課
水道料金等徴収事務	料金徴収事務滞納整理における支払交渉の中で、生活困難な状況が見受けられる場合は、適切な支援先や相談窓口を紹介します。	上水道課
学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	学校教育課

4 こども・若者の自殺対策の推進

こども・若者の心の健康の保持や増進、困難やストレスに直面した時の対処方法を身につけることへの支援をします。

【主な取り組み】

(1) こどもの「心のきずなを深める」取り組み

家庭・地域・学校が連携し、児童生徒同士・児童生徒と教職員・保護者や地域住民との「心のきずな」を深め、いじめを許さない学校・学級づくりを目指して、いじめの未然防止に重点を置いた取り組みを実施します。

(2) SOSの出し方に関する教育の推進☒

小中学校における定期的な個別の教育相談の実施や、ストレス対処教育に係る指導プログラムを実施し、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法の学習に取り組みます。

また、SNS等の不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、情報モラル教育の充実を図ります。

(3) 学生・生徒等への支援の充実

スクールカウンセラー又は、スクールソーシャルワーカー等による児童生徒、保護者に対する教育相談、生活困窮世帯への支援を実施します。

(4) 若者への支援の充実

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を実施します。

【各課の取り組み】

事業	事業内容	担当課
子ども・子育て相談及び情報提供	子どもと家庭に関する総合相談及び情報を提供し、悩み解決に向け取り組みます。	子ども未来課
思春期保健事業	市内中学2年生を対象に、学校とのタイアップで思春期教室を実施します。思春期の時期に、お互いを尊重する意識をもち、悩みや困りごとを信頼できる大人に相談する力を身につけることで、望まない妊娠、若年妊婦や飛び込み出産等の防止につなげます。	保健センター
いじめ防止対策事業	こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談を実施します。	学校教育課
教育相談 (いじめ含む)	社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、相談事業を実施します。	学校教育課
学校支援アドバイザー事業	不登校児童生徒(市内の公立学校に通う小中学生)を対象にした教育支援センター(かがやき教室)、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や学校支援アドバイザーとの連携を図ります。	学校教育課

5 女性への支援の充実

妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、各種支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

(1) 妊産婦への支援充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦等への支援を強化するとともに、産後に心身の不調や育児不安を抱える者等に対し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力に関する問題など、様々な困難や課題を抱える女性に寄り添った相談支援等を行います。

【各課の取り組み】

事業	事業内容	担当課
母子保健事業及びこども家庭センター	母子手帳交付、新生児訪問、乳児全戸訪問、乳幼児健診、育児相談、各種相談等を行う際、母親の子育て及び健康状態を把握し、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等、自殺予防に取り組みます。	保健センター こども未来課
女性福祉に係る相談及び情報提供	DV被害者等女性に関する総合相談及び情報提供を実施します。	こども未来課

6 県その他の関係機関等との連携

自殺対策を進めるに当たり、熊本県や民間団体との連携は必要不可欠です。本市単独では実施困難な事業もあるため、県や民間団体等が実施している事業の活用や連携を図ることで、より活発な取組を推進していきます。

【主な取り組み】

(1) 地域における連携

熊本県自殺対策連絡協議会、人吉球磨地域精神保健福祉連絡協議会等で、地域における自殺対策の具体的な取り組み等について協議し、連携の中で実情にあわせて取り組みます。

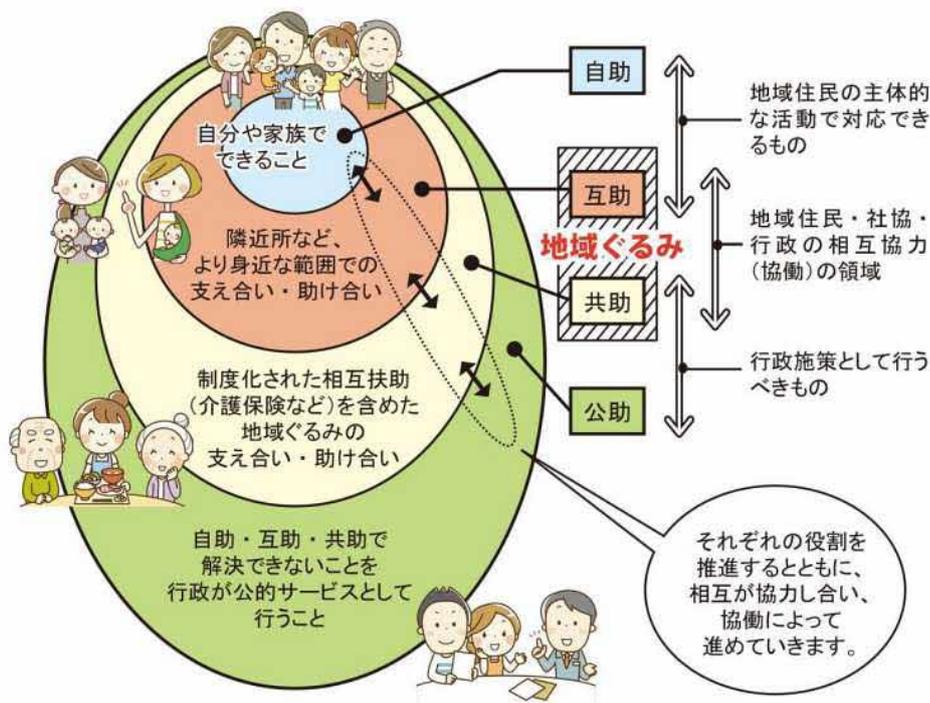
5. 自殺対策の推進体制

心の健康づくりや自殺対策の推進のためには、市民一人ひとり、関係団体及び行政が連携協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。また、計画の推進のために庁内全体で横断的に取り組む体制づくりも必要です。実施状況を評価しながら実情に応じた施策を推進していきます。

第9章 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携・協働

本計画の取り組みに関しては、地域住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、それぞれの役割を果たすとともに、相互が協力し合い、協働によって進めていきます。



2. 計画の進行管理

人吉市地域福祉計画については、市の各担当課で構成する「人吉市地域福祉推進会議」にて、進行管理と評価を行い、その結果を地域の福祉関係団体および健康福祉関係団体、学識経験者で構成する「人吉市地域福祉計画推進委員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

人吉市地域福祉活動計画については、人吉市社会福祉協議会の企画財政部会と校区社会福祉協議会会長で構成する「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」にて、進行管理と評価を行い、その結果を「理事会及び評議員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

資料編

1. 第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯

年	月日	会議名等
令和6年	2月13日～ 令和6年3月8日	人吉市地域福祉に関する市民アンケート調査実施
令和6年	4月15日～ 令和6年4月26日	地域福祉に関する専門職アンケート調査実施
令和6年	6月5日	第1回第4次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和6年	7月11日	令和6年度第1回人吉市地域福祉推進会議
令和6年	8月9日	令和6年度第1回人吉市地域福祉計画推進委員会
令和6年	8月9日	第4次計画の策定について、人吉市地域福祉計画推進委員会へ諮問
令和6年	9月18日	第2回第4次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和6年	7月～ 令和6年10月	校区別協議会実施（計11回）
令和6年	11月8日	第3回第4次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和6年	11月22日	令和6年度第2回人吉市地域福祉推進会議
令和6年	12月13日	令和6年度第2回人吉市地域福祉計画推進委員会
令和7年	1月16日～ 令和7年2月6日	第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画（案） パブリックコメント実施
令和7年	1月6日	行政経営会議
令和7年	2月19日	令和6年度第3回人吉市地域福祉計画推進委員会
令和7年	2月25日	地域福祉活動計画検討委員会
令和7年	3月11日	人吉市社会福祉協議会理事会
令和7年	3月14日	第4次計画の策定について、市長へ答申
令和7年	3月27日	人吉市社会福祉協議会評議員会

2. 人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例

平成23年6月30日

条例第12号

改正 平成26年3月25日条例第15号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による人吉市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、全ての人が生きがいをもって、互いに力を出し合い、安心して豊かに暮らせる幸せいっぱいのまちづくりを推進するため、人吉市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平26条例15・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更に関することについて審議し、市長に答申するものとする。

2 委員会は、計画の推進に関することについて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(平26条例15・全改)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 地域関係団体の代表者
- (2) 健康福祉関係団体の代表者
- (3) 学識経験等を有するもののうち、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年人吉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3. 人吉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

令和7年3月31日現在

NO.	区 分	所 属 団 体 及 び 役 職		氏名	
1	学識経験者	宮本司法書士事務所	司法書士	宮本 稔也	会長
2	地域関係団体	人吉市町内会長連合会	会 長	尾曲 義秋	副会長
3	地域関係団体	人吉市校区社協連絡協議会	会 長	中野 富美子	
4	地域関係団体	人吉市子ども会育成連絡協議会	会 長	横山 隆一	
5	地域関係団体	人吉市PTA連絡協議会	会 長	永田 政司	
6	地域関係団体	人吉市校区公民館長連絡協議会	会 長	中村 雅孝	
7	地域関係団体	人吉市消防団	第一方面隊長	仲村 建彦	
8	健康福祉関係団体	人吉市民生委員児童委員協議会	副会長	森 博基	
9	健康福祉関係団体	人吉市くらし見守り相談員連絡協議会	会 長	笠原 洋子	
10	健康福祉関係団体	人吉市ボランティア連絡協議会	会 長	木村 恵子	
11	健康福祉関係団体	人吉市老人クラブ連合会	会 長	山口 辰夫	
12	健康福祉関係団体	人吉市健康推進員会	副会長	椎葉 靖枝	
13	健康福祉関係団体	球磨圏域介護支援専門員協会	堤病院居宅介護支援事業所 「げんき」管理者	恒松 久仁子	
14	健康福祉関係団体	人吉球磨障がい者総合支援協議会	主任相談支援専門員	白坂 和彦	
15	健康福祉関係団体	人吉市保育園連盟	理事	平山 猛	

第4次人吉市 地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画

発行 熊本県 人吉市

人吉市 健康福祉部 福祉課

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1

TEL：0966-22-2111 / FAX：0966-24-5005

人吉市社会福祉協議会

〒868-0072 熊本県人吉市西間下町41番地1

TEL：0966-24-9192 / FAX：0966-25-1117

